

この冊子は、公益財団法人日工組社会安全財団の助成を受け作成されたものです。

地域の万引犯罪防止対策 活動調査報告書

万引きを許さない
地域環境づくりのための26事例

調査：特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構
協力：警察庁／日本小売業協会

ごあいさつ

ここに平成25年度に実施した「地域の万引犯罪防止対策活動調査報告書」をお届け致します。

この調査は、日本万引防止システム協会(旧名:日本EAS機器協議会)が平成16年度に行った『都道府県における「万引防止協議会」設置等の万引対策の実態を調査』を継承し、9年ぶりに実施致しました。

今回は公益財団法人日工組社会安全財団の助成金を基に、警察庁生活安全企画課及び日本小売業協会等の協力をいただき、全都道府県の警察本部をはじめとして、県庁、教育委員会等の皆様方から沢山のご回答をいただきました。皆様の万引犯罪の防止に関する関心の高さを示すものであり、敬服しています。ご協力いただいた皆様に深くお礼を申し上げます。

調査結果は、各地域・業界における対策やルール情報が多数含まれており、万引防止対策へのそれぞれの取組みが参考になるかと思います。その詳細を「各地の活動事例26」として、紹介させていただきました。県の総合万引対策、万引防止の協議会、企業としての取り組み、個人商店の活動まで、幅広い層の活動をご紹介しますことで、地域・業界の皆様の万引防止対策活動の後押しになればと考えています。

紹介したかった事例は他にも多数ありましたが、紙面の関係で割愛させていただきました。未掲載原稿は機構のホームページの「デジタル万引機構」に紹介させていただく予定ですので、合わせてお読みくださいますようお願い致します。

新たな課題として、各地で高齢者の万引の認知件数が青少年の認知件数を超えはじめており、この事実は日本の本来の在り方に問題提起がなされたと重く受け止め、小売業や警察だけでなく各関係省庁に参画をいただき、社会総ぐるみの抜本的な対策を提言してまいります。所轄官庁はじめ関連諸団体に於かれましては、引き続きご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

平成25年11月

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構
理事長 河上 和雄

- P3** 地域の万引犯罪防止対策活動調査概要と考察
ー心理学的観点からー 瀧川 哲夫
- P13** 特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構／
日本万引防止システム協会
- 《万引犯罪防止対策活動事例紹介》
- P14** **1** 万引きを看過しない社会環境等の整備のための
万引全件届出宣言
[北海道万引防止ウィーブネットワーク]
- P17** **2** 「万引きのないまちづくり宣言」を小売店舗や
地域社会で具体的に展開
[岩手県万引防止対策協議会]
- P21** **3** 官民一体となった万引き防止に向けた取組み
[宮城県万引き防止対策協議会]
- P23** **4** 万引き防止総合対策推進事業
[福島県警察本部生活安全部生活安全企画課]
- P25** **5** 埼玉県万引き防止官民合同会議と連携した
万引き防止対策の推進
[埼玉県万引き防止官民合同会議]
[埼玉県販売防犯連絡協議会]
- P29** **6** 東京万引き防止官民合同会議の取組
[東京万引き防止官民合同会議]
[渋谷万引き犯罪根絶対策協議会]
- P35** **7** 東京都における子供に万引きを
させないための取組み
[子供に万引きをさせない連絡協議会]
- P37** **8** 万引防止対策の効果的推進による
少年の健全育成活動
[神奈川県万引防止対策協議会]
- P40** **9** 長野県万引防止対策協議会連合会の取組について
[長野県万引防止対策協議会連合会]
- P42** **10** 「万引き撲滅」に向けた各種取組
[京都府万引き防止対策推進協議会]
- P45** **11** 広島県における万引き防止対策
[万引き防止対策会議]
- P49** **12** ドラッグストア安全安心ネットワークの構築
[ドラッグストア安全安心ネットワーク]
- P51** **13** 県民一体となった万引き防止対策
[山口県警察本部生活安全部生活安全企画課、少年課]
- P54** **14** 官民学一体となった万引き防止総合対策の推進
[香川県万引き防止対策協議会]
- P57** **15** 万引き防止活動を通じた安全・安心な
まちづくりについて
[福岡県万引防止連絡協議会]
- P60** **16** 商店街における万引に関する調査
～平成24年度・平成25年度商店街活性化
推進調査・研究事業～
[万引犯罪防止対策委員会]
- P62** **17** イトーヨーカドーの万引き対策の方針
[株式会社セブン&アイ・ホールディングス]
- P64** **18** 新宿区万引き防止対策協議会の発足と万引きを
許さないまち宣言
[新宿区万引き防止対策協議会]
- P67** **19** 書籍・ゲーム等のメディアコンテンツ
古物買取りルール
[日本メディアコンテンツリユース協議会]
- P70** **20** 高齢者の万引き非行の要因について
ーハーシの社会的絆理論を適用してー
[警視庁地域部通信指令本部 指令官 江崎 徹治]
- P73** **21** 万引きをさせない社会を実現するために
[日本チェーンドラッグストア協会]
- P75** **22** 地域みんなが見ているよ!!
「万引きをしない・させない・見逃さない!!」
[平塚市(神明中学校区)万引き防止推進員連絡協議会]
- P77** **23** 高齢者の見守りに対する取組み
～顔の見える関係作り～
[見附市地域包括支援センター中央／南]
- P79** **24** 長崎県地域生活定着支援センターの
”実践”から見えてきたもの
[長崎県地域生活定着支援センター]
- P81** **25** 子どもたちに直接 語りかけて減らしたい
～万引きされたお店のおばさんの悲しみ～
[文具・駄菓子小売店主 富田 仙恵]
- P84** **26** 万引き防止音楽劇の紹介
[マミーシングーズ]
- P85** 《地域の万引犯罪防止対策についてのアンケート
調査結果（北海道～沖縄）》
- P106** 事務局より

地域の万引犯罪防止対策活動調査概要と考察

ー心理学的観点からー

瀧川 哲夫（北海道大学名誉教授・心理学）

調査の概要

本報告書は全国万引犯罪防止機構（以下、当機構と略す）が、全国でおこなわれている万引犯罪防止対策の実際を調査した結果を紹介する冊子である。この種の報告書は平成16年に日本EAS（電子商品監視）機器協議会（現・日本万引防止システム協会）がコンパクトにまとめているが、今回はこの9年間に新たに設立された団体を含めて、全国の万引犯罪防止対策活動を網羅的に調査し、実際に取り組んでいる事例を集め、平成25年9月現在でのデータを集大成した。

調査としては、警視庁ならびに道府県警察本部に、万引防止対策をはじめとする地域の防犯対策への取り組みについて、さらに万引対策活動をおこなっている団体ならびに教育委員会に対しても、活動内容に関するアンケートを配布し、回答を得た。その調査手続きは以下の通りである。

調査期間：平成25年7月末～9月中旬であった。

アンケート票送付：都道府県の県庁、警察本部、教育委員会、特定市に郵送配布した。

回答：都道府県庁34、警視庁・警察本部47、教育委員会28、特定市14から回答を得た。

このアンケート調査結果は本報告書の後半「地域の万引犯罪防止対策についてのアンケート調査結果」にまとめて掲載した。

次に、アンケート配布対象団体に万引犯罪防止対策活動事例の紹介を依頼したところ、26の事例が寄せられた。それらの内容は、

協議会等の組織的な取り組み事例：15

業界の取組み事例：3

商店街の意識調査の事例：1

地区のボランティア活動の事例：1

地域の支援センターの事例：2

小売業の対応事例：2

万引防止音楽劇の紹介事例：1

研究事例：1

であった。本報告書の前半ではこれらの事例を北から南の順番で紹介している。

アンケート結果

本報告書後半に掲載したアンケート結果を概観すると、ほとんどの地域で万引防止対策協議会などの名称の協議会が設置されている。また、東京都や埼玉県などでは万引防止官民合同会議という名称で会議が開催されている。さらに、北海道ウィーブネットワークやゲートウェイ犯罪対策会議などの名称をつけているところもある。これらはほとんどの場合、警視庁・各警察本部の生活安全総務課・安全企画課が事務局となっており、いずれも、年に一回程度、警察と行政、小売業などの関係者が集まり、万引犯罪の現状分析、対策の方針などを議論する場となっていて、内容的に大きな違いはない。アンケート回答の中から、全国各地で万引対策を中心に活動していると思われる組織を抽出して表1に示した。

表1 万引防止対策組織

地 域	万引対策専門組織名	地 域	万引対策専門組織名
北海道	北海道万引防止ウィーブネットワーク	三重県	万引き防止ネットワーク
岩手県	岩手県万引防止対策協議会	和歌山県	和歌山県万引き防止対策協議会
宮城県	宮城県万引き防止対策協議会	奈良県	奈良県ゲートウェイ犯罪対策協議会
埼玉県	埼玉県万引き防止官民合同会議	京都府	京都府万引き防止対策推進協議会
千葉県	千葉県安全安心まちづくり推進協議会 万引き防止対策部会	兵庫県	万引き防止ネットワーク会議
東京都	東京万引き防止官民合同会議など	岡山県	岡山県万引き防止ネットワーク
神奈川県	神奈川県万引防止対策協議会など	島根県	青少年健全育成協力店協議会
山梨県	万引き防止協議会	山口県	山口県ゲートウェイ犯罪対策会議
長野県	長野県万引防止対策協議会連合会	香川県	香川県万引き防止対策協議会
静岡県	万引き防止に向けた合同対策会議	愛媛県	万引き防止官民合同会議
新潟県	新潟県万引防止連絡協議会	福岡県	福岡県万引防止連絡協議会
富山県	富山県万引防止対策協議会	佐賀県	万引き防止対策連絡会議
石川県	石川県万引等防止連絡協議会	長崎県	長崎県万引き防止官民合同協議会
愛知県	愛知県万引防止対策協議会	大分県	万引き被害防止対策会議
岐阜県	万引き防止対策連絡会議	沖縄県	沖縄県店舗対象犯罪防止連絡協議会

警察の担当部署は、警視庁・道府県警察本部の生活安全企画課・生活安全総務課や少年課がほとんどであり、回答を得た行政組織では、県庁の県民安全課などで、少年担当としては教育委員会の学校指導課、義務教育課などが多い。警察も行政も、これまでに少年の万引が注目を浴びていたことから、警察の少年課、教育委員会などの学校教育関係者が多く参加しているが、今後は高齢者に対する対策を重視していく必要がある。そのためには、たとえば行政では福祉関係の担当者が参加することも期待される。この点は後で述べる。

事例集

万引犯罪防止対策活動事例紹介では、各地の多岐にわたった取り組みが北から南への順で紹介されている。以下では、いくつか特徴的な取り組みを取り上げてみよう。

北海道ウィーブネットワークについては、設立時から北海道警察犯罪脆弱者対策研究委員会の一員として筆者も活動を拝見していたが、大きな話題は紹介記事にあるように、平成19年6月20日、道民に対して、「万引全件届出宣言」を実施したことであろう。これは北海道警察本部長であった樋口建史氏の声かけがあって、その後に警察庁としてルール化されたという経緯がある。残念ながら、その後の全国の実態は芳しくない状況であるが、その件については後述したい。

福島県の「万引き防止総合対策推進事業」で特筆すべきは、高齢者の万引が増加していることから、高齢者等の規範意識の高揚と万引を発生させない店舗管理者対策を柱とした、万引き防止総合対策推進事業を本年から実際に展開していることである。社会的立場に立って活動している防犯ボランティア、町内会長、老人会長等の高齢者727名を万引き防止アドバイザーに委嘱し、関係機関・団体と連携しながら高齢者等への防犯広報活動や防犯腕章を装着し、スーパー等でパトロール活動を行っている。

その他の事例にも、高齢者による万引対策の課題を重要視している、あるいは今後の課題として掲載しているところは、岩手県、東京都、神奈川県、広島県、島根県、香川県、福岡県など、店舗ではイトーヨーカドーなど、多くある。また、異色の事例と言える江崎徹治氏の執筆した「高齢者の万引き非行の要因について」は、高齢者による万引犯罪の背景を探るレビューとなっている。そして、見附市地域包括支援センターによる「高齢者の見守りに対する取り組み」紹介は、高齢者向けの実践活動例の一つとして、全国の包括支援センターの在り方を示しているように思われる。

香川県の「官民学一体となった万引き防止総合対策の推進」は筆者もこれまで経験してきた方法の成功例の一つと言えるであろう。大学の研究者、特に社会学や心理学、さらには倫理学の専門家が、現実の犯罪データを眺める機会は残念ながら多くない。それは日本のアカデミズムが現実から遠ざかっていた過去の歴史にも起因している。しかし、大学紛争時代を経験した研究者はほとんどが引退し、若い人たちは、いわゆる警察アレルギーを持っていないことから、今後は官民学の連携は増えていくであろう。だからといって、現実の社会問題は研究者が参加すれば簡単に解決できるというものではない。官民学の連携で研究者に期待すべきは、問題解決の具体策というよりは、問題の中身を実証的な観点から整理し、推測されるモデルや仮説を検証するための「妥当な調査分析方法」を見つけ出すことであろう。これはデータの扱い方、解釈や表現の仕方など、重要なポイントである。また、より具体的な対処の視点を提供するのは臨床心理系の人たちであろう。これからの高齢者向けの対策という課題では、臨床・福祉関係者も含めた複合的な連携体制が不可欠に思える。

万引防止対策をリードしている各地の団体には、これからも努力を続けていただきたいが、現状でそれなりの問題を抱えている。アンケートならびに事例集からは、①会員店舗の足並みが揃わない、②団体役員の高齢化と人材不足、③高齢者による万引犯罪に対する防止活動の取り組み方、という三点が見えてくる。これらはそれぞれにさらなる努力をしていただくことが必要な課題ではあるが、その一部についても、以下に記す考察が参考になれば幸いである。

取り組みの必要性

多くの取り組みが実際になされているのであるが、そのような取り組みが必要な理由をここであらためて考えておこう。

万引犯罪防止対策はすべての都道府県で警察が関与しつつ、小売業などの関連団体の活動、さらには学校での非行防止教室などで実施されている。このように全国的で組織的な防止対策の活動が見られるのは、他には交通事故防止対策くらいであろう。

万引は安易に、かつ意図的に実行される犯罪で、歴史的にも非常に古い犯罪の一つである。公表資料が入手可能な欧米でも多数発生していると報告されている。個々の万引対象物の単価が安い場合であっても、それが大きな数になると、小売店等に甚大な被害をもたらすことになる。平成19年に警察庁がおこなった推計では、日本全国での万引の被害総額は年間4千6百億円に達すると言われている。当機構の米国版と言えるNASP (The National Association for Shoplifting Prevention)は、米国での被害総額が年間130億ドル（日本円で約1兆2千7百億円）になると推定している。商品へのタグ付けなどの万引防止対策の歴史と拡がりのある米国であっても、人口比では日本より多いようである。

全世界で万引被害額が何兆円規模になるのか想像がつかないが、マクロ経済的観点から見れば、その被害総額は、対策に要する費用や税金を含めて消費者全員で負担しているのである。ミクロで考えて、日本の消費者人口が1億人いるとして、すべての消費者が一人あたり年間4千円以上を万引被害弁済分として負担していると想像するのは、大きく間違っているとは言えないだろう。

このような実態を広報するという観点から取り組みの必要性を考えてみよう。上述のNASPのホームページにアクセスすると、「万引は家族を傷つける」「万引は尊厳を盗む」「万引は互いの信頼を盗む」「万引はプライドと自尊心を盗む」「万引は子どもの純真さを盗む」「万引はみんなから盗む」などの言葉が次々と出てくる。

これらの言葉は万引が、万引をした人だけではなく、多くの人の平安な毎日を脅かす大きな社会問題であることを示している。この社会問題は、単に経済的問題のみではない。「見つからないから商品を持ち去る」、「持ち去っても店がつぶれるような額の商品ではない」、「みんながやっている」というような判断と行動は、われわれの規範意識の根幹をゆさぶる社会問題である。

規範意識育成の話題は後で取り上げるが、万引を規範意識が主たる原因としてとらえると、万引への誘惑（誘因）はなくならないことを指摘しておきたい。それは個人的な状況では「トラップ（罠）」と呼ばれる現象で、目先の小さな利益に捕らわれることが、後に大きな損失の原因となる場合のことである。事前に損失を十分に理解していなかったら、われわれはトラップにはまってしまう。深刻な疾病をもたらす可能性の高い喫煙や飲酒が代表的と言われるが、これらは積み重ねのトラップである。しかし、万引は犯罪であるから、捕まったら一回でもトラップを構成する。

万引を実行することが、本人や家族という関係者にとってどれだけの損失（負の誘因＝嫌悪状況）をもたらすかのみならず、さらに社会的な損失がどれだけあるかも明確に示さなければならないであろう。個々人が目先の小さな利益に捕らわれると、その数が膨大になり、全体として社会への大きな損失をもたらす。これは「社会的ディレンマ」と呼ばれる状況である。万引もその一つであろう。上記のNASPの標語は、万引が個人的トラップや社会的ディレンマの状況であることを伝えている。日本でも、「万引は犯罪です」というポスターを店舗で見かけるようになってきたが、それだけでは万引をしてしまうコストを十分に伝えているのか少々疑問である。

万引認知件数人口比

全国各地でさまざまな取り組みがおこなわれている背景となる万引の最近5年間の認知件数の推移を眺めておこう。表2に当機構が作成した各都道府県の万引認知件数の人口比（1万人あたり）を示した。

表2 平成20年から24年の人口1万人あたりの万引認知件数（全国万引犯罪防止機構作成）

	H20	H21	H22	H23	H24	5年間の平均	H20からの増減
全国	11.46	11.76	11.59	11.08	10.58	11.29	-0.88
北海道	9.51	9.42	8.91	9.32	9.35	9.30	-0.16
青森	9.86	11.44	11.71	10.11	8.82	10.39	-1.04
岩手	7.83	8.84	7.62	7.40	7.67	7.87	-0.16
宮城	8.56	10.68	11.67	8.60	9.25	9.75	0.69
秋田	8.79	10.67	9.71	8.94	8.03	9.23	-0.76
山形	9.04	11.66	10.27	9.20	9.27	9.88	0.24
福島	10.32	11.58	11.57	9.40	9.71	10.53	-0.61
茨城	12.58	14.57	14.38	13.38	11.91	13.37	-0.67
栃木	13.08	14.32	14.16	12.90	11.46	13.19	-1.62
群馬	10.79	11.92	12.24	11.50	11.80	11.65	1.01
埼玉	11.60	12.46	11.85	11.84	11.48	11.85	-0.12
千葉	13.82	13.24	12.87	11.50	11.54	12.58	-2.28
東京	14.77	15.51	15.90	14.46	13.54	14.83	-1.23
神奈川	13.41	7.06	7.99	7.18	7.86	8.64	-5.55
新潟	10.50	12.08	11.93	12.79	11.31	11.71	0.80
山梨	9.54	12.25	11.48	10.85	10.43	10.91	0.90
長野	11.70	13.42	12.38	12.27	10.10	11.98	-1.60
静岡	9.70	10.08	9.52	10.74	9.60	9.93	-0.10
富山	9.46	9.43	8.86	7.22	6.40	8.29	-3.05
石川	8.65	8.39	9.70	8.83	6.50	8.42	-2.15
福井	9.29	8.85	9.75	8.27	8.49	8.93	-0.80
岐阜	11.90	12.59	11.68	10.86	10.28	11.47	-1.63
愛知	11.54	11.96	11.01	9.93	8.66	10.61	-2.88
三重	11.23	13.25	12.02	10.04	9.53	11.22	-1.70
滋賀	8.91	11.05	11.35	10.18	10.15	10.34	1.24
京都	13.14	14.48	14.54	14.94	11.95	13.81	-1.20
大阪	6.88	8.93	8.80	9.45	9.60	8.73	2.72
兵庫	14.88	14.07	12.82	12.18	12.52	13.29	-2.36
奈良	10.27	11.17	11.61	11.12	10.27	10.88	0.00
和歌山	10.14	11.56	12.79	11.45	10.62	11.30	0.48
鳥取	13.03	13.98	13.55	11.30	11.01	12.58	-2.02
島根	10.80	12.26	10.66	11.36	11.22	11.25	0.42
岡山	12.80	14.30	12.71	13.27	11.68	12.95	-1.12
広島	11.56	12.17	12.02	11.40	11.36	11.70	-0.20
山口	11.19	11.78	12.78	12.11	10.83	11.73	-0.36
徳島	12.09	12.40	12.84	12.37	11.28	12.20	-0.81
香川	16.74	16.38	16.36	14.32	13.23	15.42	-3.52
愛媛	12.71	13.37	14.27	15.36	13.48	13.83	0.78
高知	11.19	10.87	12.13	11.27	10.05	11.11	-1.14
福岡	14.07	12.95	11.95	12.74	13.10	12.96	-0.97
佐賀	9.00	11.41	12.71	12.40	12.05	11.49	3.06
長崎	9.57	9.69	9.22	9.75	8.92	9.43	-0.65
熊本	8.54	9.89	9.75	10.14	9.32	9.53	0.78
大分	7.21	7.88	8.40	8.81	8.26	8.11	1.05
宮崎	10.31	9.52	8.90	9.66	8.91	9.46	-1.40
鹿児島	7.36	8.03	8.73	8.75	9.17	8.40	1.81
沖縄	9.76	10.03	10.67	10.45	9.15	10.01	-0.61

表2で、直近である平成24年の人口1万人あたりの認知件数を眺めると、全国平均10.58件を少しでも下回る地域は27、少しでも上回る地域は20となっている。過去5年間で眺めると、全国平均で平成20年の11.46件から平成24年の10.58件へと0.88件減少しており、この減少傾向は各地域でもおおまかに見られる。しかし、個別の地域を眺めると、2件以上減少している地域（千葉、神奈川、富山、石川、愛知、兵庫、鳥取、香川）がある一方で、2件以上増加している地域（大阪、佐賀）もある。これらの減少と増加が各地域での万引防止対策の取り組みの有無や、その効果が現れた結果かどうかの判断は困難であるが、取り組みは今後も継続していくしかないであろう。ただ、大阪については、大都市でありながら非常に低かった（平成20年に6.88件で全国最低、平成24年までに大幅に増加したが、それでも9.60件とかなり低い）こともあって、認知件数の個別背景事情についても検討しておかなければならないことを示している。

認知件数人口比は犯罪の地域別発生率を推定する上でもっとも有効な指標とされてはいるが、この指標は犯罪実態を正確に反映しているわけではない。認知件数は警察での届出受理件数である。警察に届出があって受理されたからといって、誤認などがあれば犯罪にはならないし、そもそも警察が発見して認知する場合を除いて、犯罪事案を誰かが警察に通報しない限り計数対象とならない。

警察に通報しないのは、犯罪行為を知らなかった場合と、犯罪行為を知ったとしても何らかの理由で通報しないという場合がある。前者は当然のことであるが、後者についてはさまざまな理由が考えられる。万引の場合、個別の被害額よりも、万引実行者を捕捉することのみならず、警察に通報してからの調書作成の時間費消などの店舗側の負担がはるかに大きくなることが多い。この理由で通報を控える傾向がある。また、これまでの社会通念上、実行者が少年や高齢者などの場合は、捕捉しても叱責のみで済ます場合も多いであろう。これらはすべて認知件数には反映されない。各地域の社会通念や文化的事情、そして店舗や従業員の個別判断の違いによって、認知件数に反映される届出の状況が異なるであろう。

一方、万引をすべて警察に通報すること、ならびにそのことを広報するのが万引防止の効果的な対策であるとして、北海道ウィーブネットワークの事例にあるように、全件通報の方向が出てきた。警察庁としても、平成22年秋から全国的に万引事案の全件届出ならびに通報ルールの特例化がおこなわれるようになった。これは画期的な方向と評価されて、平成22年秋以降、1、2年は認知件数が大幅に上昇するのではないかと予想された。しかし、表2にあるように、実際は上昇せず、基本的には平成20年以降、ゆるい減少傾向が続いている。

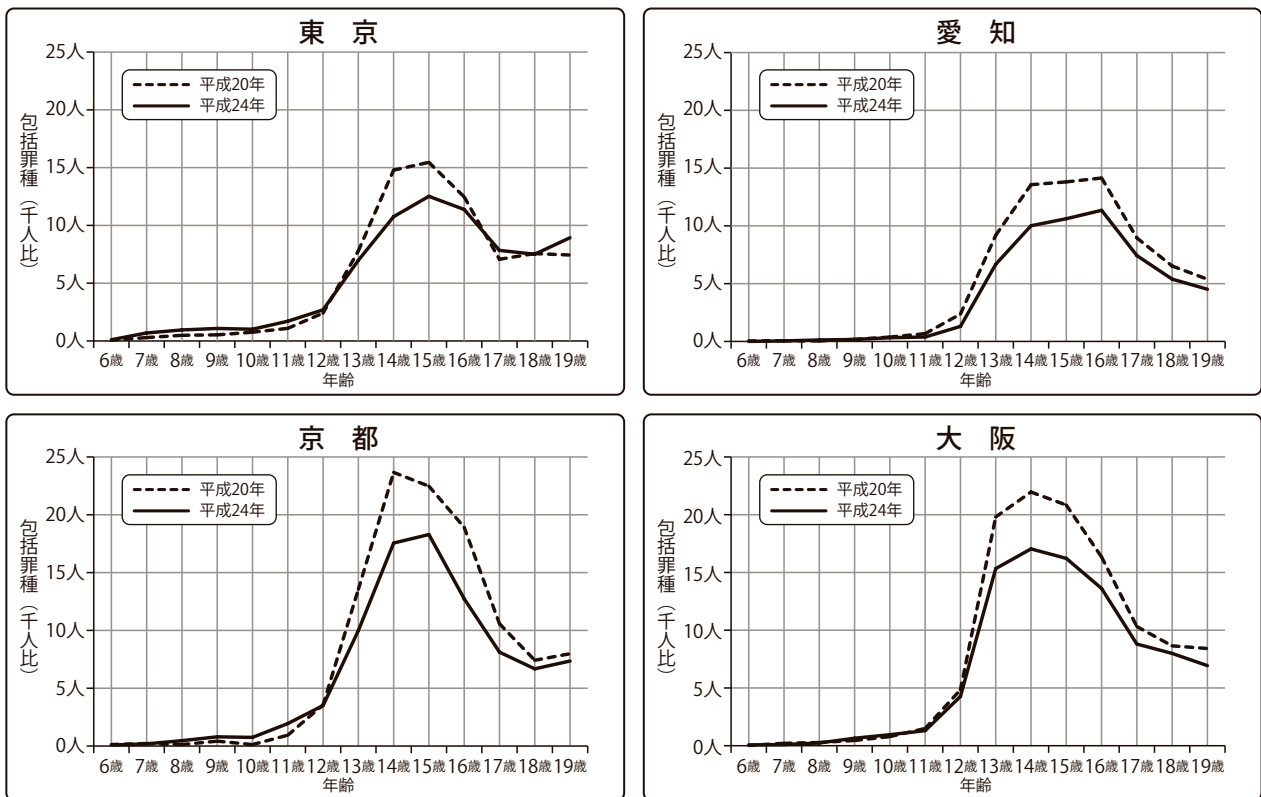
この背景要因の一つとして、当機構による別の調査によれば、警察の調書作成の簡易化などの時間短縮の努力は必ずしも実を結ばず、警察署での調書作成には相変わらず2時間以上かかることが多いと指摘されている。このことから、少人数で運営している店舗が届出を控えるという傾向が残っていると推測される。警察官が現場店舗に赴いて調書を作成するなどの変革でもなければ、この傾向は続くのであろう。

万引の認知件数の多少はこれらの要因で変化するため、たとえ同数の万引が確認されたとしても、警察への通報率の高い地域で認知件数が多くなるという現象が起こる。現状では地域間で取り組みの違いや警察の対処の違いもあることから、万引認知件数人口比が多いから万引が多い地域、万引認知件数人口比が少ないから万引が少ない地域と、数字のままに考えるわけにはいかないことを念頭に置くべきであろう。

少年の非行対策

少年による非行は年々減少してきているが、誰しも、まだまだ高いという印象を持つ。それは次世代を担う若い人たちが社会的に健全に育って、より良い社会を実現してもらいたいという期待の現れでもある。

現在、筆者は京都府警察少年課との共同研究「少年非行問題に関する研究会（代表者：京都大学・児玉聡氏）」に参加しており、その中で京都府警からのデータをもとに作成した統計資料の一部を例示して考えてみよう。この資料は触法少年を含めた6歳から19歳まで年齢横断的に補導・検挙された人数の各年齢別人口千人比である。万引に限定していない包括罪種であるが、少年に対する万引防止活動が実効的となるためのヒントを提供している。



ここでは東京・愛知・京都・大阪だけを例示した。4地域とも平成20年（点線）から比べると平成24年（実線）で山が低くなっている。東京と愛知は全体的に少なく、なだらかな山の形状であり、14歳あたりで大きく増加しても、その後の増加は少ない。一方、京都と大阪は急峻な山の形状を示しており、これは東京・愛知と比べて、12歳から14歳の増加が特に大きいことをあらわしている。全国いずれの道府県も、多い地域は京都・大阪型、少ない地域は東京・愛知型である。

ここで注目すべきは、多い地域も少ない地域も、ともかく、10歳くらいから増加の兆しがあり、その後に急速に増加し、17歳頃から急速に減少して、成人レベルになっていく過程が見えることである。これはちょうど「思春期」にあたる。社会性を身につけることや自我の形成で重要な時期であり、非行に対する「脆弱期」と呼べる時期とも言える。したがって、少年の非行防止対策としては、この山の形の上昇をいかに抑えるかが鍵となる。この時期には、家庭でのしつけ、学校での教育ならびに非行防止教室、地域での社会活動など、少年の社会性獲得のケアを考えた非行抑止教育がもっとも必要とされ、そして同時にその効果が期待できるのではないかと考えられる。

規範意識の育成

取り組み事例を眺めていると、規範意識の向上とか育成を目指す、という目標を掲げているところが多い。しかし、規範意識という用語にはあいまいさがつきまとう。そのことに関して、筆者は平成23年に当機構が発行した「第六回 万引に関する全国青少年意識調査・分析報告書」の「調査結果の分析を終えて」で、次のような疑問を呈した。

規範意識とは一般に規範を遵守しようとする態度のこととされ、その背景には「規範意識が高ければ万引などしない」という主張がある。この主張には二つの話題が含まれている。一つは「万引は悪いことである（だから、してはいけない）」という規範に関する知識（規範知識）であり、もう一つは規範知識に基づいた、規範的行動の実践すなわち、逸脱行動の自己抑制（規範意識）である。

青少年意識調査で小学校5年生で99%以上が万引を知っており、その99%が「万引はいけないこと」と答えていることから、小学生に限らず、われわれのほぼ全員が「万引は悪いことであり、してはいけない」という規範知識を持っている。規範知識は持っているにもかかわらず、万引への寛容度が増加し、自己抑制ができずに、万引を容認し、実行してしまうのが規範意識の問題と言える。

規範知識と規範意識という区別をした上で、規範意識の向上を図る必要があるという観点は、その後、平成25年の「第八回 万引に関する全国青少年意識調査・分析報告書」の中で、編集委員の倫理学者・坂井昭宏氏が「第5章 規範意識の育成という課題」で詳しく論じている。その中で、氏は、規範意識の育成とは、進んで善をなし不正を憎む人柄＝人格の育成に他ならない、とし、また、規範意識をもつば外的規範（法律）の遵守として理解し、それだけで望ましい善い社会が実現可能であると考えているのであれば、大きな間違いである、と指摘している。

これは重要な指摘である。しかし問題は残っている。それは、規範意識を育成する教育の問題である。「これは犯罪になる、だからしてはいけない」、「これは人の迷惑になる、だからしてはいけない」というような規範知識を教えるのは比較的簡単であるが、本人がそれらを内面化して、自己抑制ができるようになる「人格の育成」までを実現するのは簡単ではない。

ただ、人格の育成という点について、心理学で一つのヒントはある。規範知識を命題形式で教えるのではなく、具体的な場面に対応させて、規範知識の実例を示したり、対人関係での役割の模擬体験をさせたりすることである。これは心理療法などで使われている方法で、たとえ模擬的であっても、自分自身の経験則として知識を獲得していくことが重要な要素になる。このような技法によって、それなりに規範意識を高めることは可能ではないかと思われる。重要なキーコンセプトとしては「正義」、「共感」、「配慮」などがあるとされている。

実はこれは現在、学校で実施されている非行防止教室で試みられている方向なのであるが、その内容は心理学的なポイントが整理されているわけではない。本来であれば、人格形成や心理療法の諸理論を背景にした倫理教育は、義務教育のカリキュラムの中で教えられるべきであるが、道德教育の名目はあっても現実はそのような内容ではない。

今後、非行防止教室では、より実感的な模擬体験をもたらす工夫が必要であり、工夫していく過程で、発達・臨床心理学などの専門家との連携が望ましい。そして、前節で示したように、ターゲットとなる対象年齢層を把握したうえで実施することが、人格の育成に向かっていく始まりなのではないかと思われる。

高齢者の万引対策

高齢者による万引が人口比でも年々増加しているのは、間もなく必ず来る超高齢化社会を控えて、たいへん残念な事実である。万引に限らないが、高齢者による社会的逸脱行為を防止するのは少年の逸脱行為の防止よりも困難な事情がある。少年の場合は、同質の教育内容が同質の効果をもたらすという考えが義務教育の原則にあるように、全体にほぼ同質の発達過程を過ごしている段階であり、家庭内、学校内、地域内の教育効果がそれなりに期待できる。しかし、このことは高齢者にはなかなかあてはまらない。義務教育修了段階までは同じ教育環境で過ごしたとしても、それから半世紀以上の個人的経験によって、高齢者はさまざまな状態になっていく。

しかし、高齢者の精神的・身体的・経済的状态はさまざまであっても、高齢者への対処は思春期の少年と基本的には同じではないかと筆者は考えている。高齢者による万引をどのように未然に防ぐかについて、まだまだ十分な分析ができていない状況ではないが、それなりのデータは得られている。ここでは平成23年に北海道警察が出した「犯罪脆弱者調査最終報告書」の中でまとめられた高齢者による万引の特徴を列挙しておこう。この調査は190人ほどの被疑者について取り調べをおこなった担当官からの報告に基づいており、貴重な資料である。同様の調査結果は平成21年に警視庁が出した「万引に関する調査研究報告書」でも報告されている。

1. 半数が初犯で、ほぼすべて単独犯で、初犯・再犯ともに男女差はない
2. 店舗はスーパー、ホームセンターが多く、目的物は食料品・日用品である
3. 目的物の単価は低く、被害額は千円以下が3割、5千円以下で9割となる
4. 犯行の計画性はなく、万引理由は、「その場でほしくなった」、「金を使いたくなかった」がほとんどである
5. 目的は自己使用である
6. 単身者の割合は60%（高齢者全体の単身者率は平成22年で16.4%）
7. 同居の場合の家族との仲は良好である

その他にも興味深い項目は多いが、特に、なぜその店を選んだかについては、「いつも利用している」、「特に理由はない」などがほとんどで、店員・警備員・監視カメラなどは気にしていない。しかし、万引を思いとどまった可能性については、店員からの声かけを40%が挙げていることは参考になる。

これらの特徴をあらためて眺めてみると、いくつかの項目を除いて、思春期前期の小学生による万引とよく似ている。このことから、多少短絡的ではあるが、小学生の万引を事前に防ぐ対策と同様の対策が高齢者にもあてはまるのではないかとと思われる。万引をしてしまう高齢者の置かれた状況や行動パターンを少年に必要なケアにあてはめて考えると、学校内教育や家庭内教育の環境はないが、社会性の「再獲得」、共感や配慮などを重視した、高齢者福祉を念頭に置いた、地域内でのケアが必要である、ということになる。具体的なケアの方法は今後の課題である。しかしたとえば、単身高齢者は他者との日常的コミュニケーションが不足していると指摘されるが、店舗での店員からの積極的な声かけが万引防止対策として有効と言われる背景に、そもそも、声かけが人と人とのコミュニケーションを作り出すという社会的働きを持っていることを理解すれば、ケアの基本は見えてくるような気がする。

万引のプロとノンプロ

欧米では、万引犯をプロ（Professional）とノンプロ（Non-professional）に大きく分類している。万引のプロというのは、転売や商売を目的とした万引常習者で、万引で生計を立てており、他の犯罪にも手を染めている場合が多い。NASPは、米国では万引犯の3%程度がプロで、総被害額の10%程度を占めるとしている。

一方、万引犯の大多数を占めるノンプロの特徴について、欧米の心理学的研究では、成人の場合であるが、強欲とか貧困が理由であることは稀であり、多くの場合、個人的な問題（鬱屈、欲求不満、不安、仲間からの誘い、スリルへの嗜癖、クレプトマニア＝窃盗癖）を抱えている。商品を買う金は持っており、万引品で商売しようとは考えていない。他の犯罪に手を染めることはなく、万引に対する習慣的な嗜癖を持っていることが多い。そして、そのような自分の精神状態について他の人に知られることを極端に恥じるか、否定する。ノンプロ万引犯のかなりの比率の人は何らかの治療・矯正を必要としている。

この話題は欧米の成人対象の調査結果であるが、万引が初発型犯罪あるいはゲートウェイ犯罪で、万引犯は万引を繰り返すうちに徐々に悪質化していくという仮説を否定しているように思える。少なくとも成人では、ノンプロの万引がその後の悪質な犯罪行動へエスカレートしていく入り口になっているのではなく、ほとんどは万引の常習者になってしまう可能性が高いと推測される。ゲートウェイ犯罪仮説について確認するためには再犯者の犯歴調査が必須となるが、日本でも、少年を含めて、実証的にデータを確認するべきであり、その結果は万引防止対策の取り組みに活かされるのではないかと思う。

おわりに

本稿では、少年や高齢者に対する「ケア」という言葉をキーワードにして書いた。ケアの中にはノンプロ万引常習者の治療・矯正も含まれる。これは犯罪に対する温情主義ではない。万引犯罪防止対策は少年から高齢者まで、買い物をするすべての人を対象としている。その対策の基本的態度は「人を見たら泥棒と思え」ではなく、「人は状態や状況によって泥棒になり得る」という理解ではないだろうか。あくまでも、万引を誘発するような環境を排除して、万引犯罪を未然に防ぐことである。ここで言う環境とは、店舗内環境に限るものではなく、むしろ重視すべきは、人と人との交流を中心にした地域社会の環境ではないかと思う。むずかしい課題であるが、今後の取り組みの進展を願ってやまない。

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構（略称 万防機構）

近年、小売・サービス業店頭で急増している万引などの窃盗犯罪は、その被害の大きさや凶悪化・組織化・国際化が進む中、新聞報道等で盛んに取り上げられ、単に小売・サービス業の経営問題から青少年の健全育成、地域の治安維持までを含んだ大きな社会問題となっており、一刻も早い社会的な対応が求められています。

このような状況の中、地方自治体、都道府県警察本部をはじめ、小売・サービス業団体等からは「万引防止対策組織」が続々立ち上がってきていますが、これらの組織には相互の連携が無く、活動も個々に行われており、十分な成果を挙げ得ない事情があります。万防機構は、これら各地万引防止協議会・業界別万引対策委員会などの、

1. 声を一本にまとめ大きな力で社会に建議・提案する。
2. 各地・各業界の良い対策・工夫を他の地域・業界に行き渡らせる。
3. ナショナルな万引防止対策を一元的に行い、ローカルな協議会では重複を排除する。

ことを役割として、調査研究・建議提言・教育研修・情報収集及び情報提供等の事業活動を行っております。



■機関紙や調査報告等の発行物



■設 立：平成17年6月23日

■NPO法人登記：平成18年1月13日

■URL：<http://www.manboukikou.jp/>

関連団体

日本万引防止システム協会（略称 JEAS）

JEAS

日本万引防止システム協会会員

■機関紙や調査報告等の発行物



■平成14年6月3日：日本EAS機器協議会として設立

■平成23年6月13日：日本万引防止システム協会に
名称変更

■URL：<http://www.jeas.gr.jp/>

わが国では小売り・サービス業店頭における窃盗犯罪発生件数の増加と悪質化、組織化等を背景として、流通業における商品管理・ロス管理への意識はかつてないほど高まっており、これを防止・抑制するための有力な手法として万引防止システムの導入が急速に進んでいます。

しかしながら万引防止システムは、単に流通業のための省力化設備であるに留まらず、商品ロスがもたらす価格アップの防止、開放的で楽しい商品陳列への貢献、さらには、特に青少年の犯罪防止等、産業的・社会的貢献度の高い機器といえることができます。

万引犯罪撲滅の唯一のソリューション団体として、「健全で安全な店舗」運営のお手伝いや「地域社会の安全・安心は万引防止から」をキャッチフレーズに、万引防止システム市場の円滑な拡大と発展を支えるための仕組みや制度づくり、万引防止システム普及のための調査研究、行政機関、各種団体、報道機関との連絡・調整等、活発な活動を繰り広げております。

万引きを看過しない社会環境等の整備のための 万引全件届出宣言

- 万引犯罪防止対策担当部署
北海道警察本部生活安全企画課
- 万引犯罪防止対策専門の組織名
北海道万引防止ウイーブネットワーク
- 組織結成時期
平成19年3月

はじめに



執筆：虎谷 利一
北海道万引防止ウイーブ
ネットワーク幹事長

万引きの防犯対策は、非行の入口であり、犯罪全般に対する抑止効果が高く、北海道の将来を担う少年の健全な育成を促進するものであります。また、高齢化社会を迎え、高齢者が平穏で幸福な生活を営むために、逸脱行動を防止するという重要な対策であると考

えます。

北海道万引防止ウイーブネットワークでは、「企業倫理」、「規範意識」、「環境づくり」、「全件届出」の4つの視点から、万引防止の対策に先進的に取り組み、大きな成果をあげてきました。これも、会員である各団体・企業が社会的責任を強く自覚して、主体的に積極的な万引防止活動に取り組んできた結果といえます。

ここでは、北海道万引防止ウイーブネットワークが歩んできた経緯や取組状況を紹介させていただきます。

組織の概要、設立の経緯等

北海道警察では、平成17年に、少年や高齢者等の社会環境等次第で犯罪に手を染めかねない「犯罪脆弱者」への支援が必要と考え、大学教授を委員に委嘱した「北海道警察犯罪脆弱者対策研究委員会」を

立ち上げ、中でも犯罪脆弱者が手を染めやすい万引きに焦点を当て研究を進めました。その後、平成18年11月23日に開催した「安全・安心まちづくりシンポジウム」において、職域組織の設立の提言を受けたことから、道内の小売業界が横断的に連携し、平成19年3月19日に「北海道万引防止ウイーブネットワーク」を設立し、その後、万引きの全件届出などの施策を推進して道内の万引きを防止し、犯罪を起こさない、起こさせない社会環境等の整備に取り組んできました。

「ウイーブ（WEAVE）」とは「布を織る」の意味で、「万引対策の糸を紡ぎ、社会全体を包み込む大きな布を織る」ことをイメージしてネーミングしました。



平成25年度北海道万引防止ウイーブネットワーク通常総会の模様

組織の構成

平成25年9月現在、北海道スーパーマーケット協会、日本チェーンストア協会北海道支部、日本ショッピングセンター協会北海道支部、北海道書店商業組合、日本レコード商業組合北海道支部、株式会社ツルハ、北海道コンビニエンスストア等防犯連絡協議会、北海道商店街振興組合連合会、Aコープチェーン・北海道、イオン北海道株式会社、株式会社サッポロドラッグストアー、株式会社オートバックスセブン、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社北海道支店の13団体・企業が会員として加盟しているほか、特別会員の北海道警備業協会、顧問の自治体や各種団体、有識者等で構成されています。

主な活動内容と具体的な事例

【活動事例1】

万引犯罪に対峙する毅然とした意思を表明するため、平成19年6月20日、道民に対して、「万引全件届出宣言」を実施しました。この宣言は全件届出を徹底して、警察や検察庁、裁判所、児童相談所等の各司法システムの段階で、訓戒や注意等感銘力のある措置を講じることによって規範意識を醸成し、将来的な再犯を防止することで、真の犯罪者を生まないという決意を表明したものです。



万引全件届出宣言のポスターを作成し、加盟する各店舗で掲示している

【活動事例2】

万引きに対する理解を深めてもらうため、万引きさせない環境（店）づくりや万引全件届出の徹底等の要領をまとめた小冊子「万引防止アクション・プログラム」を作成し、加盟団体・企業等に配付しました。この小冊子のデータは、北海道警察のホームページに掲載しており、広く活用できるようにしています。



作成した「万引防止アクション・プログラム」

【活動事例3】

加盟団体・企業の関係者等を対象に「万引全件届出宣言」や「万引しない、させない店づくり」等の万引防止対策の重要性について呼びかける万引防止セミナーを毎年開催しています。

昨年度は、全国万引犯罪防止機構普及推進委員稲本義範氏を講師に招いて、函館市で開催しました。



万引防止セミナーの様様

【活動事例4】

北海道では、万引犯人の高齢者が占める割合が年々増加していることから、社会全体で万引きについて考え、万引防止を図る目的で、高齢者に馴染みのある川柳を公募しました。

全国から231作品の応募があり、最優秀賞には、道内居住の80歳女性が詠んだ「見えますよ！カメラ・人の目・心の目」が選ばれました。



優秀作品3点を掲載したポスター

活動をふり返って

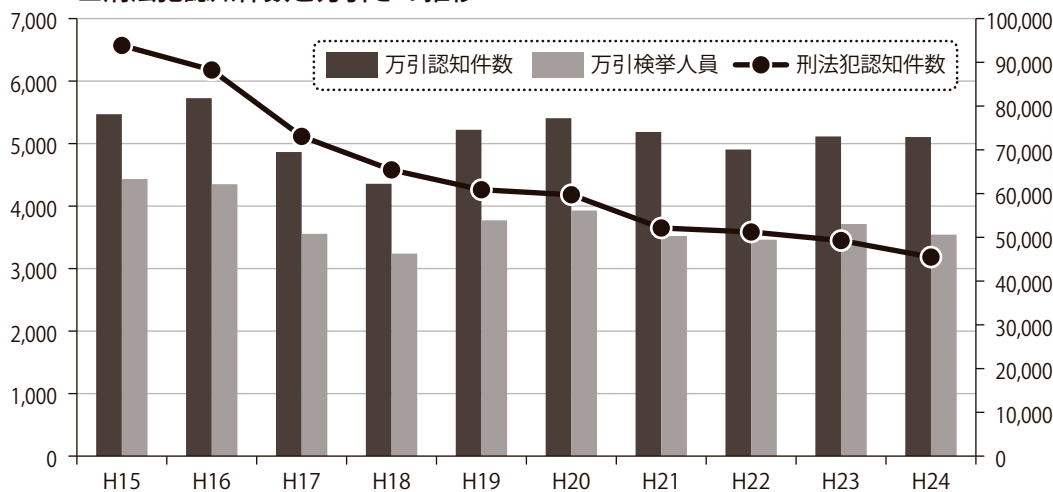
北海道万引防止ウイブネットワークは、設立から7年目を迎え、様々な万引防止の活動を通じて社会の意識も高まり、大きな成果をあげることができました。また、現在では、業種を問わず会員間の連携も強まり、電子メールによるネットワークを構築し、万引情報のほかに不審者の来店事案情報などをタイムリーに発信し、会員間で情報の共有を図るなど、活動に広がりを見せています。

今後の展望と課題

北海道の刑法犯認知件数は、平成15年から昨年まで10年連続で減少しているにもかかわらず、万引きの認知件数は平成19年以降5,000件前後の高水準で推移しています。この背景には、各店舗における万引全件届出が徹底していることが一因として考えられますが、一方では、65歳以上の高齢者による万引きが10年前と比較して7割近く増加しているなど、万引きを取り巻く情勢は依然として厳しい状況が続いています。

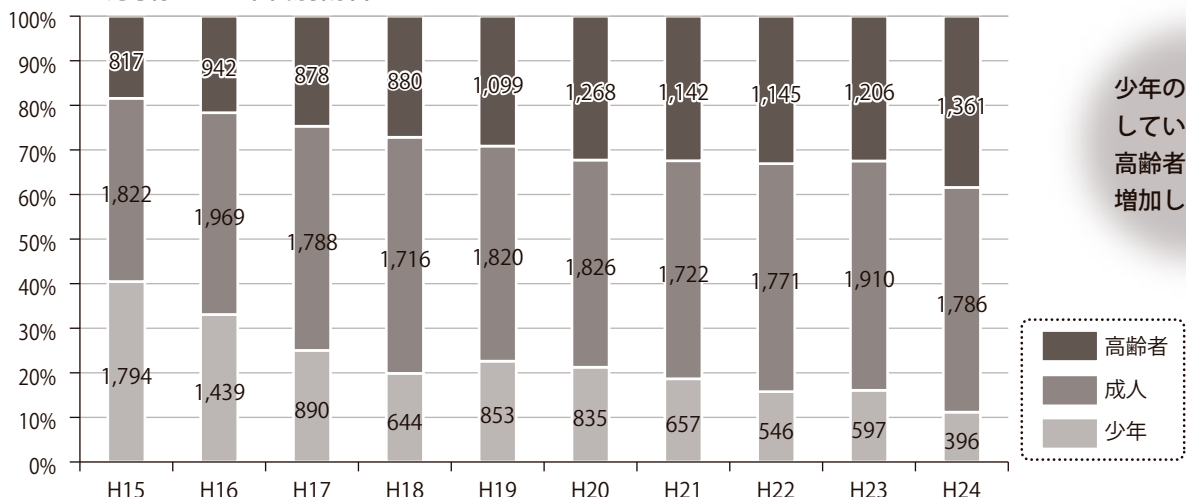
今後も、万引全件届出を活動の柱として、特に高齢者を対象とした万引防止対策に取り組むとともに、関係機関・団体、学校、地域住民等と一層緊密な連携を図り、万引きをしない、させない環境の整備を推進してまいります。

■刑法犯認知件数と万引きの推移



刑法犯認知件数は減少を続けているが、万引きは件数・人員ともに横ばいとなっている

■万引犯人の年代別割合



少年の割合が減少しているのに対し、高齢者の割合は増加している

「万引きのないまちづくり宣言」を小売店舗や地域社会で

- 万引犯罪防止対策担当部署
事務局／岩手県スーパーマーケット協会
岩手県警察本部生活安全部生活安全企画課
- 万引犯罪防止対策専門の組織名
岩手県万引防止対策協議会
- 組織結成時期
平成22年3月19日

執筆：今 修
岩手県万引防止対策協議会 事務局

はじめに

当協議会は発足後、丸3年を経過し4年目の活動に入っています。

当会の活動のスタンスは、あくまでも現場（店舗）、現実（実際の犯罪）にこだわり、如何にして万引犯罪を継続的に減少させていくかをポイントに活動を進めています。ともすれば、この種の活動はお題目での活動になりがちで、マンネリ化に落ち入り易いものです。従い、活動期間を3年を一つの区切りとしてテーマを設定し、各年度では個々の課題についての具体策を活動計画として掲げて活動しております。

組織の概要、設立の経緯等

1) 設立の経緯

平成21年上半期の万引犯罪増加率で岩手県が全国ワースト1を記録、岩手県警では大変な危機感を抱き、地方の有力スーパーマーケット（SM）の集まりである岩手県SM協会に協力の要請、万引防止対策の活動組織として当協議会を平成22年3月に結成。

2) 組織づくりの方針

- ①活動の主体はあくまでも民間であること。行政はその活動を支援する位置付け
- ②組織の構成は網羅的であること。万引犯罪の特徴を考え、関係する諸団体、諸機関の全ての参加を求める。

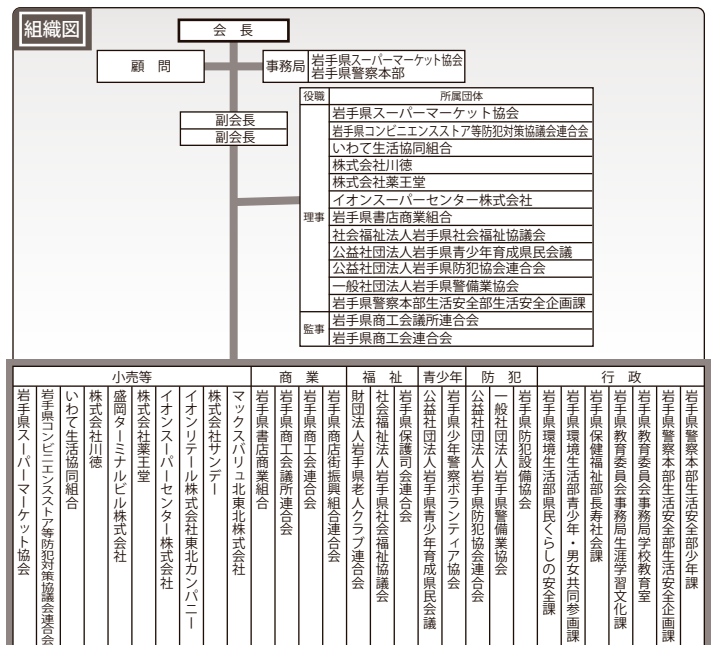
組織の構成

1) ダブル事務局

当協議会の事務局は、岩手県SM協会と県警生活安全企画課の二部署で担当

2) 関係諸機関、諸団体での構成

- 小売業………SM、CVS、書店、ドラッグ、デパート、ショッピングセンター等
- 商業団体……商工会議所連合会等
- 福祉団体……社会福祉協議会、老人クラブ連合会等
- 青少年団体…青少年育成県民会議等
- 防犯団体……県防犯協会連合会、警備業協会等
- 行政………県警本部（生安課、少年課）
県（くらしの安全課、教育委員会等）



活動の進め方

万引防止活動への取組み方

①万引犯罪の発生には店にも責任がある

現在のセルフサービスによる販売方法では、お客様が自由に商品に触れながら商品を選ぶことが出来る反面、万引きが発生し易い売場環境になっている。特に乱雑な売場では万引きし易い環境を店側でつくっているとわかっていても仕方がない。従い万引防止対策を進める上では、店としても店舗のレイアウトや売場づくり

に於いて、万引きされにくい環境づくりを心掛けることが重要。

② トップダウンではなく、ボトムアップの活動で

万引防止活動はともすれば強権的に「万引きさせない」活動を進めがちだが、取り締まりを強化しても一時的なもので長くは続かない。それよりも「万引きされにくい店づくり」のために、小さな対策を一つ一つ積み上げていく活動を進める。

③ 個店対策と地域連係対策

万引防止対策を進めるにはまず個々の小売店舗の万引対策を充実させなければならない。個店対策には店づくり、売場づくりや従業員教育、警備対策等がある。

次に地域社会の小売店や学校、行政が一体となり、「万引きのないまちづくり」を目指した活動が必要になる。

当協議会では第1期三年間（H.22.3月～H.25.3月）を個店対策の時期として活動を進めた。

主な活動内容と具体的な事例

1

「一お店も良くなる」

万引き防止の手引き」書の刊行

当協議会発足後、会員店舗に於いて万引対策を進めようという段階で、小売業（会員）に携わる人達が万引犯罪についてあまりにも無知だったり、偏った知識しか無いことに気付き、個店で万引対策を進めるには万引犯罪についての基本的な知識や情報を学習する必要に迫られ、万引犯罪に関わる著書や情報を収集しました。しかしその著書や情報は行政（警察）で制作したものや、大学で研究したもので、小売店からの視点で、しかも体系的にまとめられたものは無く、やむを得ず当手引書の制作から活動を開始しました。

万引犯罪が発生する背景や要因、事例、店舗における具体的な対策、地域社会の連係など万引犯罪を網羅的に解説し、現場での活用を目的とした全国でも初めての万引き防止のための手引き書で、店長や万引対策の責任者が、お店の従業員の万引教育に活用してもらうためのテキストで、平成23年10月に発刊しました。当初会員向けに1,000部制作しましたが、全国のスーパーマーケット、各県の警察、万引き防止団体等から注文を受け、1,000部増刷し完売しています。



2

「万引きのないまちづくり宣言」

当協議会の活動の拠り所として上記宣言を平成23年12月にまとめ、宣言文は当協議会小苺米会長より岩手県警察本部生活安全部長へ手渡されました。当日は、テレビ局2社、新聞3社による取材があり、夕刻のニュースや新聞で報道されました。

当宣言文の具体的な展開がこれからの活動の課題となります。



万引きのないまちづくり宣言

私たち「岩手県万引防止対策協議会」は、身近に発生し幅広い年齢層に広がってきている万引き犯罪が、健全な社会づくりに大きな被害をもたらし、決して看過できないという認識に立ち、協働して万引き防止対策に取り組むことに合意し、「万引きのないまちづくり」に努めることをここに宣言致します。

一つ、私たちは、万引き防止のために、地域社会全体で連携し取組みを推進致します。

小売店舗や商店街、非行防止団体、高齢者福祉団体、教育機関等が広く連携し、地域社会全体で万引きを防ぎ、また許さない社会気運の醸成への取組みを推進致します。

一つ、私たちは、万引きをされないお店づくりを目指します。

小売店舗においては、積極的な声かけや商品の適切な陳列、防犯機器等の活用により、「万引きをされないお店づくり」を目指します。

一つ、私たちは、万引き犯を見つけたときは全て警察に届けます。

万引き犯を見つけた店舗においては、犯人が二度と同じ過ちを繰り返さないようにするため、警察への届出の徹底を推進致します。

平成二十三年十二月九日

岩手県万引防止対策協議会

会長 小苺米 淳一

3 地域社会への啓発活動

①「一お店も良くなる一万引き防止の手引き」提供
宮古家庭裁判所や岩手県立図書館から当手引きを蔵書として活用したいとの申し入れを受け提供

②盛岡少年院における講話

■日時：平成24年2月24日、平成25年3月21日
毎年定例となる予定

■場所：盛岡少年院（盛岡市月が丘）

■内容：「お店から見た万引き犯罪」と題し、現に万引きをした経験のある入所少年に対して、万引きにより生じる損失の大きさ、店をも潰しかねない万引きの怖さ、そして失業する人たち（パート・アルバイト）、東日本大震災でスーパーマーケットが果たした役割を従業員の実体験など身近な例を示しながら講話

■人員：入所少年60名、法務官5名
入所少年から感想文をいただいています。

講話を聴いて考えたこと

Aさん

自分の母もスーパーでパートで仕事をしていますが、万引きがあるとても辛い表情で「今日も万引きがあった」と言ってきます。その度に「どこに行っても万引きをする人は居るし、そんなのしょうがないよ」と思うしかありませんでした。当時はそう思って当然だと思います。自分もやっていたから。

でも2百円の物を万引きされると2百円よりもっと商品を売らないと、万引きされた分の損失を取りもどす事が出来ないと聞いてビックリしました。万引きが原因で本屋がつぶれたと言っていたけれど、万引きが及ぼす影響がとても大きんだと思いました。そういう風に考えると辛い顔で母が言っていた「今日も万引きがあった」と言うのは当然な事なのかもしれません。そのような事も考えずに万引きをしていました。

経営者をよっぽど苦しめ、もしかしたら店自体をつぶしていたかもしれません。もっと前からこのような考えを持っていたら万引きだけではなく非行に走る事はなかったのではないかと思います。

今までは万引きを簡単に考えれば良いという考えでした。でも今日の講話を聞いて、人の生活の一部にもなっている働くという事をさまたげしう恐れがあるんだと思いました。万引きによってつぶれた店、そこで働いて生活していた人はどうやってこれから生活していく事になるんだろう、と思うとても可哀想になります。

万引きをする事は、人の人生を変える事にもつながる恐ろしい犯罪だという事を思い知らされました。もう絶対にしないという思いにさせてくれた講話でした。

活動をふり返って

- 1) 「一お店も良くなる一万引き防止の手引き」を制作し、会員に配布したことで、店舗個別の対策が進め易くなりました。
- 2) 「万引きのないまちづくり宣言」は当協議会の活動の指針となるものです。
また、岩手県が目指している「安全・安心なまちづくり」を万引防止の面から支えるもので、「安全・安心まちづくり協議会の総会では毎回当協議会の活動を報告する機会を得ております。
- 3) 盛岡少年院での講話は毎年実施することになります。少年達の感想文にあるようにひとりでもこれを機に立ち直ってくれることを祈ります。

講話を聴いて考えたこと

Bさん

私は、今日の講話を聴いて、万引きの損害がいかに大きいものかについて知り、過去の生活について考えてみました。私は、スーパーマーケットやコンビニエンスストアで、万引きを繰り返していました。あるスーパーマーケットは、つぶれてしまいました。私のせいだったのだからと思うこともありましたが、万引きの損失がそんなに大きいなんてことは知らなかったで、いつになっても万引きはやめられずにいました。

私は当時、お金を持っていた、使うのがもったいない等と思い、欲しい物は自分で盗んだり、他人に盗ませたりしてました。私はいかに重大な罪を犯していたのだから、と改めて実感しました。店長の立場になって考えてみたら、言葉にできないくらい辛いだろうと思いました。

東日本大震災の後に、スーパーマーケットは、なかなか開店せず、開店したかと思えば、一家族10点限りという決まりがあり、食べ物を手にするのに、迷っていたこともありました。明太子を2パック選んで手に持っていた時、後ろにいた年輩の女性の方に、1パック譲って欲しいと言われ、譲ったことを思い出しました。その時に、その年輩の方は、すごく嬉しそうな笑みを見せ、ありがとうと言ってくれました。今になって考えると、これが支え合うということなのかなと思いました。

スーパーマーケットは、コツコツ働いていて、決して儲けが大きい訳でもないという事を知り、更に一つの品を盗まれた店が、どれだけ大きな被害になるのか、深く考えることができ、万引きを、一生しないと決意しました。

今後の展望と課題

1) 高齢者の万引防止対策

万引き犯罪の中で高齢者が占める割合は、当県では36%で青少年より10ポイント近く高くなっています。

高齢者の犯罪には様々な要因があり、また青少年のように学校とかの組織がなく（老人クラブはあるが、機能せず）、対応も非常に難しいのが現状です。

認知症問題や、引きこもり、独居老人、生活苦などが複合的に万引犯罪として顕在化していると考え、高齢者については万引対策だけでは小手先の対策になりかねないと思うと、対策の難しさを痛感します。

高齢化率が上がっていく状況の中で、国全体として高齢者対策なるものを総合的に考える部署があっても良いのではないのでしょうか。

2) 万引防止対策ツール等の共同化

万引防止ポスターや店舗での教育用の冊子、マニュアル、教育用DVDの制作など、個々の協議会でやっているものを、全国で共同で制作出来れば、低コストで活動が活発に出来ます。毎年一定の時期に各県の協議会から制作ツールの案を収集し、それを希望する各県の協議会が参画して共同で制作する方法はどうでしょうか。そのコーディネーター機能を全国万引犯罪防止機構にお願い出来れば有難いです。

※岩手県万引防止対策協議会
今 事務局長様からの提供資料

官民一体となった万引き防止に向けた取組み

- 万引犯罪防止対策担当部署
宮城県警察本部生活安全部
生活安全企画課、少年課
- 万引犯罪防止対策専門の組織名
宮城県万引き防止対策協議会
- 組織結成時期
平成11年6月

設立の経緯

宮城県内では、特に仙台市内を中心に、昭和50年代後半から少年による「万引き」事犯が増加傾向にあり、何らかの対策が必要とされて参りました。

そのため、昭和61年に県内初となる「仙台中央地区万引防止連絡協議会」が設立され、その後、各警察署を拠点として、県内すべての警察署管轄地域で「各地区万引き防止対策協議会」が設立されました。

さらに、平成11年には、各地区万引き防止対策協議会における情報交換等の連携・協働により、より効果的に少年等による万引き防止等の諸活動を展開し、少年等の非行及び犯罪防止に寄与することを目的として、各地区万引き防止対策協議会会長や関係機関・団体によって構成される「宮城県万引き防止対策協議会」が設立され、今日に至っております。

組織の構成

- 各地区万引き防止対策協議会…24地区
- 関係機関(7機関)
宮城県環境生活部共同参画社会推進課
宮城県総務部私学文書課
宮城県教育庁義務教育課
宮城県教育庁高校教育課
宮城県教育庁生涯学習課
仙台市教育局学校教育部教育相談課
仙台市子供未来局子供相談支援センター
- 関係団体(3団体)

(公社)宮城県防犯協会連合会
宮城県少年補導員協会
仙台市防犯協会連合会

主な活動内容と具体的な事例

各地域の特性・地域性に応じた、各種キャンペーン等を通じて、少年等に対する「万引き防止の規範意識醸成」や、店舗を対象とした「万引きをされないための環境づくり」等を目的とした広報活動が中心となります。また、店舗に対しては、「万引き防止モデル基準(例)」に基づいた、万引きされにくい環境作りを目的とした防犯診断等も実施しています。

1 街頭キャンペーン活動

各地区の実情にあわせて、街頭等において万引き防止キャンペーン等を実施しています。

また、各種キャンペーン等に参加して、他の防犯ボランティア等との連携を図ることにより、万引き防止意識の高揚を図っています。



仙台中央地区では、五橋中学校吹奏楽部による演奏が行われた後、万引防止連絡協議会、大学生健全育成ボランティア「ポラリス宮城」、防犯協会、少年補導員等が合同で、広報チラシを配布しながら、万引き防止等呼びかけました。



古川地区では、古川工業高校ダンス部員によるヒップホップダンスの披露の後、万引き防止ソング「マンボDEマンボー」をBGMに、同校野球部員や少年補導員等が万引き防止を呼びかけるキャンペーンを実施しました。

2 広報啓発活動

各地区で開催される「地域安全運動」に参加し、万引き防止の広報啓発を行っています。少年非行防止活動や環境浄化活動を目的とした各種会合等に参加し、その中で万引き防止の広報啓発活動を行います。

大学生健全育成ボランティア「ポラリス宮城」及び各地

区の児童生徒健全育成ボランティア「アルカス」と連携、協働し、万引き防止の広報啓発を推進しています。

各種広報資料及び広報資材を作成、配布して、万引き防止意識の醸成を図っています。

素材提供等の情報発信を積極的に行い、地元の有線放送やラジオ局、新聞社等の報道機関を通じての広報啓発を図ります。

①ご当地万防キャラクター「マンボー」の作成と、万防ソング「マンボDEマンボー」の作成



原案 宮城県警察中央ブロック少年補導育成センター
補作詞 堀あかね
作曲/編集 千葉有一
歌 D-ts(ディーツ) 学校法人菅原学園 専門学校デジタルアーツ仙台校
小原貴行 松尾貴教 阿部妃仁子 及川美咲 黒岩円

☆ しない! させない! 許さない! (マンボ)
しない! させない! 許さない! (マンボ)
キミのココロ 信じてる
マンボDEマンボー (W o - マンボー)

※ これくらいいいでショ ちょっとだけいいでショ
わかんないでショ なんて
みんなもやってるシ 前から欲しかったシ
つかまんないと思うシ (なんて)

キミのFuture Dream 今までのHappiness
みんなみんなLose It (Lose It)
キミを愛する人 キミの大事な人
Cry Cry (暗い! Crime!)

☆ (くりかえし)

※ (くりかえし)

キミのHeartが せつなくVibretion
あまえてちゃ ダメ ダメ (ダメ! ダメ!)
これからの事も あしたの計画も
ナイ ナイ (無い! 無い!)

☆ (くりかえし×2)

マンボDEマンボー (W o - マンボー)

②お笑いタレント「サンドウィッチマン」の協力による「万引きは絶対ゆるサンド!!」広報用ポスターの作成

- 宮城県出身のお笑い芸人サンドウィッチマンをポスターに起用。
- 県内各小売店に配付・掲示することで万引き防止を広報。
- サンドウィッチマンがフジテレビ「笑っていいとも」出演時に同ポスターを掲示し、ポスターのキャッチコピー「万引きは絶対ゆるサンド!!」を観客と掛け合う。

本県警察では、人気お笑い芸人サンドウィッチマンをモデルに万引き防止広報用ポスターを作成し、防犯広報を実施した。

さらにサンドウィッチマンが、出演したテレビ番組において同ポスターを用いた広報を実施した。



③東映とタイアップした「仮面ライダーウィザード」のポスターを利用した万引き防止広報

3 「万引き防止モデル基準(例)」の普及・促進

平成14年に全国に先駆けて、「万引き防止モデル基準(例)」を作成し、全国のモデルとなっています。

活動が、各警察署単位に展開されており、大きな成果が出ています。

万引き防止モデル基準(例)

万引き防止モデル基準(案)の概要

第1 万引きの発生を防止する従業員等による行動基準(例)

- 1 声かけ活動の展開、店内放送の実施
- 2 商品の点検、整理活動の徹底
- 3 従業員の配置人数、配置場所等
- 4 警備業者への委託と警備方針の樹立
- 5 従業員への教養・訓練の実施

第2 万引きの発生を防止する環境設計基準(例)

- 1 防犯性(防犯領域性)の強化
- 2 視認性の確保
- 3 商品把握性の向上のための万引き防止用機器の導入
- 4 店内表示の徹底

第3 万引き前兆行動の着眼点と具体的対応要領(例)

- 1 着眼ポイント～注意すべき対象例～
- 2 具体的対応基準例

4 その他の活動

その他、各地区の地域性に応じて、必要と認められる万引き防止活動を企画し、積極的に推進しています。

万引き防止総合対策推進事業

- 万引犯罪防止対策担当部署
福島県警察本部生活安全部
生活安全企画課

はじめに



執筆：小泉 義勝
福島県警察本部生活安全部
理事官兼生活安全企画課長

福島県警察本部生活安全部理事官兼生活安全企画課長の小泉義勝です。

本県警察では、本年の業務運営指針の基本姿勢に『福島を支える力強い警察～県民とともに、復興を目指して～』を掲げ、復興に向けて歩む福島県を治安面から支えることとして、鋭意、取り組んでいるところであります。また、本県では、震災以降、全国の方々から、多大なご支援を頂いておりますことに対し、改めて心より感謝申し上げます。

本県の刑法犯認知件数は、平成15年以降10年連続で減少し、平成24年は約14,600件となっておりますが、万引き、置引き等が増加傾向にあり、犯罪抑止対策上の課題となっております。

犯罪情勢等

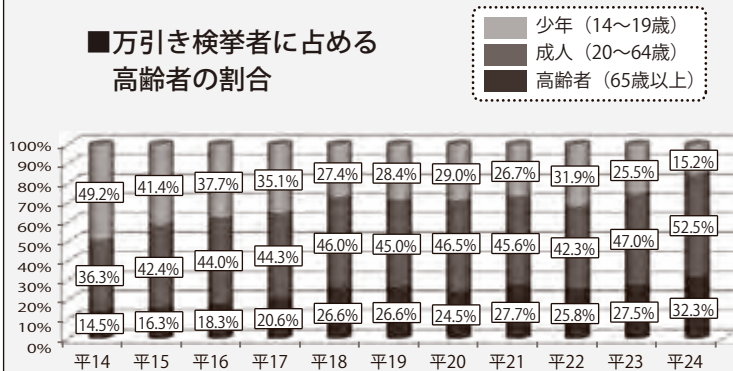
また、本県では、震災等からの復旧・復興が進む中、地域コミュニティの再構築や県内外から多くの人、車の流入に伴う急激な社会環境の変化への対応などの諸課題に的確に対応し、安全で安心な地域社会を構築するため、地域の方々、関係機関・団体等との連携を図りながら、「犯罪の起きにくい社会づくり」に向け、官民一体となって取り組んでいるところであります。

万引き防止総合対策推進事業（趣旨）

平成24年中の刑法犯認知件数に占める万引きの割合は約20%と高く、また、万引き被疑者に占める高齢者の比率は32.3%に上り、10年前と比較して2倍以上の数値となっています。

本県では、こうした状況を踏まえ、本年度は、高齢者等の規範意識の高揚と万引きを発生させない店舗管理者対策を柱とした、万引き防止総合対策推進事業を展開しています。

■万引き検挙者に占める高齢者の割合



事業内容と具体的な活動事例

本事業は、公益財団法人福島県老人クラブ連合会等の全面的な協力支援態勢の下に推進しています。

1 万引き防止アドバイザーの委嘱

署長は、管轄内に居住する高齢者のうち、特に社会的立場に立って活動している防犯ボランティア、町内会長、老人会長等の高齢者727名の方を万引き防止アドバイザーに委嘱し、関係機関・団体と連携しながら高齢者等への防犯広報活動や防犯腕章を装着し、スーパー等でパトロール活動を行っています。

なお、各署においては、活動の手引きや、情報提供を行って積極的に支援しています。

2 万引き防止モデル店の指定

各署において、管内の万引きの発生状況等を勘案し、スーパー、ホームセンター等の店舗を万引き防止モデル店に指定する一方、指定を受けた店舗では、店舗出入口等に「万引き追放宣言の店」のステッカーを掲示して注意喚起するとともに、店内放送による万引き防止、防犯カメラの整備等を積極的に推進しています。なお、県内では、35店舗を指定しています。



活動状況

今後の活動等

平成25年8月末現在、万引きの発生件数は昨年比23.8パーセント減少しており、今後とも大きな期待が寄せられています。また、本年は、本事業の一環として、研修会の開催を予定しています。県警察においては、引き続き諸対策を推進し、犯罪の起きにくい社会づくりに努めることとしております。



モデル店

埼玉県万引き防止官民合同会議と連携した万引き防止

- 万引犯罪防止対策担当部署
埼玉県警察本部生活安全部
生活安全企画課
- 万引犯罪防止対策専門の組織名
埼玉県万引き防止官民合同会議
- 組織結成時期
平成23年2月

執筆：佐伯 保忠
埼玉県警察本部生活安全部生活安全企画課長

はじめに

首都圏に位置する本県は、平成に入り、人口増とそれに伴う犯罪のボーダレス化により刑法犯認知件数が急増し、平成16年にはピークとなる18万1,350件を認知しました。

その後、8年連続減少し、平成24年には、9万3,157件とピーク時の約半数となったものの、万引きについては、高止まり状態で推移しており、平成20年以降は、毎年8千件を超える極めて憂慮すべき状況にあります。

組織の概要、設立の経緯等

平成22年9月、犯罪の起きにくい社会づくりの推進の一環として、特に増加傾向であった万引きに関して、全国的に対策強化に取り組むこととなりました。

これは、万引きを軽視する風潮の中、万引きを発端に、凶悪重大な犯罪に発展しかねないという懸念から、官と民が一体となり、社会全体の意識改革により、万引きを減少させようという施策でした。

構成メンバーを選定するのに、まず、はじめに行ったことは、県内の万引きの発生状況の分析です。そして、万引き発生の多い業種の中で、特に県内において事業展開している事業者を選出、個別にアプローチを実施し、賛同を得られた事業者を構成員としました。

組織の構成

埼玉県万引き防止官民合同会議は、その名の通り、官と民が一体となり、様々な万引き防止対策を講じる組織です。

構成は、県警察生活安全部長を議長とし、県警察7課1室、埼玉県8課、さいたま市6課1所の関係所属、公益社団法人埼玉県防犯協会連合会や埼玉県老人クラブ連合会をはじめとした関係14団体、大規模商業施設20事業者、ドラッグストア9事業者、ホームセンター等5事業者、スーパーマーケット8事業者、百貨店1事業者の43事業者によって編成されています。

主な活動内容と具体的な事例

＜事例1～各種会議の開催＞

年1回の埼玉県万引き防止官民合同会議総会をはじめとした各種会議の開催、また、事業者同士の意見交換の場として、事業者連絡会議を開催しており、事業者間で、万引き防止対策を意見交換する中で、効果的な取組を共有しています。

また、平成23年2月に実施した第一回目となる平成23年埼玉県万引き防止官民合同会議総会では、本会議議長である県警察生活安全部長から組織発足に至る説明並びに県警察犯罪抑止対策室長から犯罪情勢の説明、さらには、愛知県に本社のある書店代表取締役から講演などをいただきました。



平成23年埼玉県万引き防止官民合同会議総会

その後、毎年2月に総会を開催し、その年の議案提出をはじめ、万引き防止に係る取組状況や各機関、事業者等による取組等の発表を実施しています。



平成25年埼玉県万引き防止官民合同会議総会

《事例2～『万引き撲滅週間』の実施》

県警察独自の取組としては、平成24年7月から、『万引き撲滅週間』と称して、関係行政機関、事業者等の協力のもと、集中的に万引き防止対策を講じています。

これは、『万引きは窃盗』の言葉から、『窃』に『七』の文字があり、『盗』は『十（トウ）』と充てて、7月10日を含む1週間を設定し、その年の総会で採択を受け、決定の上、実施しています。

本来、万引き防止対策は、年間を通して実施すべきものではありませんが、特に集中的に実施することで、県民に対し、『万引きは犯罪である』ということへの周知を図るとともに、県警察全体で万引きを許さない姿勢を打ち出しています。

週間中における具体的な取組みは、官民が一体となった『万引き撲滅キャンペーン』や教育機関を巻き込んだ『官民合同パトロール』、また、各警察署では、キャンペーン、制服警察官等によるパトロールや防犯指導等を実施し、施設内で制服警察官を集中的に見せることによる抑止対策を講じた結果、同取組が新聞報道されるなど、一定の効果を上げることができました。

特に、週間中に1つの商業施設で実施した官民合同パトロールにあつては、他の業種の万引き担当者

も一緒に施設内をパトロールするなど、事業者間の垣根を越えた本会議あつての取組と考えています。



平成25年万引き撲滅週間における万引き撲滅キャンペーンの様子



平成25年万引き撲滅週間における官民合同パトロールの様子

《事例3～情報提供『万防ニュース』》

本会議賛同事業者に対し、万引き発生情報や取組に関する『万防ニュース』を当課で作成し、配信しています。

特に店舗における大量窃盗などに関しては、情報を共有すべく、積極的に、情報を提供し、被害防止を図っています。

平成25年第2号

まんぼう
万防ニュース
万引きをしない！させない！許さない！

平成25年4月22日発行
埼玉県防犯協会連合会編
埼玉県警察本部
生活安全企画課

ドラッグストア対象の大量万引き発生中！

本年1月から4月にかけて、埼玉県内において、ドラッグストアを対象とした大量万引き事件が多発しています。

主な被害品は高価な化粧品で、一度に大量に万引きされているほか、店内に設置されている防犯カメラからは外国人グループによる犯行等が確認されています。



事業者の皆様には、来店客に対する積極的な声掛けや店舗内外の警戒に配慮していただくとともに、不審者(車)を発見した際には、すばやく110番通報をお願いします。

～「万引き撲滅週間」の実施～

埼玉県警察では、平成25年1月1日から4月31日までを「万引き撲滅週間」として、キャンペーンや警戒強化パトロール等を集中的に実施する予定です。また、各警察署においても、店舗への立寄り巡回や防犯指導等を計画していますので、御理解、御協力をお願いいたします。

なお、事業者の皆様におかれましても従業員による巡回や声掛け、防犯設備、店舗内警備の確保、来店客に対する防犯教育の徹底等の対策強化をお願いします。

万引き発見時は、警察への届出をお願いします。

※ 万引き被害の被害者、関係者、関係者の変更等があれば、下記電話番号へご連絡ください。

埼玉県警察本部生活安全企画課 048-832-0110 (内線 3473)

県警が提供している『万防ニュース』

《事例4～連絡網の作成》

埼玉県万引き防止官民合同会議では、賛同する43事業者に関する連絡網を任意に作成しています。

特に、万引き対策に携わる担当者を掲げ、警察からの個別の連絡事項をはじめ、店舗において特異な事案が発生した際など、担当者同士が連絡をとりながら、タイムリーな情報交換を図ることで、より素早い防犯対策を講じることを目的としています。

活動をふり返って

万引き防止対策については、行政機関だけでなく、事業者についても、なかなか受け入れられずらい部分があり、発足に当たっては、円滑に滑り出すことはできませんでした。

しかし、万引きの現状を説明、このまま放置することが、事業者のみならず、県民全体に深刻な影響

を及ぼすおそれがあることなどを根気よく説明することで、理解や協力を得られるなど、地道な活動が今に至っています。また、本会議に賛同する事業者についても、少しずつではありますが、増加しております。

今後の展望と課題

今後は、警察の情報は元より、事業者同士が事業者間の垣根を越えて、事務レベルのネットワークを構築することで、事案発生時の連絡や対策等に関して、積極的な情報交換ができるまでになっていただくことが理想と考えています。

しかし、その展望とは裏腹に、自主的に施設防犯マップを作製し、従業員同士で情報共有を図るなど、熱心に万引き防止対策を推進している事業者がある一方で、担当者の連絡先が不明確など、万引き防止対策への取組に積極的ではない事業者もあり、温度差があることも否めない現状です。

また、ハード・ソフトいずれの対策に関しても、人(担当者)を介さなければ、成立しないことから、官民で緊密な連携を取り、良好な人間関係を構築していくことも不可欠ではないでしょうか。

県警察としては、今後も万引き防止対策を強力に推進していきますが、事業者や従業員の皆様をはじめ、県民の皆様一人ひとりが万引きに対する認識を新たにしてもらうことこそ、対策の第一歩になるものと考えています。

埼玉県販売防犯連絡協議会

会長 阿出川 克史

(本件担当)

埼玉県警察本部生活安全部少年課



埼玉県販売防犯連絡協議会は、デパート、スーパー、小売店等の各販売店における万引き、その他の少年非行を防止し、少年の健全育成を図ることを目的として、昭和61年7月に設立されました。

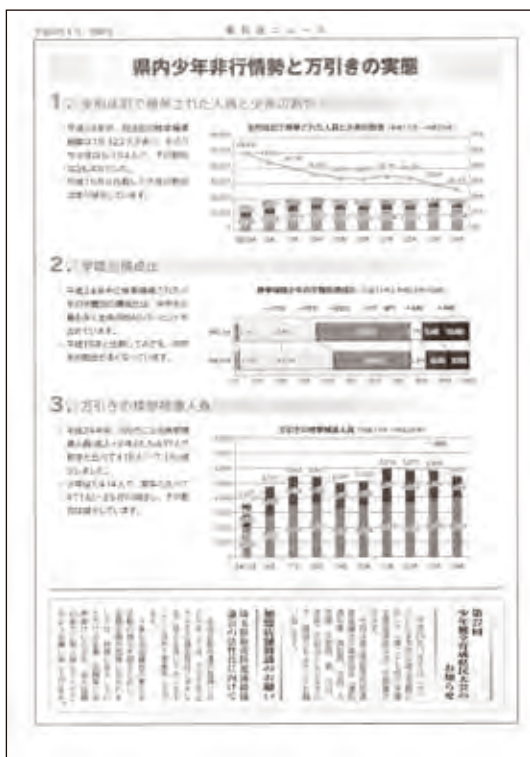
以来、万引き防止キャンペーン、中学校における規

範意識を醸成するための万引き防止フォーラム、加入店舗を対象とした万引き防止セミナーを開催する等の活動をしています。

当協議会では、「販防連ニュース」を発行し、会員に協議会の活動をお知らせしています。



埼玉県販売防犯連絡協議会で発行した「販防連ニュース」



東京万引き防止官民合同会議の取組

- 万引犯罪防止対策担当部署
警視庁 生活安全総務課
生活安全対策第三係
- 万引犯罪防止対策専門の組織名
東京万引き防止官民合同会議
- 組織結成時期
平成21年2月

万引き防止対策について ～万引きをしない させない 見逃さない～

警視庁では、平成20年12月に政府が制定した、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に基づき、社会における規範意識の向上に向けた取組として万引き対策を推進しております。

万引きは、初発型の犯罪と言われており、これを繰り返すことにより規範意識が低下し、他の重大な犯罪へとエスカレートしていく可能性があります。また、万引きは、社会経済的にも重大な損失を与えていることはもちろん、「見つかっても金を払えば許される」等と万引きを行う者や周囲の者までが軽く考えてしまうことが、社会全体の規範意識の低下につながり、将来の東京の治安を根底から揺らがしかねないものと考えております。

現在、警視庁では、警察、自治体、業界・関係団体、学校、地域住民、ボランティア団体等と連携し、社会総ぐるみによる万引き防止対策に取り組んでおります。

「万引き防止のための アクションプログラム」の基本方針

- 警察だけでなく、自治体、事業者、地域住民等、社会を挙げた総合的な取組とすること
- 規範意識の向上を図るために、「社会における絆づくり」に取り組み、万引きをさせない社会環境を作ること
- 万引き防止対策を持続的な取組として、「安全で安心して暮らせる街、東京」の実現に寄与すること



「東京万引き防止官民合同会議」の開催

万引きに関する総合的な対策を推進するため、警察、自治体、各業界団体、関係機関・団体等が相互に連携した取組を展開するため、「東京万引き防止官民合同会議」を設置し、年2回、万引き防止対策に向けた会議を開催しています。



第8回東京万引き防止官民合同会議

万引きゼロの日の設置

毎月20日を「万引きゼロの日」と定め、警察、自治体、小売店舗、学校、地域住民、ボランティア団体等と連携して、地域社会総ぐるみによる万引き防止対策を推進しています。



府中警察署万引きをとめ隊

各種取組

1 「万引き追放SUMMERキャンペーン」の開催

社会総ぐるみでの万引き追放に向けた気運の醸成と規範意識の向上を図るため、万引き追放に向けたキャンペーンを開催しました。



第3回「万引き追放SUMMERキャンペーン」平成24年7月25日



第4回「万引き追放SUMMERキャンペーン」平成25年7月24日

2 「万引き防止のための防犯責任者養成講座」の開催

「万引きされない店づくり」を推進するため、小売店舗等の防犯責任者（店長）等を対象に、ソフト対策編（万引き防止対応マニュアル）、ハード対策編（防犯環境設計基準）、捕捉時の対応等について研修を行いました。



第6回「万引き防止のための防犯責任者養成講座」平成25年9月9日

3 ボランティア活動用「パトロールマニュアル」の作成

万引きを未然に防止するためのパトロール活動や地域住民への万引き防止の声掛け、防犯指導等に活用するため、ボランティア活動用の「万引き防止パトロールマニュアル」（冊子）や「なるほどなっとくパトロール」（DVD）を作成し、都内の各警察署に配布しています。

4 万引き防止対応ガイドラインの作成

「万引きをしない させない」環境づくりを推進するため、ソフト対策編（万引き防止対応マニュアル）、ハード対策編（防犯環境設計基準）、捕捉時の対応方法について分かりやすく解説した「万引き防止対応ガイドライン」（冊子）や「なるほどなっとくバスツアー」（DVD）を作成し、都内の各警察署に配布しています。

※最新の内容は警視庁ホームページをご覧ください。
<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp>

東京万引き防止官民合同会議の取組

— 渋谷万引き犯罪根絶対策協議会 —

- 万引犯罪防止対策担当部署
警視庁 生活安全総務課
生活安全対策第三係
- 万引犯罪防止対策専門の組織名
渋谷万引き犯罪根絶対策協議会
- 組織結成時期
平成21年10月5日

はじめに



執筆：松下 義男
渋谷万引き犯罪根絶対策協議会 会長

私は「渋谷万引き犯罪根絶対策協議会」の発足当初から会長を務めさせていただいております、松下義男と申します。言うまでもなく「渋谷」は日本のみならず海外からのお客様も数多く訪れる有数の繁華街でありますので、犯罪の発生件数も多く、私ども商店街関係者にとりましても治安対策は重要な取組みのひとつであります。とりわけ万引きについては、発生件数が常に全国でトップクラスで、何らかの対応を迫られていたこともあり当協議会の発足に至ったわけですが、これから当協議会の取組みをご紹介させていただき、少しでも参考となれば幸いに存じます。

組織の概要、設立の経緯等

渋谷万引き犯罪根絶対策協議会は、警察、行政、商店街、学校、地域ボランティアなどの各団体が相互に連携して、「万引きをしない・させない」環境づくりと規範意識を醸成して渋谷の街から万引き犯罪を根絶することを目的に、平成21年10月5日に設立されました。

設立の前年までは渋谷警察署管内における万引き被害の発生が、全国で最も多いという不名誉な年が

続きましたので、各商店街や警察などがこのままでは街全体の治安が悪化してしまう虞があるという強い危機感から都内で1番最初に協議会が立ち上がりました。



渋谷万引き犯罪根絶対策協議会の設立

組織の構成

現在、協議会は渋谷地区に「渋谷センター街万引き防止連絡会」、「渋谷道玄坂万引き防止連絡会」、「渋谷公園通万引き防止連絡会」、「渋谷宮益万引き防止連絡会」の4連絡会と恵比寿地区に「恵比寿万引き防止連絡会」の1連絡会を合わせた5連絡会で組織され、会員数は合計で約450店舗（人）にのぼり、各種会議や講習会、キャンペーンなどに参加し、会員それぞれが交流を深めながら活動しております。

主な活動内容と具体的事例

1 各種広報活動

協議会では設立から現在まで警察と協力して「万引きは犯罪」、「万引きは全件警察へ通報」など様々な広報活動を展開してきました。

渋谷は「若者の街」というイメージがありますので、全国から若者を中心に多くの方々が日々訪れております。地元の人のみならずそのような方々に対して街頭ビジョンを活用させていただいたり、独自にポスターを作成して「万引きは犯罪」というメッセージを

発信しております。

また、各店舗には、「万引き犯罪根絶宣言の店」や「万引きは、全て警察へ通報します」といったステッカーを貼付して抑止効果と店員に対する意識の高揚に努めています。



街頭ビジョンによる広報の状況



ステッカーと貼付状況

2 キャンペーンによる広報

協議会では警察と協力し、著名人をゲストにお招きして「万引き撲滅キャンペーン」を実施しております。渋谷の街は全国から注目されていることもあり、様々なメディアに取り上げられ、その様子が全国に配信されることで、渋谷の街にかかわる人のみならず、より多くの方々に万引きに対する関心を持っていただくことが期待されています。



万引き防止キャンペーンの状況



万引き防止キャンペーンの状況

3 万引き防止モデル店舗の認定

協議会の会員の皆様には、日ごろから万引き対策にご尽力いただいておりますが、中でも「SHIBUYA 109」の皆様の取組みは、特に他の模範となるということで昨年6月に「東京万引き防止官民合同会議」より万引き防止対策のモデル店舗として認定を受けました。

防犯カメラやミラーの設置などハード面はもとより、特に力を入れているのが従業員に対する意識付けで、お客様に対する声かけは高い評価をいただいているとのことでした。

また、他の店舗にあっても、他店の取組みを参考としながらモデル店舗に認定されるよう様々な工夫を凝らして頑張っています。



モデル店舗審査の状況



防止ステッカーの掲示

活動を振り返って

協議会の設立以来、関係団体と意見交換を行いながら取組みを行ってきました。万引きが多発している店舗に対して制服警察官によるパトロール要請を渋谷警察署にお願いしたところ、現在6店舗の大型商業施設において合同パトロールを行っています。

また、店舗の従業員や警備員などは定期的に講習会に参加し、発見・補足時のポイントや「全件届出」の意義などを勉強し意識高揚を図ったり、警察署主催の小学校における「万引き防止教室」やキャンペーンなどをサポートする活動をしております。



講習会の様子



小学校での「万引き防止教室」

今後の展望と課題

冒頭でも述べましたが、協議会の発足当初、渋谷警察署管内の万引き被害は、毎年1千件ほど発生しており、発足の翌年には1,200件を超えてしまいました。しかし、この増加分は店舗に対する指導により各店舗が万引きに対する認識を新たにした結果、被害に遭ったら全件警察に通報するということが浸透し始めたものと考えております。そして「万引きをしにくい店舗づくり」など各種防犯面の対策にも力を注ぐことで、翌年からは被害が約3割減少し、それぞれ各種対策の効果が徐々に現れているのではないかとと思われるのです。また、万引き被害を通報することにより、指名手配犯人の検挙や家出少年の保護に繋がった事例も報告されるなど通報が増えたことによる別の効果もあるようです。

しかしながら、いまだに店舗によって認識の温度差があるのも事実です。万引き犯人を捕まえて警察に連絡すれば終わりという訳にはいきません。ここ数年、警察サイドでも事件処理の合理化、簡素化を図っていただいておりますが、事案によっては店員が長時間警察署で事情を聴取されることもあり、そのようなリスクを負いたくないと通報をためらっている店舗も少なからずあることも事実です。また、そのほかにも万引き品を喚金処分する「二次市場」対策や犯人を店内で確保する際の問題点など、官民それぞれが知恵を出し

合って解決しなければならないことがまだまだ沢山あります。

当協議会の発足式を開催した約4年前、全国万引犯罪防止機構の河上和雄理事長様にご講演いただいたのですが、その中で「お店は万引き犯人を捕まえるのが仕事ではなく、万引きさせないのが仕事」というお話がありました。私もその通りだと思います。まず、店舗（商店街）で取り組むべきことはしっかりやる、そして家庭や学校、警察、行政などそれぞれが協力・共有し、万引きを許さないネットワークをさらに発展させることによって社会全体で「万引きを許さない気運」を高めていくことが当協議会の使命だと思っております。

東京都における子供に万引きをさせないための取組み

- 万引犯罪防止対策担当部署
東京都青少年・治安対策本部
(青少年の万引き関係)
- 万引犯罪防止対策専門の組織名
子供に万引きをさせない連絡協議会
- 組織結成時期
平成19年1月頃

執筆：湯澤 憲治
東京都青少年・治安対策本部 青少年課 活動推進係長

はじめに

万引きは非行の入口と言われおり、これを繰り返すことにより規範意識が低下し他の重大犯罪へエスカレーターとしていく可能性があります。

そこで東京都では万引きは重点的に取り組むべき重要な治安課題であると位置づけ、子供に万引きをさせないための取組みを学校や警察、販売店だけではなく、広く子供の健全育成に係わる団体などと連携して、子供や保護者に対する万引き防止の充実を図り、地域社会全体で子供に万引きをさせないための様々な取組みを展開しております。

組織の概要、設立の経緯等

子供の万引き防止に向けた取組みは、将来を担う子供の健全育成を図る上で極めて重要であるとの認識のもと非行防止と健全育成という観点から「子供に万引きをさせない連絡協議会」を平成19年1月に設立し、学識経験者、保護者をはじめ、青少年健全育成関係団体代表の方、東京都商店街振興組合、NPO法人全国万引犯罪防止機構、東京三弁護士の方々などのご意見、ご協力をいただきながら「万引きをしない、させない、見逃さない」を合言葉に子供に万引きをさせないための取組みを官民一体となって推進しております。

組織の構成

- 学識経験者(早稲田大学文学学術院 教授 藤野京子)
- 東京少年補導員連絡協議会
- 一般社団法人東京都小学校PTA協議会
- 東京私立初等学校協会
- 東京私立初等学校父母の会連合会
- 東京都公立中学校PTA協議会
- 一般財団法人東京私立中学高等学校協会
- 東京都私立中学高等学校父母の会中央連合会
- 東京都青少年委員会連合会
- 東京都民生児童委員連合会
- 公益財団法人東京防犯協会連合会
- 一般社団法人東京母の会連合会
- 東京都商店街振興組合連合会
- 特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構
- 東京三弁護士会
- 東京都青少年・治安対策本部
- 教育庁
- 警視庁

主な活動内容と具体的な事例

協議会設立依頼、各イベントやシンポジウムを通じて、子供だけでなくその保護者、学校、地域等の子供の健全育成に係わる方々の対しても万引き防止のための様々な取組を推進しております。

《主な活動事例》

1 子供に万引きをさせないキャンペーン 取組推進モデル地区』選定

地域、区市、警察、教育関係等のご理解、ご協力をいただき平成19年度から平成25年度現在まで12地区(6区6市)で子供達や保護者等に対して「万引きは犯罪である」というメッセージを発信するとともに、地区の現状に応じた決め細やかな万引き防止対策を展開しております。

◆「子供に万引きをさせないフォーラム」の開催

有識者の講演、万引き防止の先駆的な取組み事例の発表、万引き防止宣言など地域全体で子供の万引き防

止を図る啓発イベントを開催

◆「万引き防止音楽劇」の上演

(公財) 二期会メンバーによる万引きを題材にした音楽劇を学校や研修会等で上演し親子で万引き防止を考える場を提供

◆「広報・啓発運動」の推進

小中学生から万引き防止に関する作文、ポスター等を募集し広報誌等への掲載やフォーラム等で表彰

2 『万引き防止啓発リーフレット』の作成・配布

それぞれの学齢(小学3、5年生、中学生)に応じた子供向けリーフレットを作成し都内全ての小中学校に配布するとともに、保護者向けリーフレットはPTA研修会等で活用



3 『他機関、団体との連携』

◆「万引き防止道徳・倫理用教材」の作成ワーキングチームとしての活動

警視庁と東京都教育委員会と協力して、小学校から高等学校まで各学年において、授業で使用する万引き防止道徳・倫理用教材を作成し、子どもの規範意識の醸成を図る。

平成22年8月に都内公立小・中・高等学校(私立学校に対しては希望校)に配布。

◆「東京万引き防止官民合同会議」への参加

第1回の平成21年2月から教育研委員会、広報委員会の委員として参加するとともに警察、業界・関係団体、学校、地域住民、ボランティア団体等と連携した域総ぐるみによる万引き対策を展開

「万引き防止ゼロの日」など各種イベント、キャンペーンなどに積極的に参加し青少年の社会における規範意識の向上に向けた取組みを推進

活動をふり返って

東京都内で万引きで検挙・補導された少年の人員は平成21年から増加し、翌年には過去20年で最高の数値となりましたが平成23年からは2年連続で減少しております。

減少の要因の一つとして「万引きをしない、させない、見逃さない」という合言葉のもと「たかが万引き」という社会の風潮を払拭すべき地域の方々や関係団体と一緒に万引き防止対策を推進した結果の表れだと思います。

今後の展望と課題

ツイッターなど非常識な写真の投稿など、今、大人を含めて日本人の規範意識が著しく低下していることが大きな問題となっております。

また、青少年の万引きの背景には「ゲーム感覚」「捕まるとは思わなかった」「運が悪かった」などとする規範意識の低さが目立ちます。

東京都としても青少年の健全育成を真に願い本協議会の活動を通じて多くの保護者や子供たちに「万引きは犯罪である」というメッセージを繰り返し発信するとともに、絶対に万引きをしないと決意させるとともに身近な社会の中のルールを守るという規範意識の向上にも努めたいと考えております。

今後も「子供に万引きをさせない取組み」を学校、地域、関係団体などと連携しながら推進し、もって青少年の健全育成に努めてまいりたいと考えております。

万引防止対策の効果的推進による少年の健全育成活動

- 万引犯罪防止対策担当部署
神奈川県警察本部生活安全部
生活安全対策室
- 万引犯罪防止対策専門の組織名
神奈川県万引防止対策協議会
- 組織結成時期
昭和63年6月

執筆：宇垣 司一

神奈川県万引防止対策協議会事務局
神奈川県警察本部生活安全部少年育成課 警部補

組織の概要、設立の経緯等

(1) 組織の概要

神奈川県万引防止対策協議会は、神奈川県内の全54警察署に設置されている万引防止対策協議会（組織により名称は異なる）の行う万引き防止対策について、万引防止対策協議会相互の連絡調整、防犯対策の研究、情報交換等を行い、万引き防止対策を効果的に推進し、少年の健全育成に寄与することを目的としている。

(2) 設立の経緯等

神奈川県万引防止対策協議会は、少年非行の中で最も多く、増加していた少年の万引き事案に対応するため、各警察署に設置されていた万引防止対策協議会の協力を得て、昭和63年6月に設立された。

組織の構成

神奈川県万引防止対策協議会は、県内の全54警察署に設置されている万引防止対策協議会の会長をもって構成されており、県内を10ブロックに分け、各ブロックから理事（会長及び副会長2人を含む10人）を選出している。

加入業者は4,280店舗、協力団体は147団体（商店街連合会、学校・警察連絡協議会、少年補導員連絡会、防犯協会等）ある。（平成25年6月1日現在）

本協議会の顧問には神奈川県警察本部生活安全部長、参与には同生活安全部少年育成課長が置かれている。

主な活動内容と具体的な事例

主な活動内容は、万引き防止対策推進のための協議、万引防止対策協議会会員の万引防止に関する知識等の向上、少年の健全育成に関係を有する機関・団体と連携した活動である。

【活動事例1】

万引き防止ポスターを作製し、神奈川県内の各店舗、学校、公共施設、自治会掲示板等に掲示を依頼し、地域社会全体に対して万引き防止に対する意識の高揚を図っている。（平成17年から）



万引防止ポスター

【活動事例2】

万引防止対策協議会会員の意見や犯罪機会論に基づいた万引き防止マニュアルを作製し、同会員の店舗や大規模小売店舗等に配布し、万引きをさせない環境づくりを推進した。（平成18年）

【活動事例3】

店内で不審者を発見した場合の従業員の対応について、イラストで示したチラシやポスターを作製

し、店舗事務所や従業員休憩室に掲示して、従業員への周知を図っている。（平成19年から）



従業員用のチラシ

【活動事例4】

研修会に部外講師（NPO法人全国万引犯罪防止機構普及推進委員）を招き「伝えよう心の痛み、感謝の心に万引き無し」と題する講演を実施した。（平成24年）



協議会会場における万引き防止啓発教材等の展示状況



従業員用のチラシ

【活動事例5】

研修会において、少年の万引きに対する意識や前兆行動等を紹介するDVDの視聴及び各ブロックに分かれた万引き防止対策の事例や問題点・解決策等の検討・発表を実施した。（平成25年）



神奈川県万引防止対策協議会における事例発表

活動をふり返って

地域における身近な犯罪についての無関心さが治安の悪化を招くように、従業員が万引きの被害や来店客に無関心であるようでは、万引きの被害を防止することは非常に困難になると考えられる。

これまでに本協議会においては、研修会や情報交換等を通じて、最近の万引きの実態や手口だけでなく、各店舗が実施している効果的な対策や最新の防犯機器等を紹介したり、従業員用のチラシを活用するなどして、県内各店舗における万引きを発生させないためのお店づくりを推進した。

今後の展望と課題

万引きの検挙・補導人員は、少年から高齢者まで各層に広がっており、被害を受けた店舗の中には、経営に支障が生じかねない深刻な打撃を受けているところ

も少なくない。

平成24年中、神奈川県内の警察署における万引きの検挙・補導人員（5,424人）のうち、少年の検挙・補導人員（1,154人）が高齢者の検挙人員（1,594人）を初めて下回った。

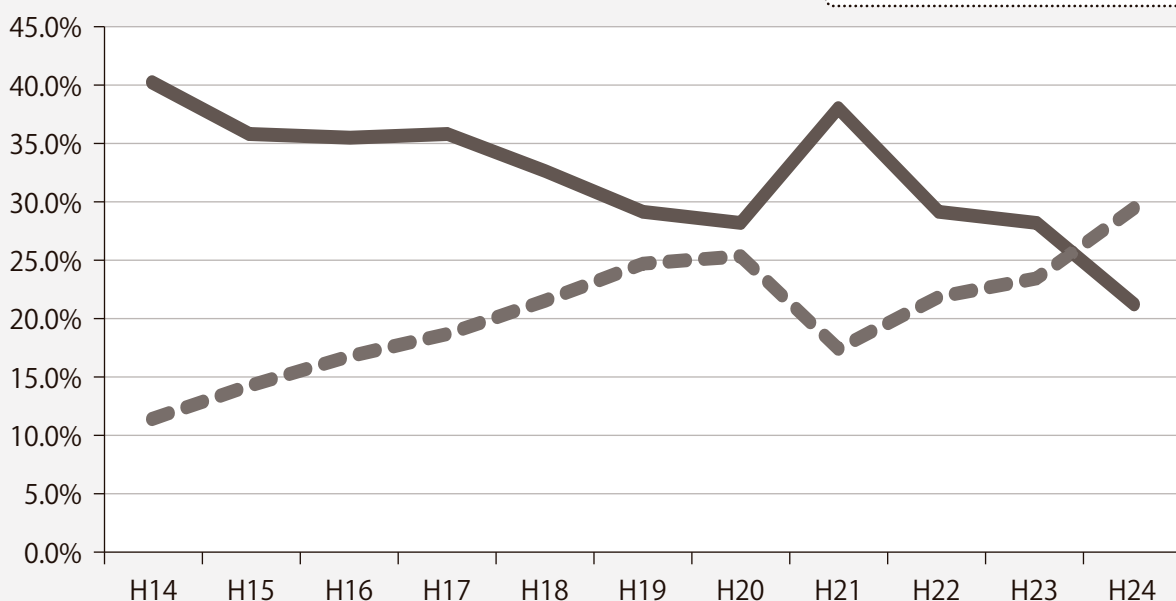
高齢者の万引きの検挙人員は、年々増加傾向にあるが、その背景には孤独感や生活困窮などがあると見られており、この問題は少子高齢化に伴い、今後ますます顕著になると思われる。

万引き防止対策には、万引きをさせないお店づくりと万引きは絶対に許さないという社会気運を醸成することが重要であると考えます。

店内に防犯カメラを設置したり、死角が生じるような商品の陳列状況になっていないかを確認したり、従業員による客層にとらわれない声かけを励行するなど、万引きの実態に即した効果的な防止対策を講じていくことが重要であると考えている。

今後も、各関係機関や団体と情報を共有しながら、より効果的な万引防止対策を講じていきたい。

■神奈川県内における万引きの検挙・補導人員の割合
(少年と高齢者)



平成24年中、神奈川県内における少年の万引きの検挙・補導人員が高齢者の検挙人員を下回りましたが、依然として少年非行ファースト1の犯罪は万引きです。

長野県万引防止対策協議会連合会の取組について

- 万引犯罪防止対策担当部署
長野県警察本部生活安全部少年課
- 万引犯罪防止対策専門の組織名
長野県万引防止対策協議会連合会
- 組織結成時期
昭和58年6月2日

はじめに



執筆：渡辺 晃司
長野県万引防止対策協議会
連合会 会長

長野県の犯罪情勢は、刑法犯認知件数が平成14年以降11年連続して減少しておりますが、平成24年中の万引被害は、刑法犯認知総数の約13%を、また、窃盗犯認知総数の約18%を占めており、更なる万引被害防止対策の必要性を実感しているところです。

この度、このような機会をいただきましたことに感謝の意を表するとともに、長野県万引防止対策協議会連合会（以下「万防協」という。）の取組及び地区万引防止対策協議会（以下「地区万防協」という。）の活動事例を紹介させていただきます。

組織の概要

(1) 組織の設立時期

昭和58年6月2日

(2) 目的

万引防止に対する意識の普及高揚に努めるとともに、地区万防協の相互連携を図り、県民とともに万引防止活動を推進し、もって少年の非行防止と健全育成に寄与することを目的とする。

(3) 主な事業

- ア 万引防止に関する地域活動の促進及び啓発
- イ 万引防止に関する調査及び研究

- ウ 少年の非行防止に関する活動の連絡及び調整
- エ 関係機関及び団体との連携

組織の構成

万防協は、長野県下20の地区万防協からなる連合会であり、地区万防協において、万引被害防止対策及び少年の非行防止・健全育成活動を推進している。

主な活動と具体的な事例

(1) 主な活動

- ア 少年の規範意識の醸成施策の推進
小学生向けの万引防止啓発冊子「万引き すとおぷ」の作成・配布
- イ 万引発生時の通報強化
「その少年の将来のために通報する」、「通報が抑止の第一歩」という意識改革を図り、全件通報を促進
- ウ 地区万防協の拡充
大型店、コンビニエンスストア、ドラッグストア等万引きの発生が多い店舗への働き掛けと加入を促進
- エ 学校等との連携強化
小・中・高校教員、PTA等学校関係者との連絡体制の確立、関係者を地区万防協の会議などに招へいする等連携の強化を図り、教育現場における万引防止意識の高揚を働き掛ける。
- オ 広報啓発活動
 - 少年警察ボランティア協会との協働による店舗内外におけるチラシ配布等広報啓発活動の推進
 - 万引防止ステッカー、リーフレット等の作成配布やポスター等の掲示、各種イベント、会合における万引防止啓発活動等を通じ、県民の万引防止意識の高揚を促進

(2) 具体的な活動

○ 活動事例1 ……………

万引防止啓発冊子の作成・配布

万引防止をはじめとする少年の規範意識の醸成のため、小学6年生を対象とした万引防止啓発冊子「万引き すとおぷ」を作成しています。



本冊子は、県下全小学校に配布（3万部）しており、非行防止教育の資料として活用されています。

○活動事例2……………

万引き防止紙芝居の製作・上演

地区万防協と地区少年警察ボランティア協会との協働により、小学生を対象とした万引防止紙芝居「みんなのやくそく」を製作しました。

本紙芝居の上演に際しては、多くの小学校において授業、課外授業等時間を確保してもらい、地区少年警察ボランティア協会員が小学校に赴いて上演しています。



小学校での万引防止紙芝居の上演

○活動事例3……………

学校関係者と地区万防協会員等との意見交換

小・中・高校教員、地区万防協会員（店舗）及び警察等の関係機関により、万引きの検挙・補導状況、万引きを犯した少年に対する学校の処遇、万引被害防止のための防犯対策の助言、それぞれの立場における意見・要望聴取等の意見交換を実施しております。



意見交換の状況

今後の展望

(1) 万引防止対策意識の更なる高揚と組織の拡充

長野県警察本部少年課と協働して、万引被害に遭った店舗を対象にアンケート調査を実施した結果、万引犯人を発見した場合の措置として、警察に全件通報すると回答した店舗は約6割でした。

また、万引防止対策の効果的な方策については、店員等の声掛け（約8割）、学校・家庭での教養（約6割）、防犯カメラ等の設置（約5割）と回答しています。

この結果を受け、万引犯人を発見した場合の全件通報の啓発、店員等による声掛けや防犯カメラの導入をはじめとする自主防犯対策の促進、少年の非行防止教育を推進することが重要であると再認識いたしましたので、今後も、更にこうした点を重点に、会員に対する啓発を促進して参りたいと考えております。

また、地区万防協の会員は、個人経営店舗が大半を占め、万引被害の多いデパート、コンビニエンスストア、スーパーマーケット及びディスカウントショップの退会・未加入が多い実情であることから、組織の在り方等について検討するとともに活性化を図り、組織の拡充に努めて参りたいと考えております。

(2) 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動への積極的な支援

これまで長野県警察で実施した東日本大震災被災地でのボランティア活動や同活動写真展開催の支援などを行って参りましたが、今後も立ち直り支援活動に対し、

できる限りの支援を行い、少年達の規範意識の醸成に寄与して参りたいと考えております。



立ち直り支援／写真展の様子



立ち直り支援／被災地でのボランティア活動

「万引き撲滅」に向けた各種取組

- 万引犯罪防止対策担当部署
京都府警察本部生活安全企画課
- 万引犯罪防止対策専門の組織名
京都府万引き防止対策推進協議会
- 組織結成時期
平成24年6月

はじめに



執筆：堀部 素弘
京都府万引き防止対策
推進協議会 会長

京都府万引き防止対策推進協議会会長の堀部でございます。

私ども協議会は、昨年6月の設立以降、警察や行政などのご支援をいただきながら、「万引きをしない、させない、許さない」をスローガンに掲げ、世界的な文化都市「京都」におきま

して、会員店舗の皆様が相互に連携を強化しつつ、万引き撲滅を目指して取り組んでおります。今後も、関係者の皆様方からのご支援やご協力をいただきながら、万引き防止に向けた各種対策に尽力してまいります。

設立の経緯等

京都府内の万引き被害の情勢は、減少を続ける刑法犯認知件数に対し、平成20年以降4年連続して増加を続け、平成23年には過去最高となる3,933件を記録しました。こうした中、万引きの増加に歯止めをかけるため、平成24年6月、事業所、関係機関・団体、行政の官民が一体となり、「京都府万引き防止対策推進協議会」が設立いたしました。

組織の概要・構成

当協議会は、府内の主要な百貨店、スーパー、書店、コンビニエンスストア、ドラッグストア等の事業所、京都商店連盟、京都府警備業協会等の団体、京都府単位防犯推進委員協議会、京都府少年補導連絡協議会等のボランティア団体のほか、京都府、京都市の行政機関から構成されており、本年6月現在、57事業所・団体が参画し、府内全域に及んでいます。



協議会設立総会 H24.6.29

主な活動内容と具体的な事例

● 活動事例1

平成24年10月、会員事業所の女性従業員を一日警察署長に委嘱し、府内有数の繁華街である四条通において、万引き撲滅パレードを実施しました。



●活動事例2

四条繁栄会商店街振興組合では、毎月25日を「万引き防止デー」に設定し、商店街が一体となって、万引き防止に向けた活動を行っています。



●活動事例3

当協議会は、警察等と連携し、オリジナル万引き防止ステッカーやポスター、チラシを作成し、会員店舗に配布、掲出するなど、官民一体となって、万引き防止に向けた広報・啓発を行っています。



●活動事例4

防犯ボランティアによる店内巡回、少年に対する声掛け活動等、会員店舗において、ボランティア主導の万引き防止活動が行われています。



●活動事例5

犯罪情報や効果的な万引き防止対策等を掲載した万引き協議会通信を会員にメール配信しています。平成24年中は8回、平成25年9月末までに8回の計16回配信しています。



● 活動事例6

京都府防犯設備士協会と協働し、店舗の防犯診断を積極的に実施し、万引き被害の防止に取り組んでいます。



● 活動事例7

店長等の責任者を対象とした防犯講習会を開催し、万引きをさせない店舗づくりについて研修を行っています。



● 活動事例8

【概要】

万引きを許さない社会気運の醸成を図ることを目的として、会員店舗と地元防犯関係機関・団体等が連携し、府内各地域で万引き撲滅キャンペーンをリレー方式で展開しています。本年7月に、北部と南部地域を同時期に出発し、府内各警察署管内に所在する24の会員店舗等においてキャンペーンを開催し、本年10月、京都市中京区内においてファイナルパレードを実施し、リレー・キャンペーンを終了します。



タスキ引継式



タスキ引継式



パレードの実施



店舗内巡回活動



万引き防止ビラ啓発活動

今後の展望と課題

企業などの店舗における万引き被害防止への取組については、これまでは、損害が大きい割に、お客様への配慮から、他のひったくりや自転車盗などの罪種とは異なり、犯罪抑止面の取組としては消極的なものでした。

協議会発足後は、多くの店舗の皆様方に「万引きをしない、させない、許さない」という目的をご理解いただき、参加店舗単位で、あるいは従業員の方々が、積極的な万引き被害の防止に取り組んでいただき、万引きを許さない気運も活発になってきています。

本年7月から実施しております、タスキで繋ぐ「万引き撲滅リレー・キャンペーン」では、会員店舗はもとより社会全体の万引き防止への気運の更なる醸成、そして参画を希望する店舗の参入などの効果を期待しております。

広島県における万引き防止対策

- 万引犯罪防止対策担当部署
広島県警察本部生活安全部安全安心推進課
- 万引犯罪防止対策専門の組織名
万引き防止対策会議
- 組織結成時期
平成21年11月頃

執筆：山本 豊
広島県警察本部生活安全部安全安心推進課地域安全2係

はじめに

広島県では、深刻な暴走族問題や刑法犯認知件数の急増傾向を背景に、平成15年から全国に先駆けて「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動を展開し、様々な施策を実施している。

この運動は、県民・事業者・行政等が一体となって「万引きや自転車盗など県民の身近な犯罪を1件でも減らそう」と、県内全域で様々な取組を進めているもので、昨年、一昨年と刑法犯認知件数が戦後最少の数値を更新するなど、犯罪抑制という点で、大きな成果を上げている。

現在、平成23年からの第3期アクション・プランにより「日本一安全・安心な広島県の実現」を目指し、各種施策を推進中である。

組織の概要、設立の経緯等

県民総ぐるみによる運動により、刑法犯認知件数は順調に減少していく中、万引きについては、減少率は低く、また、平成19年、20年、21年には3年連続で増加に転じた。他方、青少年問題の側面だけでなく、高齢者の占める割合も増加傾向にあり、事業者、関係団体、行政等が更なるネットワークの強化を図り、犯罪の起こらない店舗づくりを推進する必要性があることから、平成21年11月26日に、警察が呼びかけ「万引き防止対策会議」を開催するとともに、

事業者のネットワーク化を図った。

平成22年8月17日、警察本部において第2回目の会合を持ち、万引きの現状についての情報共有を図るとともに、事業者及び有識者による講演を行った。会議の席上、参加40社（1,600店舗）により「万引き追放宣言」を行い、以後、宣言事業者のネットワークの拡大を図っていくことが決議された。

組織の構成

平成22年の「万引き追放宣言」時には、宣言事業者は百貨店協会加盟業者4社、県スーパーマーケット防犯組合加盟業者13社、県深夜スーパー・コンビニエンスストア防犯連絡協議会加盟業者9社、総合量販店3社、ホームセンター6社、その他地元業者5社の傘下である1,600店舗であったが、以後、県内の商店街振興組合等の参加を得て、平成25年8月末現在、2,767店舗に拡大している。



万引き防止対策会議において、県警察により万引きの現状について説明

主な活動内容と具体的な事例

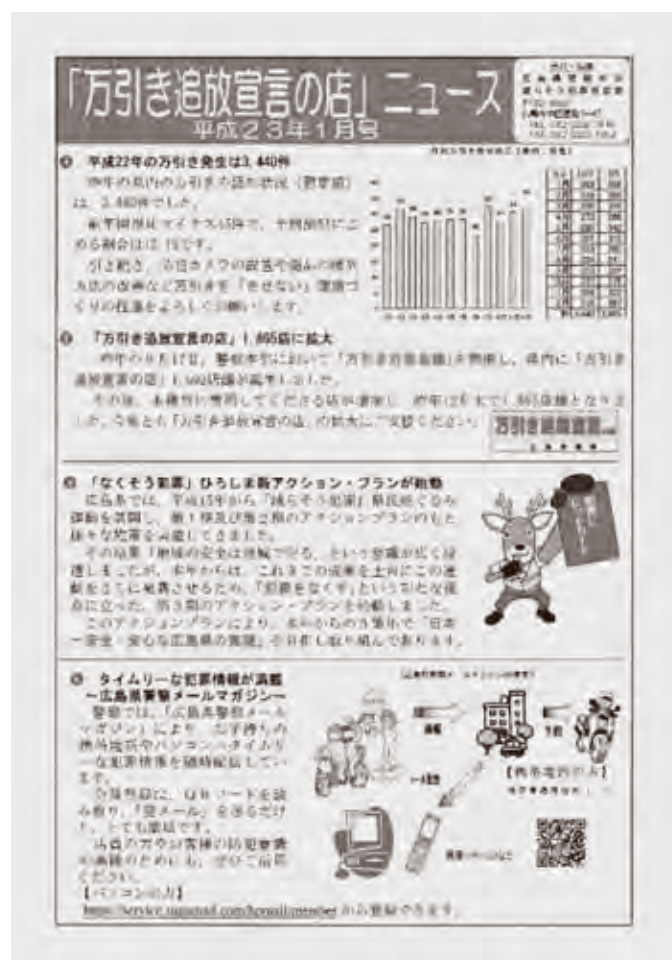
平成21年の万引き防止対策会議以降、事業者の防犯意識の高揚、顧客に対する声かけ、防犯機器の整備充実など万引きされにくい店内環境につき、警察、行政、事業者が取り組んでいるところである。

●活動事例1●

平成22年8月17日、“万引きをしない・させな

い・見逃さない”環境づくりを推進するため、県内の大規模小売店舗等、40の主要事業者から構成する第2回「万引き防止対策会議」を開催した。同会議において、「防犯意識の向上、お客様への声かけ等、万引きをさせない店舗づくり」を内容とした「万引き追放宣言」を採択するとともに、参加事業者に「万引き追放宣言の店」ステッカーを配布した。当初、県内約1,600店舗からスタートした「宣言店舗」は、その後、同宣言の趣旨に賛同する店舗が拡大し、平成25年8月末現在では、2,767店舗となっている。

これらの店舗に対しては、適宜、管轄警察署の警察官が赴き、防犯指導、情報交換を実施している。また、平成23年1月から、県警察本部において、毎月「万引き追放宣言の店ニュース」を発行し、最近の万引き被害の状況及び発生分析、万引きされにくい環境づくり、事業者の取組紹介、防犯ボランティア等と連携した万引き対策の例などの記事を盛り込み、万引き追放宣言の店に送付することにより、加盟店舗の意識づくりに努めている。



毎月発行の「万引き追放宣言の店」ニュース



万引き追放宣言の店ステッカー



●活動事例2●

平成22年7月、地元プロ野球球団「広島東洋カープ」と地元プロサッカー球団「サンフレッチェ広島」の全面協力のもと、依然として発生が多い「万引き」「自転車盗」について、県民の誰もがよく知っている地元プロスポーツ選手（前田健太、佐藤寿人）を起用しての犯罪防止を呼び掛けるポスターを公益社団法人広島県防犯連合会とともに作成した。

「許すな！万引き」ポスターは、スーパーマーケット協会、中国四国百貨店協会、コンビニエンスストア等県内の40事業者約1,600店舗の他、行政機関、全警察署、交番・駐在所等に掲示し、広く広報を行った。このポスターは各方面からの反響が大きく、青少年等の若い世代へのメッセージとして非常に効果的であった。なお、このポスターは、平成22年度以降毎年作成しており、継続的な広報を実施している。



広島東洋カープとサンフレッチェ広島の選手を起用したポスターの作成

●活動事例3●

平成22年以降、映画配給会社の防犯CSR活動により無償で作成した「万引きをしない させない 見逃さない」をキャッチフレーズとした万引き防止啓発ポスターを掲出し、規範意識の向上を図っている。

同ポスターについては、広島県、広島県教育委員会

と連名にすることにより、県の施設や県立中学校・高等学校等に掲出したほか、県民の目にとまりやすいコンビニエンスストアや100円ショップにも掲出し、約3か月ごとに映画9作品を入れ替えて掲出したことにより、継続的な広報に効果が認められた。



映画配給会社との協働による万引き防止ポスターの作成

●活動事例4●

平成22年12月、小売業界をはじめとする事業者が万引きの発生しにくい環境づくりの推進やボランティアや学校機関との連携による万引き防止対策を推進していくための指標として、これまで警察が単独で作成していた「万引き防止マニュアル」を広島県、広島県教育委員会と連携して作成した。

「改訂版万引き防止マニュアル」には、事業者のための万引きをさせない心構えから店の環境づくり、地域ボランティアとの連携など、ハード面からソフト面にわたる様々な対策方法が網羅され、現在でも当県での万引き防止対策で大いに活用されている。



改訂版万引き防止マニュアルの作成

活動をふり返って

「万引き追放宣言の店」については、第3期アクション・プラン中、「犯罪の起こらない環境づくり」の取組の一つとして、これまで事業者、関係団体、行政等が協働・連携して、事業者の防犯意識の高揚、顧客に対する声かけ、防犯機器の整備充実など、万引きされにくい店内環境の整備を強力に推進してきたところである。

警察においても、平成22年から、広島県警察運営重点中、「『減らそう犯罪』県民総ぐるみ運動の推

進」にかかる推進項目の一つとして「万引き対策の推進」を掲げており、警察官による店舗への防犯指導の実施を行うとともに、小学校での犯罪防止教室の開催や事業者の防犯CSR活動の促進を図るなど、積極的な対策を推進している。

その結果、平成19年から3年連続で増加した万引きの認知件数が、平成22年から再び減少に転じるなど、一定の成果が挙げられている。

万引き認知件数（広島県）

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
4,064	3,829	4,059	3,278	2,890	3,054	3,329	3,485	3,440	3,256	3,235

今後の展望と課題

前記のとおり、万引きの認知件数は減少しているものの、分析結果によると高齢者による事案が増加傾向にあり、高齢者対策が今後の課題となっている。

万引きをはじめとする高齢者による犯罪には、背景として規範意識の低下や地域社会における高齢者の孤立化等があると言われている。

今後は、これまでの取組と合わせて、高齢者の規範意識の向上と地域社会の絆の強化を目的とした取組を実施する必要がある。

具体的には、防犯教室や老人クラブでの防犯講話、民生・児童委員等と連携した訪問活動により、規範意識の醸成を図るとともに、孤立化を防ぐための地域安全活動や交通安全活動への積極的な参加促進を図り、地域での生き甲斐づくりを推進していくことが重要であると考えている。

ドラッグストア安全安心ネットワークの構築

- 万引犯罪防止対策担当部署
島根県警察本部 ①生活安全企画課
②少年女性対策課
- 万引犯罪防止対策専門の組織名
ドラッグストア安全安心ネットワーク
- 組織結成時期
平成22年10月

執筆：木田 真人
犯罪抑止対策係長

はじめに

島根県における刑法犯認知件数は、平成16年から年々減少する中（平成24年のみ微増）、万引きの認知件数に関しては減少することなく、同水準で推移しています。

そのような中、島根県警察は万引き防止のために様々な取組を行っているところではありますが、本日はその取組の中の『ドラッグストア安全安心ネットワーク』について紹介させていただきます。



みこぴーくん
(島根県警察マスコットキャラクター)

設立の経緯

ドラッグストア安全安心ネットワークは平成22年10月に設立されました。

島根県警察では、平成22年より、犯罪の起きにくい社会を実現するための取組として『重層的な防犯ネットワークの構築』と『社会全体の絆の構築』を重点課題にかかげ、各種ネットワークの整備を行っていました。そうする平成22年5月に、山陰地方のドラッグストア各店舗において、大量の化粧品等が窃取される万引き事件が連続発生したことから、ドラッグストアにおける万引き対策が急務となりました。

そこで、島根県警察本部から島根県内の大型ドラッグストアに万引き防止のネットワーク構築の必要性を訴えたところ、県内の大型ドラッグストア6チェーン49店舗の賛同が得られたことから、各チェーン店と覚書を締結し、ネットワークの構築に至ったものです。



覚書締結式の様子

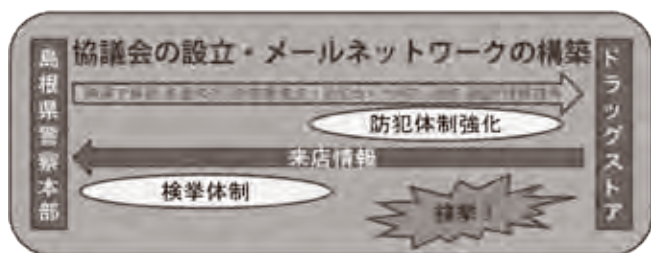
概要

ドラッグストア安全安心ネットワークは、ネットワークに加入するドラッグストアの店舗において、

- 一度に大量の商品が被害に遭った
- 複数人による万引き事件が発生したなどの万引き事件が発生した場合、または、
- 店舗内に不審者と思われる者（挙動が怪しい、帽子を深くかぶりサングラスで人物を特定されにくくしている等）

がいた場合、島根県警察本部に通報してもらい、警察

本部からネットワーク加入店舗へメールで一斉に情報提供を行い、被害拡大防止や被疑者の早期検挙につなげるものです。



ネットワークの流れ

各店舗と警察本部の間で、スムーズな通報や連絡が行えるように、あらかじめ『万引き発生（不審者出沒）緊急通報』という書式を定め、メール若しくはファックスで通報することになっています。

**万引き発生
緊急通報書式**

**不審者出沒
緊急通報書式**

その他の取組

島根県警察では、本日紹介したドラッグストア安全安心ネットワーク以外にも、県内の新刊書販売店と古書買取り販売店による書籍の万引きや流通防止を目的とした防犯ネットワークを構築し、万引き防止に関する覚書を締結するなど、書店と連携した万引き防止対策を行っています。

これら以外にも、ボランティア団体と協働した店内パトロールや街頭キャンペーンを行ったり、また、商店経営者で構成する青少年健全育成協力店協議会を定期的に開催するなどして、県全体で万引き防止対策に取り組んでいるところです。

今後の展望と課題

島根県では、上記ネットワークの構築等の成果により、近年、ドラッグストア等を対象とする集団窃盗事件は減少しつつあります。ところが、万引きの認知件数は減少することなく同水準を保持しており、高齢者による万引きが増加しています。特に、本年8月末では、万引き被疑者のうち4割近くが高齢者であり、次いで3割近くが少年によるものとなっています。

島根県警察は、このような情勢を踏まえ、高齢者と少年に対する規範意識の向上を目的とした施策、また、被害店舗に対しては万引きしにくい環境づくりを促す等、官民一体となった万引き防止対策が今後の課題と考えています。

県民一体となった万引き防止対策

- 万引犯罪防止対策担当部署
山口県警察本部生活安全部
生活安全企画課、少年課

執筆：石井 龍二
生活安全企画課 犯罪抑止対策室 警部補

はじめに

我々が活動の舞台としている山口県は、清らかな水、澄んだ空気、あふれる緑に育まれた自然が豊かな本州最西端に位置する人口約142万人の県です。

皆様方も御存じのとおり、「ふぐ」、「あまだい」等を始めとした海の幸だけではなく、「はなっこりー」、「萩たまげなす」等の山の幸や日本最大のカルスト台地と鍾乳洞を持つ「秋吉台国定公園」、数多くの温泉があるなどの魅力があふれる、住みやすいところです。

組織の概要、設立の経緯等

山口県では、平成13年中の刑法犯認知件数が40年ぶりに2万5千件を超え、10年前と比較して1万件以上増加したため、平成14年から県警察が一体となり、「万引き」をはじめとした各種犯罪の抑止対策を推進しました。

その後、平成16年を「治安創造元年」と銘打ち、より一層対策を強化するとともに同年4月には「安心・安全な山口の創造を目指し、自治体や関係機関、団体、事業所等との連携調整及び犯罪の予防と検挙の諸対策を指導する部署」として、生活安全企画課内に私が勤務している犯罪抑止対策室が設置されました。

組織の構成

犯罪抑止対策室は、室長以下15人体制で、これが核となり、所属や部門を問わず、県警察が一体となって検挙と予防を両輪とした犯罪抑止対策を推進し、県民の安全安心の確保に取り組んでいます。

主な活動内容と具体的な事例

万引き防止を効果的に推進するためには、店舗をはじめ、関係機関・団体等の協力と防犯ボランティアの方々との連携が不可欠です。



関係機関と連携して作成した万引き防止グッズ

1 業界団体と連携した万引き防止活動

- 山口県デパート・スーパー等防犯協議会定例会の開催（毎年開催）

本協議会は、万引き防止思想の啓発及び普及等のため、昭和62年に発足し、警察署単位に設置された16地区組織、約390の店舗や組合、事業所等で構成されています。

毎年、各地区の会長を招集して定例会を開催し、万引き防止活動等を通じた非行防止対策について協議することで、防犯意識の高揚、防犯体制の強化に向けた意思統一を図っています。

また、各地区で「万引き防止モデル店」を指定し、

重点的な施策を展開するなど、警察と連携した事業も行っており、優良モデル店に対しては、定例会において、警察本部から感謝状が贈呈されています。



万引き防止モデル店に対する感謝状の贈呈
(山口県デパート・スーパー等防犯協議会)

●山口県コンビニエンスストア等防犯連絡協議会の開催（毎年開催）

本協議会は、会員相互の連絡体制を確立し、山口県警察との緊密な連携のもと、深夜営業コンビニエンスストア等における、「万引き」や「強盗」等の犯罪防止に必要な対策を協議、推進するものです。

●山口県ゲートウェイ犯罪対策会議の開催
(平成22年10月開催)

平成15年以降、刑法犯認知件数は減少していましたが、「ゲートウェイ犯罪」、すなわち、「万引き」等の軽い気持ちで犯してしまう犯罪は高原状態で推移していました。

「ゲートウェイ犯罪」は、規範意識の低下や重大な犯罪を招くおそれがあったため、関係機関や業界の代表者約30名の方々の協力を得て、相互理解と防犯対策について協議しました。



山口県ゲートウェイ犯罪対策会議

●山口県万引き防止官民合同会議の開催
(平成23年2月開催)

平成22年中の万引きが前年対比で140件増加したため、関係機関や業界の責任者等約50名の方々の協力を得て、官民一体となった取組の推進について協議しました。

同会議では、少年の非行防止対策を協議したほか、大学教授による心理学を応用した万引き防止対策の基調講演も行いました。

2 防犯ボランティアと連携した対策

●少年リーダーズによる「C・C作戦」

山口県では、「少年リーダーズ」と呼称する中学生、高校生、大学生の有志が警察と共同し、万引き抑止活動をはじめ、自転車防犯点検や非行防止キャンペーン等、同世代の少年の規範意識の啓発を推進するための様々な活動を行っています。

その代表的な活動として「C・C作戦」というものがあります。

「C・C」とは、「チェック(点検)&チェック(抑止)」の略で、「シーシー作戦」と呼んでいます。

具体的には、スーパー等の店側の協力を得て、少年リーダーズが万引き防止の視点から店内を巡回し、商品の陳列方法や防犯設備等の点検を行います。

点検終了後は、意見交換を行い、改善すべき点は店側の協力を得て改善し、少年リーダーズと店側の双方が協力し、万引きをさせない環境作りに貢献するというものです。



●防犯ボランティア団体による店内巡回

多くの防犯ボランティアの方々が、万引き防止のためスーパー等への立ち寄り活動を行っています。

中には、女性隊員の方が買い物等をする際に、常に帽子と腕章を着用するなど、あらゆる機会を通じて「防犯・警戒活動」を前面に出し、万引き防止に貢献している団体もあります。

活動をふり返って

県警察では、毎年定める運営重点の第一に「犯罪抑止総合対策の推進」を掲げ、各部門が連携して組織の総力を挙げて取り組んだ結果、刑法犯認知件数は10年連続減少といった結果を出すことができたものと思います。

万引きについても、同様に減少しており平成14年には2,108件を認知していましたが、平成24年には1,550件と36%の減少となっています。

また、その輝かしい結果を出すことができたのは、防犯ボランティア団体をはじめ、関係機関・団体の方々の御協力や主体的な活動によるものが極めて大きく、警察だけの取組では、この成果を出すことは不可能であったと痛感しています。

今後の展望と課題

犯罪抑止対策室で勤務して、改めて感じたことは、「防犯に垣根は無い」ということです。

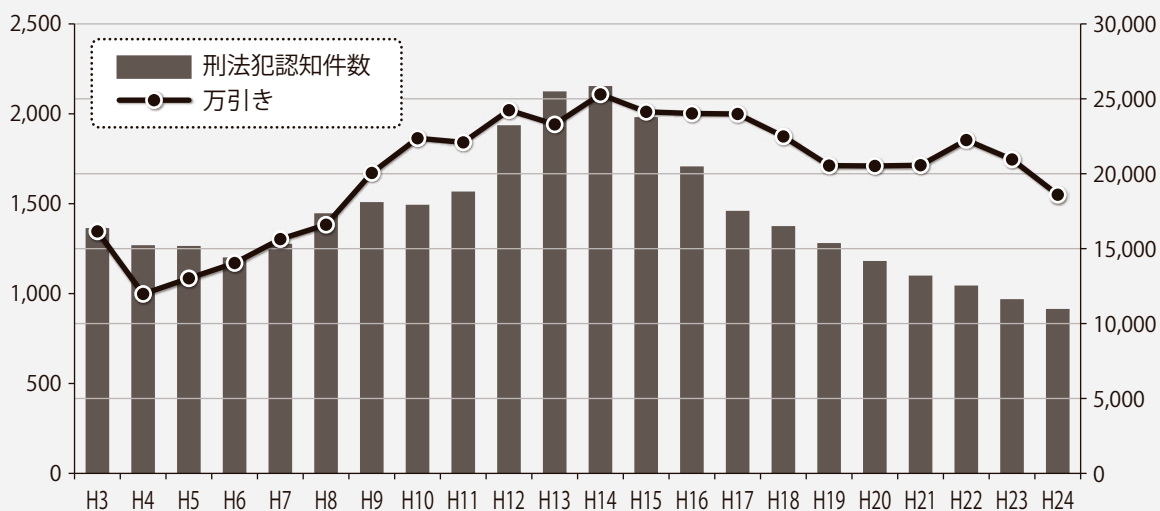
「万引き」に特化した対策であっても「店側が警戒している」という姿勢を犯罪企図者に伝えることができれば、他のひったくり、盗撮、痴漢等の各種犯罪をはじめ、子ども、女性、高齢者対象犯罪の抑止に繋がると思えます。

他にも、登下校時における子どもの交通事故防止のために、交通立哨されている方の存在は、交通事故の防止だけではなく、子どもに対する犯罪の防止にも大きく貢献されています。

先に挙げた事例の、「防犯ボランティアの方が買い物をする際の帽子と腕章を着用されること」は、店内では万引きの防止に効果があり、自宅からお店までの間については、子どもに対する声かけ事案等の抑止や地域における安全・安心の確保に繋がっていると言っても過言ではありません。

このように、地域における防犯意識と絆の強化は、様々な犯罪に対する抑止力を高める効果があります。

これからも、万引き防止をはじめとした、犯罪抑止対策を積極的に推進するとともに、一つの視点から物事を考えるのではなく、これまでの型にとらわれず、柔軟かつ大胆な対策を推進することを心がけ、県民の方々が、これまで以上に安全を実感し、安心して暮らすことのできる山口県づくりを目指していきたいと考えています。



官民学一体となった万引き防止総合対策の推進

● 万引犯罪防止対策担当部署
香川県警察本部生活安全企画課

● 万引犯罪防止対策専門の組織名
香川県万引き防止対策協議会

● 組織結成時期
平成23年2月

執筆：松下 昌明

香川県警察本部生活安全企画課 犯罪抑止対策係

はじめに

7年連続ワースト1位。

これは、平成15年から同21年までの間、香川県の人口当たりの万引き認知件数の全国順位であり、我々に突きつけられた厳しい現実でした。

「官民一体」とはよく言われますが、当時、防犯ボランティア団体等と連携し、様々な万引き対策を実施してきたものの、ワースト1位の脱却には至りませんでした。効果的な万引き防止対策とは何か、その第1歩として、改めて、その要因等を多角的な視点から掘下げて調査研究を実施することとし、そのノウハウを持つ、香川大学の門を叩いたのです。

これが、官民学一体となった万引き防止総合対策の始まりです。手前味噌で恐縮ですが、その取り組みを紹介させていただきますので、参考にいただければ幸いです。

組織の概要、設立の経緯等

最初に、香川大学と協働して手がけたのは、万引きの詳細な実態調査でした。万引き被疑者をはじめ、一般の青少年、保護者、高齢者、店舗関係者等約2700人を対象とした「万引きに対する意識調査」を実施するとともに、万引き多発店舗の実態を調査したところ、世代ごとに万引きに対する意識や動機、背景が異なること、また、店舗側においても、万引きに対

する意識に温度差があり、また、商品の陳列方法に死角が多く存在するなど、様々な問題が浮き彫りとなりました。

そして、この調査結果に基づき、万引き防止対策を検討し、実行に移すための中核となる組織として「香川県万引き防止対策協議会」を平成23年2月に設立しました。



香川県万引き防止対策協議会の設立

組織の構成

同協議会は、香川県警察と香川大学のほか、香川県、教育委員会、店舗関係（大型商業施設、スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、書店）、PTA連絡協議会、老人クラブ連合会等、官民学により構成されています。

主な活動内容と具体的な事例

1 万引き防止指導者研修会の開催

香川県万引き防止対策協議会において、店舗関係の防犯責任者に対する研修が重要であるとの協議結果を受け、平成23年から毎年1回万引き防止指導者研修会を開催しています。

これまでに、警備員（万引きGメン）や弁護士等を講師として御招きし、万引き犯発見の着眼点、万引き対応時のクレーム対応要領、防犯カメラの効果的な設置方法等に関する研修を行いました。

2 万引き防止シンポジウムの開催

香川県の万引き防止対策の活動と成果について広く公開し、普及させることを目的に、平成24年12月に万引き防止シンポジウムを開催しました。

全体会の後、店舗関係者、教育関係者、地域住民ごとの分科会に分かれて、それぞれの立場から討論することで、今後の万引き防止対策のあり方について考えるきっかけとなりました。



万引き防止シンポジウムの開催

3 万引き防止啓発用DVDの製作

世代ごとに万引きに対する意識、万引きの動機や背景が異なることから、青少年編、サラリーマン編、主婦編、高齢者編で構成された万引き防止啓発用DVDを製作しました。

このDVDには、世代別万引き被疑者の特徴に沿って描くとともに、単に「万引きをしてはいけない」というメッセージだけではなく、「地域ぐるみで万引き防止対策を考えていこう」というメッセージを織り込んでいます。



万引き防止啓発用DVDの撮影風景

4 店舗向け万引き防止マニュアルの作成

わかりやすく見やすいものというコンセプトに、店舗関係者や警備員（万引きGメン）等、現場の意見を取り入れ、万引きの手口や店内での声掛けの要領、万引きされにくい店づくりを紹介しています。



店舗向け万引き防止マニュアル

5 万引き防止教育プログラムの作成

世代別に、万引きを正しく理解させ、それぞれの立場で万引きを防止するために何ができるかを教育するために、万引き防止啓発用DVDとワークシートを使用して行う「世代別万引き防止教育プログラム」を作りました。



万引き防止教育プログラム
(高齢者編)

このプログラムは、青少年編、保護者編、社会人編、高齢者編に分かれており、それぞれ、

- 万引きに対する意識をクイズ形式で確認
- クイズの解答合わせで万引きの現状を理解
- 万引き防止啓発用DVDの事例を視聴し、事例の背景や対策を自ら考える

という内容で構成されています。

これまでに、このプログラムを活用した教育を学校の授業、保護者会、社内研修、高齢者教室等で実施しています。



万引き防止教育プログラムの実施状況（高齢者編）

活動をふり返って

これまで行ってきた対策は、香川大学等の協議会関係者のほか、店舗関係者、警備員（万引きGメン）、弁護士など様々な分野の方々の熱意と御協力を得て進めることができました。

また、香川県における取り組みが、テレビや新聞等に何度も取り上げられたほか、他の県警察や県内外の小売店から多くの問い合わせがあるなど、大きな反響がありました。

これらの取り組みを通して、万引き防止対策は、関係者が別々の目標に向かって個々に取り組むのではなく、官民学が一体となり一つの目標を目指し、総合的な対策を実施することが効果的であり、大きな影響力・発信力を生むものであるということを実感しました。

今後の展望と課題

平成24年中の人口当たりの万引き認知件数は全国ワースト4位であり、ワースト1位を脱却したものの、まだまだ、前途多難です。

現在、万引きが発生しにくい店舗づくりを促進するため、香川県万引き防止対策協議会に参加している事業所からモデル店舗を指定し、これまで取り組んできた各種対策を集中的に実施しています。

今後、モデル店舗での対策の効果を検証し、数多くの店舗でさらに効果的な万引き防止対策を進めていくこととしています。

また、万引き防止の啓発活動も重要であることから、関係機関、団体と連携を図り、万引き防止教育プログラムをより多くの地域で様々な世代に対して実践・普及させることとしています。

このように、香川県における万引き防止総合対策は始まったばかりであると言えますが、今までの取り組みを一過性のものとして終わらせるのではなく、長期的な視野のもとで各業界や関係機関・団体が連携しながら、負担を感じることはない取り組みとして、今後も継続していくことが重要であると考えています。

万引き防止活動を通じた安全・安心なまちづくりについて

● 万引犯罪防止対策担当部署
福岡県警察本部生活安全総務課
(協議会参与)

● 万引犯罪防止対策専門の組織名
福岡県万引防止連絡協議会

● 組織結成時期
昭和62年11月

はじめに



執筆：正木 計太郎
福岡県万引防止連絡協議会
会長

近年、万引き事件が少年から高齢者まで各層に広がりを見せ、これを安易に見過ぐすことは、社会の規範意識の一層の低下を招き、万引きのみならず他の犯罪の発生も招く要因になると考えています。

こうした万引きを軽視する風潮を払拭し、万引きを

許さない社会気運を醸成するため、各業界団体、関係機関・団体等、警察による官民総ぐるみの万引き防止対策として、福岡県万引防止連絡協議会は万引き防止活動を展開しております。

組織の概要、設立の経緯等

福岡県万引防止連絡協議会は、小売業者等の自主努力により、万引きを誘発させない環境づくりのための意見交換、万引き非行防止の意識の高揚等を行い、もって少年の非行防止及び健全育成を目的に、福岡県青少年万引防止連絡協議会として昭和62年に設立されました。

近年に至り、万引き犯人の傾向として、少年の割合が減少し高齢者が増加してきたことから、成人を含めた社会全体の規範意識を向上しなければならないと考え、平成22年に会の目的を、「万引き等を未然に防

止して、安全で安心なまちづくりに寄与すること」に変更し、新規会員を募集して、名称も現名称に変更して万引き防止活動を行っております。

組織の構成

協議会は、百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、書店、その他の小売店舗等の事業者・関係団体、福岡県警備業協会の53会員と教育・行政機関、警察の多方面の機関・団体によって構成されており、福岡県内の約5,000店が加盟しております。(平成25年5月21日現在)

主な活動内容と具体的な事例

1 ホームページの開設

(1) 目的

- 業界、団体の万引防止対策の促進
- 社会全体の万引根絶気運の向上

(2) 開設日、アドレス

平成23年6月1日(水)
<http://www.fukuoka-manbou.com>

(3) 主な掲載内容

- 防犯環境設計の基本的考え方
- 具体的な万引防止対策
- 前兆行動の着眼点と対応要領
- その他

万引きに関する統計資料、協議会加盟団体・店舗の一覧、各店舗の万引防止に関する取組みの診断等のページを掲載



2 万引きと疑わしき行為を表示した 広報啓発ポスターの製作

- (1) 目的
店側のルール違反行為としての声掛け実施を明記
- (2) 制作枚数、掲示先
5,000枚を協議会加盟の配布し、店舗内に掲示
(サイズ59cm×42cm)
- (3) 内容
疑わしき行為の具体的な手口を日本語、英語、中国語、韓国語によって表示



3 万引き防止月間の設定

- (1) 期間
毎年11月の1ヶ月間
- (2) 設定理由
買い物客が増加する歳末商戦時期の前に、社会全体の規範意識の醸成、小売業全体の防犯スキルアップを図って万引きを未然防止していくもの。
- (3) 月間取組

ア 万引き防止キャンペーン

- 参加者
小売業者、高校生、学生ボランティア、地域住民
- 協賛
地元タレント(徳永玲子氏)、書道家(武田双雲氏)
- 内容
社会の絆の強化をテーマに、参加者と協働して啓発グッズを配布



イ 万引き防止研修会の開催

- 実施時期及び対象者
協議会会員と県内防犯責任者設置事業者
- 開催内容
部外講師(大学准教授、税理士、中小企業診断士等)を招聘して、防犯環境やロス対策等をテーマに講演を実施



活動をふり返って

万引きと疑わしき行為を表示した広報啓発ポスターの製作については、各県から問い合わせを受けるなどその反響は大きく、会員からも「店側のルールを示すことができ、外国人に対しても警告することができる。」と好評を得ました。

また、キャンペーンや研修会を通じて、地域やボランティアの方達と行動を共にすることにより、万引きを許さない社会全体の規範意識の醸成にも少しは貢献できたと思っています。

今後の展望と課題

1 万引きの調査に関する店舗アンケートの実施

(1) 目的

今までの万引き対策を検証し、今後の対策を講じる材料とする。

(2) アンケート調査事項

「万引き被害の状況及び傾向」「万引き防止対策」「万引き発見後の処理要領」

(3) 調査時期

平成25年3月～4月

(4) 研究機関

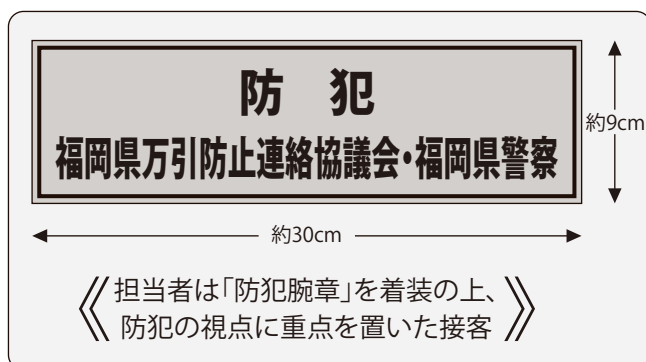
九州国際大学（法学部）～平成25年研修会において研究結果を発表予定

2 防犯担当者の当番制度の実施

(1) 目的

- 各店員の防犯意識の向上
- 犯罪企図者への抑止効果

(2) 防犯腕章デザイン



(3) 開始時期

平成25年7月から運用開始

(4) 運用方法

- 防犯担当者は、防犯腕章を着装し店内業務を行う。
- 防犯担当者は、輪番制とする。

3 アンケート経過報告から判明した課題

アンケートの経過報告として

- 万引きされやすい商品～「単価が比較的に高く、持ち運びやすいもの」
- 「万引きが多発する店舗は、顧客対応に何らかの問題が存在する」と多く店舗が認識
- 万引き対策に消極的な店舗ほど「頻繁な棚卸し」等の取組が少ない
- 従業員教育として万引き防止をテーマに取り上げている店舗は約88%
- 店内での声かけを実施している店舗の約35%は、効果があったと回答

等の特徴が挙げられ、万引き防止には事業者による取組が有効であると報告されたことから現在取組中である **防犯担当者** を浸透させていくことが万引き防止に繋がると考えています。

商店街における万引に関する調査

～平成24年度・平成25年度商店街活性化推進調査・研究事業～

- 万引犯罪防止対策担当部署
万引犯罪防止対策委員会
- 万引犯罪防止対策専門の組織名
万引犯罪防止対策委員会
- 組織結成時期
平成24年6月

執筆：齊藤 得彌
万引犯罪防止対策委員会 委員長

はじめに

今回の研究事業では、過去のデータによれば被損害額の合計が何と4,615億円（推定）1日に換算すると12.6億円と言われている万引について、この犯罪がお店にとってどれだけの損害となっており影響を与えているのか万引をなくすことを目指した意識調査をするものである。

万引犯罪動向の調査は、東京都庁「子供に万引をさせない連絡協議会」、警視庁「東京万引防止官民合同会議」で行われている。だが、一方で小売業者や親、教育関係者に対して調査した物は少ない。

そこで、本研究事業は、他で行われている現状を踏まえ委員会独自の視点に立って「万引きを防止する提言」を打ち出せる物にした。なお、委員選出については、24年度・商店街関係者と全国万引犯罪防止機構、25年度・商店街関係者と全国万引犯罪防止機構、教職者OB、PTAによって委員を構成し実施することになった。



本研究調査方法は、今まで無かった視点を引き出せるよう仮説を立て、趣旨に沿った設問に該当する対象者を絞りWEBによるアンケートを行うことで、新たな万引対策の足掛かりにすると同時に、今後の関係各所との連携を強めた仕組みづくりにつなげて行けるよう実証するものと考えている。

調査結果より見えてきたもの

ここで取り上げるのは、親の意見を聞いているデータも少ないことや商店と親の意識の「一致点」「相違点」を聞く事が無かったと言う点で、本調査が将来へ向けて商店経営と子供の健全育成との関わりにとりわけ深刻な問題を提起されるものである。例えば、WEB調査でわかったことは、商店で万引対策を行う「効果がある」「まあ効果がある」を合わせると72.5%、一方で、学校やPTAが万引予防策を行っているか親の認識は約53%に止まり、他方で万引を防止するために親の指導が必要だとの見解は約85%、警察や学校の指導が必要だと思っている親は約61%であり、最も効果がある万引防止策では商店と親の認識はほぼ共通の考え方となった。その為、万引犯罪者を出さない学校教育の必要性（警察の指導含む）や万引を出さない店の工夫と言った新たな課題を我々に突きつけているし、また、平成25年度の中小高教諭対象調査（途中）では、学校で万引防止指導・教育をした方が良いと思うか？の質問に対して、「強化したほうがよい」「まあ強化したほうがよい」を合わせると75%の数字が出ている。更に、警察に万引しないよう指導を願う回答も「必要」「まあ必要」を合わせると81%を占めているのだ。万引防止対策には、多方面にわたり協力し取り組む事が望まれていると捉える事もできる。

従って、平成24年度と平成25年どの調査で明らかになったことは、万引防止対策が必要だと感じていると言う認識はあるもののどこが主となり取り組んで行けば良いのか明確ではないと言う点である。しかしながら、それぞれの立場で努力されている事は確かであるが、中でもセーフティー教室、スクールサポーター、連絡協議会、連絡会、お互いに

横の連携を強化し防止対策に当る事が重要であり、今後行政や警察に期待する状況にあるとの見解を示すことが出来る。それと同時に他の取組みとしては、万引犯罪データを活用し、効果的な対策措置を講じて行けるよう、委員会で出た言葉を引用すると商店街・業態・季節・関係者・日程の5つのキーワードを軸に今後検討していく余地も残されており、

まだ25年度委員会継続中と言う事もあり現段階で言える事は「行政や警察に期待」「5つのキーワード」この2つの大枠に考察を加え万引防止策を講じて行く事が最善策の1つの道かと考えている。

＊

※平成24年調査報告書は、東京都商店街振興組合連合会のホームページに掲載しております。

◀東振連発行の「商店街ニュース平成24年12月5日号」に東振連の調査研究委員会の様子が掲載されました。当日の会議には桑島理事長、福井事務局長が参加されました。12月12日に開催される東京万引き防止官民合同会議で速報版が発表されることになっております。

▼東振連発行の商店街ニュース1月5日号に第7回東京万引き防止官民合同会議で発表された「万引きに対する商店主と親の意識調査」に関する速報等が掲載されました。

●商店街ニュース平成25年1月5日号

イトーヨーカドーの万引き対策の方針

株式会社セブン&アイ・ホールディングス
(英文名 Seven & i Holdings Co., Ltd.)

● 設立年月日
平成17年9月1日

はじめに



執筆：伊藤 建史
株式会社セブン&アイ・ホールディングス 総務部

セブン&アイ・ホールディングスは、コンビニエンスストアの「セブン-イレブン」、総合スーパーの「イトーヨーカドー」、百貨店の「そごう・西武」を中心とする企業グループであります。今回、セブン&アイ・ホールディングスの事業会社の中で、私が担当をしている「イトーヨーカドー」の万引き対策の事例を紹介させていただきます。

イトーヨーカドーの万引き対策

イトーヨーカドーでは、2005年当時、年間で100億円を超える商品が店頭から無くなっており、品減として計上しておりました。この事を会社の重大な問題と捉え、品減削減プロジェクトを立ち上げ、本部関連部門及び全店をあげて品減対策に取り組んだ結果、2012年は50億円台まで約5割の削減を達成する事ができました。

品減の大きな原因の一つは、万引きと考えられ、いかに店頭での万引きを減らす事がポイントとなります。この問題解決の為に、店舗の警備員だけの問題ではなく、店舗全体の大きな問題と考え、店従業員にいかに主体性を持たせるかがポイントとなります。

捕まった万引き犯が、警察に話した内容によりまずと、『万引きをしよう』と思う店には、

- ① 盗みたい商品がある。
- ② 従業員がいない。
- ③ 誰からも声を掛けられない

などの特長があることがわかりました。

つまり、それらの逆の事を行えば、万引き犯が最も嫌がると考えられます。すなわち、従業員が常に売場で、お客様に声をかけている状況を作れば、万引き犯にとって最も嫌がる環境となります。

万引き対策を実施しようとする、得てして、店舗の警備員の増員や巡回の強化など、警備の仕事として捉えがちですが、イトーヨーカドーでは、先の例を基本として、接客を中心とした販売体制を強化し、警備により、その体制作りをフォローする事が万引き対策の方針と考えています。

『万引き対策』のポイント

お客様に関心を持つ事が最大の防犯対策

全従業員が、常にお客様に目を向け、接客を行う事が、売上アップや万引き対策となり、会社の利益に繋がる事を意識させます。店舗に警備員は2～3人しかいませんが、従業員は200～300人います。従業員全てがお客様に目を向けているか、警備員が確認し、従業員に声掛け・指導などサポートを行う事が必要です。警備員だけが万引犯に目を光らせるのではなく、従業員全員が目を光らせるように店全体で対策を行う事が重要です。

万引き対策用マニュアルのビジュアル化

防犯器具の取付け基準や取付け方法などは、写真などを盛り込み、従業員が誰でも理解でき実行できる判りやすいものにします。警備員は対策マニュアルを確

認し、従業員がマニュアルを順守しているか常に確認し続け、出来ていない売場には教育、指導をし続けます。

また、警備員は従業員に人気のある商品はどれか、売場のどの場所に陳列されているかを常に確認し、売場レイアウトに記載し、『警戒商品マップ』として、従業員や警備員が、一目で警戒しなければいけない商品が、売場のどこに陳列されているかが判るようにすることも有効な対策となります。

情報の分析と共有化

従業員や警備員は、具体的に万引きされている商品が判っていない場合や、過去の経験や感覚で万引きされていると思われる商品を誤って捉えている場合が多くあります。まず、棚卸し帳票類や在庫データなどを分析し、自店で万引きされている商品が、例えば、食品などの日常品が万引きされているのか、化粧品など換金性が高い商品が万引きされているのか、また、化粧品の中でもどのメーカーの商品が万引きされているのかを正しく認識する事が必要です。まず、分析し正しく認識する事によって、従業員の配置や警備員のフォローなど、より効果的に対策を取る事が可能になります。



また、店内の不審者を店全体で認識する事も有効な対策となります。最近の万引き犯の傾向を見ると、高齢者による万引きと広域の大量盗難犯による万引きが目立ちます。これらは、常習性が高く、1度、万引きに成功すると捕まるまで万引きを繰り返す傾向にあります。これに対しては、店従業員が、お客様に目を向け、怪しいな、おかしいなと感じたら、直ぐに警備員に通報を行うように教育を行なうことが大切です。通報を受けた警備員は、監視カメラ映像を確認し、店内の不審者情報として、不審者の特徴や手口などを店全体もしくは会社全体で共有する事で、今後の万引き防止に繋がっていきます。

人とカメラの連動による防犯対策の相乗効果

多くの店舗では監視カメラは、万引きの抑止と犯行後の検証としてのみ利用されていることが多いと思われます。イトーヨーカドーでは、監視カメラ映像をリアルに活用しようと考え、万引きされやすい売場では、従業員が不審者に気付いた時にボタンで通報すると、その方向を向くカメラを設置し、また、カメラのモニターを警備室だけでなく店事務所にも置いて、イベント開催状況を確認するなど、万引き対策以外に営業をサポートするシステムとして活用し、万引き防止のみならず営業活動にも非常に効果を挙げております。

まとめ

効果的な万引き対策を実施しようとすると、警備員の増員や巡回・監視の強化のみを考えてしまいがちです。店舗では、従業員が、商品を『他人の物』という意識になりがちですが、『自分の物』と同様に扱うように考えさせる事が必要です。万引き対策としても警備に守ってもらうのではなく、従業員が自分達でどの様に守るかを考えさせる事が重要です。

＊

従業員全員がお客様に目を向けて、接客を強化する。イトーヨーカドーでは、この基本方針が販売のみならず、万引き対策に最も有効であると考えを推進しております。

新宿区万引き防止対策協議会の発足と万引きを許さないまち宣言

- 万引犯罪防止対策担当部署
新宿区区长室危機管理課
- 万引犯罪防止対策専門の組織名
新宿区万引き防止対策協議会
- 組織結成時期
平成23年7月

執筆：橋本 憲一郎
新宿区区长室危機管理課安全・安心対策担当副参事

はじめに

新宿区内の刑法犯認知件数は着実に減少し、安全で安心なまちづくりが進む一方で、百貨店や小売店が集積することから、新宿は都内でも万引きの発生が多い地域となっています。万引きは初発型の犯罪であり、青少年だけでなく幅広い年齢層で行われる現状にあり、これまで以上に積極的に防止対策に力を入れる必要があります。そこで新宿区では、「新宿区万引き防止対策協議会」を設立し、警察署、地域団体、事業者及び学校が協働・連携して総合的な対策に取り組んでいます。

組織の概要、設立の経緯等

新宿区は、平成22年、刑法犯認知件数が都内でワースト1となり、平成23年1月以降、万引きの認知件数も都内でワースト1となりました。しかも、万引きの認知件数は、区内の刑法犯認知件数の14.2%で、自転車盗に次いで割合の多い犯罪となっていました。

そこで、区として、万引き対策を強力に推進することとなり、区、区内四警察署、地域団体、小売店関係団体、教育機関等と連携・協力して万引き防止対策を展開するため、平成23年7月20日に「新宿区万引き防止対策協議会」を設立し、同日、第1回協議会及び万引き防止のつどいを開催しました。

協議会では、区内の4警察署長や地域団体の代表者から、それぞれの地域や団体での現状や取り組み状況が報告され、「新宿のまちから万引きをなくしていこう」という決意が表明されました。

協議会終了後、警視庁生活安全部長をはじめ、多くの来賓を招き、約200名の区民が参加して、「万引き防止のつどい」が行われ、協議会委員の新宿区町会連合会会長が「万引きを許さないまち宣言」を力強く読み上げました。

第2部は、タレントの斉藤慶子さんと区長によるトークショーが行われ、最後に会場の全員で「万引きは絶対に許さない」とアピールしました。



万引きを許さないまち宣言パネル
(区役所本庁舎1階に掲示)



斉藤慶子さんと区長によるトークショー

組織の構成

- 新宿区
- 牛込・新宿・戸塚・四谷警察署
- 新宿区地区青少年育成委員会
- 新宿区民生委員・児童委員協議会
- 新宿区立小学校・中学校校長会
- 新宿区保護司会

- 新宿区商店会連合会
- 新宿スーパー・コンビニエンス協議会
- 東京商工会議所新宿支部
- 新宿区町会連合会

主な活動内容と具体的な事例

1 万引き防止啓発DVDの作成及び放映

「万引きのない明るいまちを目指して」と題して、平成23年に第1弾「たかが万引きでは済まされない！」（約10分）～高齢者・成人向け～、平成24年に第2弾「受け止めよう、子どもからのSOS」（約13分）～子どもの保護者向け～を制作し、ケーブルテレビでの放映や区民等に貸し出して防犯教室等において活用しています。



たかが万引きでは
済まされない！



2 地域における万引き防止啓発活動

区内では、地域のみなさんが警察と連携した万引き防止啓発を実施して、「万引きは犯罪である」という規範意識の向上と、小売店舗に対する万引き全件届出を呼び掛けています。



牛込警察署管内／伝統ある街並みの中、万引き防止啓発



四谷警察署管内／ターミナル駅の利用者に万引き防止啓発



新宿警察署管内／繁華街における万引き防止啓発パレード

3 万引き防止啓発物品の配布

防犯講習会や区のイベントなどで、ティッシュやクリアファイルなどの万引き防止啓発物品を配布したり、町会や小売店舗には、「地域の絆で万引きのない明るいまちづくり」のポスターを配布して、掲示板や店舗に掲示しています。

また、店舗内のレジに置いて、万引は犯罪であることを呼び掛ける万引き防止対策グッズを配布し、活用しています。



店舗内での啓発物品の活用例
(コンビニエンスストア店内)



啓発物品



4 万引き防止パトロール

地域、警察、区が連携・協力して地元商店街における万引き防止パトロールを随時行い、万引き被害の全件届出や万引きしにくい商品陳列等、店舗等への協力をお願いしています。



戸塚警察署管内／パトロール参加者のみなさま



各店舗の方々への協力依頼

活動をふり返って

平成23年に「新宿区万引き防止対策協議会」を設立し、同年の区内の万引き認知件数は1258件で、前年比242件減少しましたが、被害の全件届出を区内全店舗に呼び掛けたところ、これまで届け出ていなかった店舗も全件届出をするようになったことから、平成24年の認知件数は、前年比101件の増加となっていました。依然として万引きの認知件数は、都内ワースト1のままでしたが、本年は、8月末現在で昨年比128件減少し、本年5月以降は、2年5か月ぶりに都内ワースト1を脱却しました。

今後の展望と課題

平成23年に協議会を立ち上げ、区内全域における、地域住民や事業者、警察等の地道な活動により、区内全域において万引き防止の意識は着実に向上しているところですが、新宿区においては、65歳未満の万引き犯人のうち、約75%が区民以外の来街者であり、逆に65歳以上の高齢者は、約65%が区民であることから、来街者に対する啓発と万引きされないための店舗づくりを強力に推進していく必要があります。また、区内の高齢者対策としては、生活保護や福祉など高齢者に携わる関係部署との連携を図り、万引き防止の意識啓発を行い、万引きのない明るいまちを目指していきます。

書籍・ゲーム等のメディアコンテンツ古物買取りルール

- 万引犯罪防止対策の組織名
日本メディアコンテンツリユース協議会
- 構成団体
日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合／日本テレビゲーム商業組合
- 組織結成時期
平成25年4月頃

執筆：若松 修
日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合 専務理事

はじめに

■青少年による万引き犯罪を撲滅するために

青少年が換金目的で万引きを行う際、その主たる処分先の一つとして古物買取りが挙げられる。実際、青少年が万引き品を持ち込んだ店舗が警察への通報を徹底しなかった事で行政処分を受ける事案も発生し、青少年を万引きに走らせないためにもより厳格な古物買取りのルール作りが必須となっていた。

■事業者による自主ルール作り

特に書籍、CD、DVD、ゲームのメディアコンテンツについては、青少年の万引きが多いこともあり、メディアコンテンツの古物買取りを行う事業者が主体となり、新たな自主ルール作りに取り組むこととなった。事業者サイドとしても、不正品を買取るリスクを回避することは重大な課題であった。

そこで、本事業に参画する全ての店舗において、古物買取りの際、中学生以下については保護者同伴での来店を求め、大手販売店はさらに高校生までその対象を広げようというものである。

■PTA等と連携してルールを運用

東京万引き防止官民合同会議に参加する警視庁、東京都青少年課、東京都公立中学校PTA協議会等と自主ルール検討委員会を設置し、検討結果を踏まえルール作りを行った。また、都内公立中学校に啓発チラシの配布を予定するなど、PTA等と連携してルールの運用・啓発を図っていく。

組織の概要、設立の経緯等

日本メディアコンテンツリユース協議会は、日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合(CDVJ)と日本テレビゲーム商業組合(GJ)の2団体で構成されている。

両組合はこれまでも万引き防止への取り組みや、メディアコンテンツの古物買取りに関する不正品流入防止策（古物営業法施行規則第16条の改正を働きかけ、メディアコンテンツの本人確認や記録保存を厳格化）等の活動を連携して行ってきた。

その活動を強化し、古物買取りを万引き品を始めとする不正品の処分市場としないため、メディアコンテンツの古物営業に関するルール作りや運用を行う団体として、日本メディアコンテンツリユース協議会を設立。新たな自主ルールを制定し、2013年10月1日から全国3284店で運用を開始した。



加盟店用のステッカー

組織の構成

■構成団体：日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合／日本テレビゲーム商業組合

●日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合

1981年のレコードメーカーとの貸レコード禁止問題を契機として同組合を設立。レコードメーカー、JASRAC等との交渉を経てレコードレンタルに関する著作権ルールを締結。以降、CD、DVD、コミックに関する著作権及び使用料に関するルール作りを行う。2009年12月より「東京万引き防止官民合同会議」に参加。事業者の70%が古物営業を兼業している。

組合員数： 472事業者（2013年9月現在）

店舗数： 3218店舗（2013年9月現在）

●日本テレビゲーム商業組合

「テレビゲームソフトウェア流通協会」が2002年のテレビゲームの中古裁判において最高裁判決で勝利したことを受け発展解消し、メーカーとの共存共栄を目的として同組合を設立。暴力表現を含むゲーム（Z区分）の自主ルールの制定。2011年8月より古物営業に関する自主ルール、ガイドブック制作に着手。2009年12月より「東京万引き防止官民合同会議」に参加。全ての事業者がゲームソフトの古物営業を行っている。

組合員数： 80事業者（2013年5月現在）

店舗数： 1350店（2013年5月現在）

主な活動内容と具体的な事例

■「書籍等のメディアコンテンツに関する古物営業ルール（自主ルール）」の制定・運用

下記の自主ルールを新たに制定し、2013年6月28日の東京万引き防止官民合同会議で発表。10月1日から全国3284店で運用をスタートした。

【ルールの内容】

書籍、CD、DVD、ゲームの古物買取りに関し、以下の自主ルールを遵守する。

1. 18歳未満からの買取り

(1)中学生以下からの買取りは保護者同伴とする。

※ゲオ、カルチュア・コンビニエンス・クラブ、ブックオフコーポレーションの店舗（一部を除く）においては、上記ルールを勘案した各事業者のルールとして18歳未満からの買取りをしない、もしくは全て保護者同伴としている。

※同ルール運用後も、不正品の買取りなど古物営業法違反が発生する場合は、高校生も含めて保護者同伴とする。

(2)上記以外の高校生及び18歳未満からの買取りは、保護者直筆による「買取同意書」と保護者への電話確認。

※保護者＝親権者及び養親

2. 買取りの制限

原則として下記に該当する場合は、買取りを行わない。

(1)同一商品が複数以上ある場合はその全てを買取らない

(2)新品の未開封品

(3)18歳未満（18歳の高校生も含む）からの宅配による買取り

※但し(1)(2)については、領収証等の提示により不正品でない事が確認可能な場合は、店舗の責任において買取ることができるものとする。

3. 不正品申告の徹底

下記に該当するケースについては注意を喚起し、不正品の可能性が高いと判断したときは、店舗責任者へ連絡するとともに、店舗責任者の判断において所轄警察署へ通報する。所轄警察署からの承認及び指示があるまでの間は、買い取った商品は保管する。将来的には通報された情報を業界として共有化し、不正品の流入防止につなげる。

- 個人なのに頻繁に売りにくる
- 新品、高額商品を大量に持ち込む
- 保護者の買取同意書の筆跡と本人の筆跡とが酷似している
- 同一商品を数回に分けて持ち込む
- 買取申込書への記入など買取り時の所作がぎこちない
- 本人確認書類の年齢と外見が異なる（若いもしくは老けている）
- 電話での保護者確認において声や受け応えが保護者らしくない

※上記項目については警視庁との情報交換により追加修正を行う

4. 記録保存

古物営業法の必須項目に加え、下記の項目の記録保存を行う。

- (1)買取りを行った従業員名
- (2)ゲーム機のシリアル番号

ルールの制定・運用開始については、一般紙や業界紙、NHKニュース等で報道された。記事は「リサイクル通信」2013年10月10日号



■ガイドブックの作成・配布

上記ルールを含む協議会オリジナルの「メディアコンテンツ古物営業ガイドブック」を作成し、電子データにて配布。ガイドブックは自主ルールについて説明したチャプター1と、古物営業法及び関係法令等について説明したチャプター2の二部構成となっている。



チャプター1は
全15ページ、
チャプター2は
全36ページで構成。

■講習会を開催

日本メディアコンテンツリユース協議会主催による加盟事業者を対象とした「メディアコンテンツ古物営業講習会」を9月17日、東京千代田区の都道府県会館で開催し、168名の店舗及び本部責任者が参加した。

今回の講習会は、警視庁生活安全課、警視庁捜査三課の協力のもと開催され、ビデオ放映とともに、古物営業の重要事項(防犯三大義務等)について説明がなされ、講習会修了後には「講習修了証」が受講者に配布された。また自主ルールについては協議会の担当者が解説を行い、10月1日からの自主ルール徹底について要請がなされた。

講習会については今後も定期的に開催する予定であり、東京以外での開催も検討している。

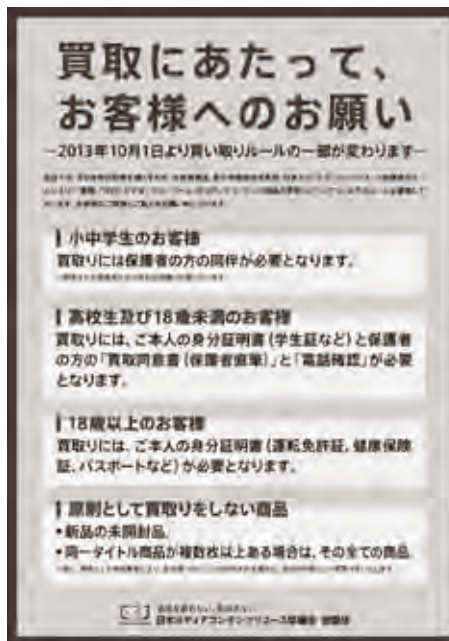


第1回講習会には168名が参加

受講者には名前入りで修了証を発行

■告知啓発活動

自主ルール実施店においては協議会で制作した店頭標識の掲示、ポスター等を活用して、来店客への自主ルールの告知徹底を図っている。また、ルールに対する中学生保護者の理解を図るため、東京都教育庁と東京都教育委員会の協力のもと、都内公立中学校に啓発チラシの配布を予定している。



告知ポスターを
各店に配布

今後の展望と課題

全国で自主ルールの運用が進み、古物営業を行っている実店舗への不正品の持ち込みは減少していくものと予想される。その一方で、行き場を失った不正品が処分先としてネットオークションを始めとするインターネット取引に流入することが危惧される。

数年前にカーナビの盗難が多発した際には、ネットオークション事業者がシリアル番号の明示を出品者に義務付ける等して対応したが、そもそもシリアル番号の無い物品については盗品等と判別する術もなく、実態が明らかになっていないのが実情である。従って、インターネット取引における不正品流入防止策を一刻も早く講ずることが喫緊の課題となるであろう。

日本メディアコンテンツリユース協議会としてもこの問題を注視し、関係各所との連携を図りながら不正品の根絶に取り組んでいきたい。

高齢者の万引き非行の要因について

— ハーシの社会的絆理論を適用して —

執筆：江崎 徹治

(警視庁地域部通信指令本部 指令官)

日本大学大学院総合社会情報研究科人間科学専攻
博士前期課程

● 研究開始

2013年7月頃から

1 我が国の高齢者犯罪の現状

高齢社会白書（内閣府）によれば、我が国の65歳以上の高齢者が総人口に占める割合（高齢化率）は、1985年に10.3%であったものが、2012年には24.1%と約2.3倍になっている。また、2055年には40%を超えると予想されている。

このような高齢社会において、振り込め詐欺被害や介護問題といった、高齢者を守る対策は大きく取り上げられている。このこと自体は、決しておろそかにしてはならない。

一方で、平成21年版犯罪白書によれば、最近20年間ににおける65歳以上の高齢者の一般刑法犯の罪名別検挙状況の推移は、平成元年と平成20年との比較では、殺人約4倍、強盗約13倍、暴行42倍、傷害約8倍、窃盗約6倍となっている。ただし、検挙人員は我が国の犯罪全体の特徴と同様、窃盗、詐欺、横領などの財産犯が大半を占めている。手口別では、特に万引きの検挙人員が多く、増加率も高い。警視庁の調査によると、2012年中の東京都内における65歳以上の高齢万引き被疑者は3,321人（全体の24.5%）で、19歳以下の少年3,195人（全体の23.6%）を上回った。年齢構成からすれば当然のように思われるが、高齢者率は1985年から2010年の25年間で約2.3倍であるのに対し検挙人員は10倍を超えており高齢者率との関係では矛盾している。法務省も、平成20年版の犯罪白書で「高齢犯罪者の実態と処遇」をメインテーマとして取り上げるなど、問題視している。

2 先行研究

我が国においては、高齢者犯罪に特化した研究は少ない。

ア 全国万引犯罪防止機構

青少年に特化した万引き調査の草分け的存在としては、2005年に設立された特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構があり、2006年から文部科学省と警察庁の協力を得て、「万引きに関する全国青少年意識調査・分析報告書」を毎年発行している。第8回調査（2013）は、無差別に抽出した全国の小学校、中学校、高校から各47校の生徒を対象に、万引きに対する基礎知識、万引きとの関わり、万引き少年に対する対応（中・高校生のみ）、違法薬物や喫煙という他の非行に対する意識について調査した。同報告書では、「…万引常習者には万引きは不正であるという『規範的知識』はあるが、それに従って行為しようとする『規範意識』に欠けている、ということになる。『規範意識』には、規範的知識に行為者を何らかの法律や正しい道徳判断に従って行動するように内面から動機づける力が備わったものと考えられているのである。」「このような規範意識を内面化させた有徳な人物の育成こそが、犯罪のない善い社会を作り上げるためのもっとも基本的な前提なのである。昨今の厳罰主義的言説の横行は、それなりに理解できる側面もあるが、その提唱者が規範意識をもっぱら外的規範（法律）の遵守として理解し、それだけで望ましい善い社会が現実可能であると考えているのであれば、大きな間違いであると言わざるを得ない。」（全国万引犯罪防止機構、2013, pp.42-43）と述べている。

イ 北海道警察と北海道大学の合同調査

2006年に北海道警察は、北海道大学と協力し、「犯罪脆弱者対策研究委員会」を立ち上げ、同委員会が「犯罪脆弱者調査最終報告書」（2011）を発行した。調査は、全69警察署において万引きで検挙した65歳以上の高齢被疑者（以下「万引高齢被疑者」という。）のうち216名（初犯140名、再犯76名）に関して、取調べを担当した警察官からの聞き取りを実施した。同報告書では、調査結果と一般高齢者の公的意識調査結果（収入、人間関係）との比較により、「万引高齢被疑者が希薄な人間関係の中に置かれていること」を明らかにした。

ウ 岩手県警察と岩手県立大学の合同調査

2007年に岩手県警察は、岩手県立大学社会福祉学部を中心として2002年に立ち上げられていた「いわて地域犯罪防止研究調査会（ICPR）」と協力し、同調査会が「犯罪の加害者となる高齢者に関する調査・研究」（2008）を発行した。調査は、当該事件を取扱った警察官が調査項目の聞き取りによった。「高齢者はさまざまな違いがあるものの、家族、近隣、施設等保護的空間、場のあり方が高齢者犯罪の発生に影響を与えることは間違いない。」（p.50）と述べている。

エ 警視庁の調査

2009年に警視庁は、心理学者、哲学者を委員とする「「万引きをしない・させない」社会環境づくりと規範意識の醸成に関する調査研究委員会」を立ち上げ、「万引きに関する調査結果報告書」（2009）を発行した。調査は、被疑者を取調べた警察官が聞き取りする方法によった。

また、同時に「東京万引き防止官民合同会議」を設置し、同委員会が「万引きに関する調査結果報告

書」（2012）を発行した。いずれの報告書でも、初犯者、再犯者の別と一般高齢者の公的調査結果（家族、就労、収入）とのクロス集計（ χ^2 検定）により、「成人や高齢者の万引き被疑者に独居者が多いこと」、「相談する相手がいないこと」、「就労率が低いこと」、「生活保護受給率が高いこと」等を明らかにした。

オ 香川県警察と香川大学の合同調査

2008年から香川県警察は、香川大学に依頼し、万引きに関する各種研究を重ねてきたが、その集大成として、香川大学の研究者グループが「万引き防止対策に関する調査と社会的実践」（大久保、時岡、岡田、2013）を発刊した。

調査の集計は、被疑者を取調べた警察官が記入する方法によった。研究1では「…規範意識の醸成のような単純な図式の理解や対策ではなく、世代や初犯と再犯など様々な被疑者の特性を加味して、万引きを理解し、対策を考えていく必要があるだろう。」としている。また、研究2では「…一見すると個人の問題としてとらえられている被疑者の万引きの心理も、家族や友人も含めた関係の問題であるということである。」と述べている（大久保らp.42）。

3 本研究の目的と仮説

(1) 先行研究の問題点と本調査の意義

先行研究には、問題点が2つある。第1に、高齢万引き被疑者の犯行の動機は「希薄な人間関係」、「生活困窮」等ということが明らかにされている。しかし、その心理的要因は明らかでない。第2に、質問票は取調べを担当した警察官が記入していることから、警察官の固定観念というバイアスがかかっている可能性がある。

このような間接的調査によらざるを得ない事情は、後々の公判手続きに支障を及ぼす可能性が生じるからである。したがって、本来、被疑者の個人情報を得やすい立場である警察であるが、それ故にこそできないというジレンマがある。

そこで本研究では高齢者の同意のうえ、高齢者本人に意識調査を行う。このような調査を警察が行った場合に生じる可能性があるリスクを排除して実施することに大きな意義がある。

(2) 本研究の仮説

高齢者の犯罪に特化した心理に関する著名な研究は海外においても例を見ないことから、本研究が目指そうとする方法にそのまま当てはまる先行研究がない。

そこで、Hirschi（1969，森田他訳，2010）が、青少年の非行の原因を説明した社会的絆理論（コントロール理論）を構成する絆の4要素－愛着（attachment）、コミットメント（commitment）、巻き込み（involvement）、規範観念（belief）－が我が国の高齢者にも適用できるのではないかと考えた。そして、万引きで検挙された高齢者（以下「店舗高齢者」という。）と地域で自治（町内）会やボランティア活動に参加している高齢者（以下「地域高齢者」という。）との間には、絆の要素に差があるという仮説を立てた。

4 結果

因子分析の結果、おおむね社会的絆理論と同様に調査項目は4因子に分類できた。

また、尺度の信頼性も充分であることが判明した。

5 今後の展望と課題

現在、地域高齢者と店舗高齢者に対し直接調査を実施している。地域高齢者の調査はおおむね順調であるが、店舗高齢者についてのアンケートは、業界の協力が得られないことから困難を極めている。現在、協力していただける事業者を求めている。調査結果は、因子分析の後、分散分析によって両者の差を明らかにすることで、我が国の高齢者にも社会的絆理論が適用できることを証明する。

万引きをさせない社会を実現するために

日本チェーンドラッグストア協会
(通称・JACDS (ジェイエイシーディーエス)
= JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES)

● 設立年月日
平成11年6月16日

執筆：近藤 泰彦
日本チェーンドラッグストア協会 理事

組織の概要、設立の経緯等

日本チェーンドラッグストア協会は、チェーン化を指向するドラッグストアの社会的な役割を果たすために

- (1) 健康産業としてのわが国のドラッグストア業態の産業化の推進
- (2) ドラッグストア産業の具体的な発展、育成に必要な情報の収集・提供
- (3) ドラッグストアを取巻く生活者、産業界、行政に対する建議、提言を行い、国民の健康と豊かな暮らしに寄与することを目的に、平成11年(1999年)6月16日に設立されました。

組織の構成

(平成25年4月末現在)

正会員(ドラッグストア、他小売業)	164社
賛助会員(メーカー、卸、ストアサポート企業他)	215社
個人会員	30名
学校会員	31校

主な活動内容と具体的な事例

当協会は、2003年6月に「防犯・防災対策委員会」を設置し、地域の安心・安全な店づくりのため、万引き防止対策および防災対策に取り組んできました。災害など有事に対応するため、2013年6月に「防犯・有事委員会」として組織を新たに活動しています。

1 万引き防止キャンペーン

万引き防止対策と青少年の健全な育成を図るため、全国のドラッグストア店舗に万引き防止ポスターを掲示し、全従業員が一致協力して「万引き防止キャンペーン」を2004年より毎年実施。キャンペーンでは「万引きは犯罪である」ことをポスターの掲示によって訴えます。また、万引きの発生を未然に防止するため、従業員の声かけ活動、店内表示の徹底、店内の定期巡回の徹底などに取り組んでいます。「万引き防止ポスター」は警察庁、NPO法人全国万引犯罪防止機構より後援を頂き、全国のドラッグストア企業に送付しています。

第10回(平成25年度)「万引き防止キャンペーン」の実施内容

- 実施期間：平成25年7月中旬～10月31日
(約3.5ヶ月間)
- 実施場所：日本チェーンドラッグストア協会
小売企業164企業、16,529店舗
(平成25年4月現在)
- 実施内容：(1)「万引き防止ポスター」の
店内掲示
(2)「万引き防止対応マニュアル」の
配布
(3)万引き犯「捕捉時対応マニュアル」
の配布
(4)その他



平成25年度 万引き防止ポスター

2

JACDS全国万引被害
実態アンケート調査（平成25年度）

近年増加している窃盗団による大量万引き、高齢者による万引き等の実態を把握し、各企業、店舗が実態を共有化し、万引き防止に努める。また、ロス高・率及び万引き被害の多い商品を把握し、売り場管理、メーカーへの働きかけ等、具体的に万引き防止対応策に取り組んでいます。

3

都道府県警察との連携強化と
各防犯連絡会の発足

万引き防止対策は、万引き被害状況、防犯の情報を地域で共有することが重要です。当協会は、平成15年「東京都万引対策協議会」の発足時より参加し、「東京万引き防止官民合同会議」に発展した現在も、協力して万引き防止対策に取り組んでいます。

また、会員企業、都道府県警察や関係団体とも協力して防犯情報を共有化するため、会議の開催、情報提供などを行っています。

活動をふり返って

万引きをさせない安心・安全な社会を実現させるには、防犯機器などに頼るだけでなく、従業員一人ひとりが防犯意識を持たなければならないと考えています。

当協会は、お客様にとって安心で安全な買い物の実現をするため、「万引きされにくい店づくり」を目指し、企業の垣根を超え、防犯情報を共有化するため、地域の防犯対策の情報を発信しています。

今後の課題と展望

インターネットの普及に伴い、万引きされた商品がネットによって転売、売買されていることに多くの指摘があります。万引き犯罪を抑止するため、ネットオークションを含めたインターネットによる万引き品処分市場への対策が必要と考えています。

万引きは犯罪であるというメッセージを出し続け、社会規範意識や道徳心の醸成が必要と考えています。企業や団体だけで防犯対策に取り組むのではなく、地域が一体となった万引き防止対策に取り組まなければなりません。引き続き、地域の店舗と都道府県警察や関係団体等の協力を得ながら、万引き防止対策に取り組む必要があると考えています。

地域みんなが見ているよ!! 「万引きをしない・させない」

● 万引犯罪防止対策専門の組織名
平塚市(神明中学校区)万引き防止推進員
連絡協議会

● 組織結成時期
平成25年2月

はじめに



執筆：三浦 幸夫
平塚市(神明中学校区)万引き
防止推進員連絡協議会 事務局

当協議会は地元中学校の部活で「いじめ」があり、いじめられている生徒が「万引き」を強要されたとの話がありました。いじめで強要されてやっても「万引き」は「万引き」、やってしまえば「犯罪」です。

幸い今回はやらなかったとの話でしたが、また同じことが起きないとも限らず、今のうちに歯止めをかけておく必要があるとの思いから、地域が主体となって活動をしている所はないか参考になる活動はないかと、探した結果、福岡県糸島市防犯協会での活動を参考にさせていただきました。

組織の概要、設立の経緯等

地元中学校は二つの小学校出身児童が入学しています。連絡協議会是一日も早い活動の必要があったことから、まず中学校区にあるスーパー・ドラックストア・本屋等に「万引き防止推進員(以下推進員という)」が腕章をつけて店内の巡回する活動である旨を説明し、承認を頂けた店舗には、後日、協議会加盟店ポスターを入口や店内に掲示していただくこととしました。

いじめをしている生徒、されている生徒は共に私の住む小学校出身者のため、地域の各種団体15団体の

代表者や自治会会長及び小学校、中学校の校長先生に集まっていただき、本制度の説明会を行い、協議会の発会式を開催しました。また発会式で会則も承認され活動に賛同をいただいた団体の中から、推進員を出していただき巡回活動を始めています。

組織の構成

現在の構成は、当地区青少年指導員、地区民生委員・児童委員協議会、防犯協会八幡支部、消防第九分団の4団体と中学校と二つの小学校、そして個人ボランティア窓口となっている事務局の8団体、50名の方々が活動中です。また、現在加入の検討をさせていただいているのが、当地区老人会、スポーツ団体と隣地区防犯協会支部等です。当面は当中学校区での推進員の増員と加盟店舗の増加及び活動内容の充実を図って行く計画です。

主な活動内容と具体的な事例

協議会設立に当たっては、糸島市防犯協会及び糸島警察署生活安全課に糸島市の活動状況や活動に至るまでの裏話などを教えていただき素案を作成しました。平塚市教育委員会、平塚市くらし安全課、そして万防機構事務局から紹介をして頂いた県警本部生活安全総務課生活安全サポート班への事前相談等を行い、アドバイスをいただき活動内容をまとめていきました。

活動は4月から創めています。推進員は「万引き防止推進員活動要領と留意事項」「加盟店舗一覧表」により活動を行っています。

活動に当たっての主な注意点は

- ①店舗に入る際には必ず「万引き防止」と朱書してある「推進員腕章」を腕に装着し
- ②店舗の責任者やレジ担当者に腕章を見せてから、店内巡回をはじめます
- ③店舗の人から名前を聞かれた時は、腕章に記載の「番号」と氏名を答えます
- ④推進員腕章は他人への譲渡や貸与はできませんが、例外として配偶者へ貸与は認めています。

巡回活動は、散歩の途中や買い物ついでに加盟店に寄って店内巡回を行うことでよく、推進員の都合で行

なって頂くことになっています。曜日や巡回時間、巡回回数等の決まりはありません。

推進員は全員ボランティアです 万引き防止のための「特別の権限や義務」を負ってはいません。

巡回中 買い物中に万引行為を見つけた場合は 店舗の従業員等にすぐ知らせていただきます。

推進員が万引犯人を見つけ出す必要はありません、巡回活動は「万引き抑止」が目的です。

推進員を辞めるときは 所属団体を通して 事務局に「推進員腕章」を返却していただくことになっています。

また 活動中の「けが等」については「平塚市ボランティア保険」の範囲で補償を受けることができ そのために事務局へ氏名 住所 所属団体等の登録をしていただきます。

加盟店用ポスター



本屋入口掲示



スーパー店内掲示



推進員腕章

活動をふり返って

活動を始めて数か月のため 推進員や店舗からの要望や提案 問題点の提起等はまだまだありません。また活動自体がまだ広く知られていないため 今後それらの情報を集めることと、活動のPRを積極的に行うことが必要と考えています。

今後の展望と課題

万引きの減少を計るには 地域の人達 顔見知りのおかあさん おばさん おじさんの活動が一番の防止策になると考えています。このような活動が市内全地域 県内そして全国に拡大していけば青少年による万引きだけでなく 最近増加傾向にある高齢者による万引き対策にもなると考えます。

今後の活動に当たっての課題は 推進員の増員、推進員に万引きについての知識を持ってもらうための研修会や推進員間の情報共有等を図ること、事故やけがの防止等について推進員の方々への情報提供等が必要と考えています。

今まで住民主導で進めてきた活動ですが 今後は行政関係機関との連携も欠かせないと思っています。

また これらの活動を行うために欠かせない「腕章やポスター」の製作に必要な資金をどう集められるかそして 各店舗の皆様にも この活動を理解していただき 推進員がもっと気軽に店内巡回できるようになることも必要と考えています。

平成25年2月16日 開催時の資料

本日のスケジュール

開催日時 平成25年2月16日 13時30分～	
場 所 八幡公民館 1階 会議室	
1 あいさつ	事務局 三浦
2 団体紹介・自己紹介	
3 経過説明	協議会発足までの経緯
	協議会への支援 神奈川県警本部 生活安全総務課 NPO法人 全国万引犯罪防止機構 平塚市 ぐらし安全課 福岡県糸島市防犯協議会
4 活動内容説明	資料別紙
5 協力加盟店状況	資料別紙
6 最近の万引きについて	資料別紙
7 質疑応答	
8 今後の展開について	推進員名簿の作成 ポスター・推進員腕章の製作 加盟店舗の拡大 四之宮地区各種団体への協力要請 加盟店舗からの支援及び協議会への支援づくり
	行政との連携 サポート体制作り
9 会則について	資料別紙
10 代表(会長)・事務局について	
11 その他 質疑応答	

高齢者の見守りに対する取り組み

～顔の見える関係作り～

見附市地域包括支援センター中央
見附市地域包括支援センター南

● センター結成時期
平成23年4月

執筆：山崎 友和

見附市地域包括支援センター中央 社会福祉士
主任介護支援専門員

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、平成18年に創設された高齢者の総合相談機関で、いわば「高齢者よろず相談室」です。

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことが出来るよう、関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状態や生活の現状、必要な支援等を幅広く把握し相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス機関または制度の利用につなげる等の支援を行う総合機関で、全国の市町村に設置されています。

見附市地域包括支援センターのスタート

新潟県見附市ではこれまで市直営で運営してきましたが、平成23年度より市内2ヶ所のセンターへ業務委託されました。当初の課題は、新しい機関であるため地域住民への知名度が無いに等しい状況でのスタートでした。

高齢者の万引き

近年では高齢者の万引きが話題となり統計的にもあらわされているところですが、その背景には認知症による行動障害が、いわゆる万引きとして扱われてしまうケースも多くなっているようです。

また、単に認知症と言っても若年性の認知症や精神疾患との重複など複合的な要素も多く、行動障害を引き起こす人たちは地域社会から排除されがちであり、家族やケアマネージャーまたは、法制度だけでは対処しきれない現状です。

そこで、国でも社会的弱者が地域で暮らせる認知症対応力の引き上げとして地域住民の意識改革を提唱し、その取り組みとして全国レベルで「認知症サポーター」を養成しています。



認知症サポーター養成講座



認知症への理解をひろめるための寸劇

見附市でもようやく企業を初めとして、養成講座を開催する機会が増え始めましたが、まだまだ極一部に過ぎず、見附市で足りない社会資源の開発や取り組むべき課題は山積みです。

主な活動内容と具体的な事例

地域づくりや住民意識の改革と言われても、行政主導だけでは地域力の向上にはなかなか結び付かない現状があります。

そこで地域包括センターとしてできること、取り組むべきことを少しでも具体化するため、社会福祉士を中心メンバーとした部会を今年度より立ち上げ検討する機会を設けました。

話し合いの結果、何らかの支援を必要とする人や認知症予備軍とも言える人の早期発見を当面の目標としました。

早期発見する上では、その情報を一番持っている商工業者からの連絡や地域ぐるみの連携こそが鍵を握り、ひいては万引き被害の減少にもつながってくると考え「高齢者の見守りについてお願い」パンフレットを作成し、市内スーパーや金融機関へ普及啓発活動を始めた段階です。

今後の展望と課題

スーパーなどでは万引きに限らず、迷惑行動にも類似した案件など多々あるかと思われませんが、課題解決として、事業主のみならず地域住民を交えた意見交換会（地域ケア会議）を通じて、最終的には地域力の向上につながればと考えています。

見附市は他市に比べ、地域力向上への取り組みについてはようやく動き始めたばかりですが、小さな町であるメリットを生かし、顔の見える関係作りに取り組んで行きたいと思っています。

高齢者の見守りについて（お願い）

関係者各位

見附市 健康福祉課
見附市地域包括支援センター中央
見附市地域包括支援センター南

高齢者の見守りについて（お願い）

見附市地域包括支援センターでは、見附市の委託を受けて、専門職が高齢者に関する相談に応じています。

～こんな高齢者見かけませんか？～

- ・いつも同じ服、着替えていない？
- ・お金の計算ができない？
- ・同じ物を毎日大量に買う。
- ・店内でよく転ぶ。

もしかしたら手助けが必要なのかも？

気になる高齢者がいる。どうしたらいいのかな？

見附市地域包括支援センターがあります！

お気軽にご連絡ください。

高齢者やその家族、民生委員や面会の方々がこの相談に応じるだけでなく、高齢者が暮らしやすい地域づくりを支援しています。目配り、心配りしてくれる人が多いほど、高齢者が暮らしやすくなります。

まずは、地域の皆様へ、見附市地域包括支援センターを知っていただき、地域に顔の見える関係を増やしたいと考えています。

気になる高齢者がおられたら、地域包括支援センターにご相談ください。相談者の秘密は守られます。相談は無料です。

見附市地域包括支援センター 中央 TEL 63-3555
南 TEL 62-1750

開設時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時30分



「認知症の人を支援します」という意思を示すオレンジリング

長崎県地域生活定着支援センターの“実践”から見えて

長崎県地域生活定着支援センター

- 組織結成時期
平成21年8月

はじめに



執筆：伊豆丸 剛史
長崎県地域生活定着
支援センター 所長

「刑務所を出るのが怖かった・・・。」

私が担当した60代の男性は、刑務所退所日にこう漏らした。この短い言葉の中には、累犯障がい者・高齢者問題の根幹部分、すなわち弱者を矯正施設へと追いやっている現代社会の縮図が包含され

ているように思えてならない。彼は間を置いてこう続けた「どこにも行くあてがなかった。助けてもらえなかったらまた同じこと（窃盗）を繰り返していたと思う。生きていくためにはしかたなかった・・・。刑務所には冷暖房もなく辛い。でも、社会で生きていくよりずっと安心だった。」と。

矯正施設退所者一人ひとりの人生・成育歴を目にする時、罪を犯したことで社会から排除されたのではなく、そもそも罪を犯す前から社会的排除に遭い、社会的な繋がりを喪失していった人たちが多いことに驚かされる。その排除・喪失の結果が、短絡的・衝動的・刹那的犯行へと結び付いていたのだとすれば、そこには辛く長い“生きづらさ”を抱えたが故の被害者としての側面もあったのではないだろうか。

組織の概要、設立の経緯等

長崎県地域生活定着支援センター（以下、長崎定着）は、厚生労働科学研究（田島班）「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究（平成18～20年）」を踏まえ、平成21年1月「社会福祉法人南高愛隣会（コロニー雲仙）」が全国に先駆けモデル的に開設し、同年8月から運営を特定非営利活動法人「生き生きネットワーク・長崎」へと移管し業務を行っている。

上記「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」により、累犯障がい者が本来受けるべき支援の網の目から漏れ、法と法の狭間に置き去りとなっていた現状が浮き彫りとなった。このような認識から、矯正・更生保護・福祉の各分野において様々な角度からモデル的实践による調査研究がなされ、これら研究の提言により、法務サイドでは矯正施設に社会福祉士等の福祉専門職の配置等といった改革に着手することに繋がり、また、福祉サイドにおいても地域生活定着支援センターが実現することへと繋がった。

組織の構成

- 職員体制：所 長 1名
相談員 4名
- 所 在 地：〒852-8104
長崎県長崎市茂里町3番24号
長崎県総合福祉センター3F
- 連 絡 先：095-813-1332
E-mail：nagasaki-teichaku@onyx.ocn.ne.jp

主な活動内容と具体的な事例

開設から平成25年7月末までの支援対象者数は258名を数える（【表1】参照）。

長崎定着の特徴としては、表1に示す「①特別調整

対象者（帰る場所がない福祉支援を要する矯正施設入所者：障がい者・高齢者）」、「②一般調整対象者（帰る場所はあるが福祉支援を要する矯正施設入所者：障がい者・高齢者）」、「③既に矯正施設を退所している対象者（障がい者・高齢者）」に対する福祉的支援（帰住先のコーディネート等）だけではなく、矯正施設に至る前の段階、すなわち「④捜査・公判段階」からの弁護士と協働した福祉的支援や「⑤不起訴・執行猶予等によって釈放となった対象者」への福祉的介入にも力を注いでいる点が挙げられる。この点に関しては、今回は詳しく触れないが、2010年の法務省統計によると刑務所への新規入所者が約27,000人であるのに対して、検挙人員（警察等捜査機関によって検挙された人員の件数）はその約1.2倍の約32,300人であることなどから鑑みると、矯正施設に至る前の捜査・公判段階で何らかの福祉的介入がなされないまま釈放となり、罪を犯した時と同じ環境にただ舞い戻っているだけの障がい者・高齢者が相当数いるのではないかと推測される。

【表1】

相 談 形 態	男	女	計
① 特別調整対象者	118	4	122
② 一般調整対象者	18	13	31
③ 既に矯正施設退所している者	22	4	26
④ 捜査・公判段階	60	10	70
⑤ 不起訴・執行猶予者等	7	2	9
合 計	225	33	258

活動をふり返って

累犯障がい者・高齢者の中には、「帰る場所がない」「身寄りがいない」「お金がない」「福祉につながる手帳がない」「嗜癖・依存」「暴力団との関係性」等といった重層的課題を抱える対象者も少なくない。しかし、それら課題を単なるマイナスの課題として捉え、排除の論理で処遇困難者の烙印を押すのではなく、「制度の不備」や「社会資源の欠落」「ネット

ワークの不整備」等を顕著に表してくれる『鏡』としてプラスの視点で捉える必要がある。

昨今、「ネットワーク」という言葉をよく耳にするが、いったいどれだけの地域で本当に有機的なネットワークが形成されているのだろうか？「重層的課題を抱える対象者＝社会的弱者」を地域で受け止めようとすることで初めて、縦割りではない横断的なネットワークが形成されるのではないのだろうか。

今後の展望と課題

“生きづらさ”を幾重にも抱えた累犯障がい者・高齢者の自立・安定した地域生活を考えた時、本当に大切なことは“福祉につなぐ”ことよりも“いかに社会の中で息の長い支援体制を構築していくか”ということの方がより重要であるように思う。実際、単に福祉につながったことだけで地域生活を安定して過ごせているケースは少なく、むしろ福祉につながった後に種々の問題が表出し、対応に奔走するケースの方が圧倒的に多いのも事実である。

そういった意味では、定着支援センターが犯罪の表層的一面だけではなく罪を犯さざるを得なかった背景への福祉的介入に軸足を置き、社会の中で何度でも“re-start”出来るような息の長い支援体制の構築に向け“意図的に仕掛けていく（アクション）”ことが重要であり、そのことこそがソーシャルワークの真髄であるのではないかと思う。



長崎県総合福祉センター（長崎定着 3F）

子どもたちに直接 語りかけて減らしたい

～万引きされたお店のおばさんの悲しみ～

執筆：富田 仙恵（とみた のりえ）

文具・駄菓子小売店主

自身も2女の母親であり 来店客の8割が小学生という店だからこそ 万引きをされた時の店側の哀しい気持ちなどを自分の言葉で わかりやすく直接語りかけ 1人でも多くの子もたちが この先 万引きに関わらなくてすむように活動をしている。



2005年から川崎市宮前区で、主に子ども向けの文具・駄菓子を販売する店を営んでいます。

店名の『たんたん』は、他にもいくつか由来はありますが、イタリア語で“おばさん”の意味があると知り、店主がおばさんなのだから、ちょうどいい…とその名前に決めました。

店内にはカラフルで楽しげな鉛筆や消しゴムが所狭しと並んでおり、子ども達にとってはまさにパラダイス。



また、靴を脱いで上がる店なので、スーパーやコンビニとはひと味違う、寛いだ気持ちになれるようで、仲の良い友達同士、座り込んで談笑し



ながら、買い物を楽しむ様子は見ていてこちらも嬉しくなります。

多い時には10畳ほどの狭いスペースに20人余りが来店し、レジ前には列ができます。そうなると店主は一人でてんでこ舞い。

大人ならば「早くしろ！」と苦情の1つも出るところですが、子ども達は並んで待ってくれます。

そんな子ども達にニコニコ笑顔で対応する、気のいいおばさんでいたいけれど、現実はどうもいきません。

やはりあるのです。万引きが。

万引きされ方だって ドキドキするんです！

アレ？怪しいな？と思って子どもの動きを注視することたまにありますが、正直申しまして、例えば鉛筆…常時1000本以上陳列されているので、そのうちの1本が万引きされたとしても、気がつかないかもしれません。

そんな中、はっきり万引きと認識したのは、この9年間で10件ほど。

高額な商品が無くなっていることにいることに後で気がついた2件以外は、おかしい！と思って、その場で声をかけ発覚しました。

そのうち、警察に引き渡したのが1件、親を呼んだのが2件。

残りは品物は戻りましたが、軽い説諭のみ。名前すら聞けなかったケースもありました。

正しい処置だったとは思いますが、警察官でもない、フツーのおばさんには、それでも精一杯でした。

自分が万引き“される側”になってみると、万引きについて書かれた新聞記事やニュースなどにも、前より目が行くようになりました。

高齢者による万引きの急増・いじめ問題との関連 etc 万引きを取り巻く背景も時代とともに変化しています。

ある新聞の特集記事では『万引き犯を1人でも減らす店づくりは、小売業に課せられた社会的責任になっ

ているのではないかと締めくくられていました。

万引き犯を1人でも減らす店づくり、すなわち防犯カメラの設置や店員による声掛け等々、確かに有効で大切なことだと思います。

しかし、一連の記事を見ていて、盗まれた側の気持ちについて、言及されているものは、全くと言っていいほどないと感じました。

万引きされた側の気持ちを想像してみてください

万引きに気づいた時、沸いてくるのは、まず怒り。

しかし、それ以上にこみ上げてくるのは、言いようのない哀しい気持ち。

うちのような弱小店にとって、金銭的なダメージも相当ですが、それだけではない。

“ココロ”に傷を負うのです。

それは例えば、丹精こめた庭の花壇に咲いた花々…チューリップ？コスモス？ある日、その花々がチョキンチョキンと刈り取られてしまっていたら…。

あるいは男性ならば、ピカピカに磨き上げた自慢の愛車の側面にギリギリと鋭利なもので付けられたいくつもの傷を想像してみてください。

万引きに気づいた時の私の気持ちは まさにそんな感じでしょうか？

『万引きは犯罪です』というポスターはいたるところに貼られているのですから、万引きが悪いことだとしらずに犯行に及ぶ人は殆どいないはずですが。

万引きされる側の気持ちを、自分に置き換えてみるのができたら。「自分がされて嫌なことは、人にもしてはいけない」と思いとどまることができるのではないのでしょうか？

万引きに本当に有効なのは防犯カメラではなく…

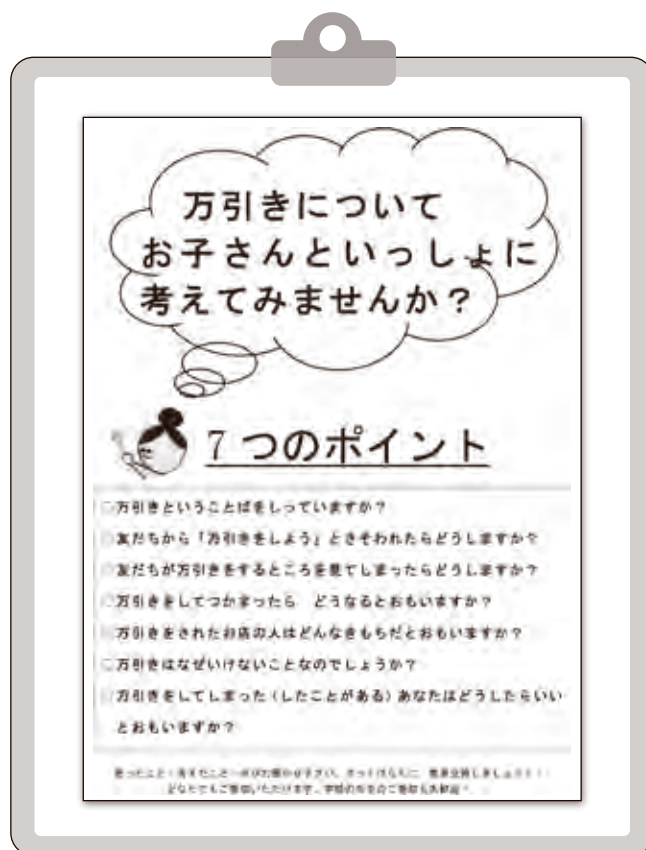
捕まるから…防犯カメラのある店での万引きを思いとどまるのではなく、万引きをしてしまう人の数自体を1人でも減らすには、日頃からもっと、家庭や学校

などで万引きについて考える機会を増やすことが必要だと考えました。

そこで、川崎市宮前区市民自主企画事業として

NPO法人全国万引犯罪防止機構の稲本義範氏を講師に迎え、2011年には無料講演会『あなたの子どもが万引きに関係してしまったら』、2012年には井戸端会議的意見交換会『こんな時どうしますか？』を開催しました。

同区内の全小学校に配布した募集チラシの裏面には、万引きについて一緒に考えてみるための7つのポイントが書かれており、講演会に参加できなくても、このチラシを持ち帰った子どもが、家庭で万引きについて話し合うきっかけになったのでは…と思います。



この取り組みと講演会の様子は、『万引防止へ願い込め、文房具店営む富田さんが講演会通じ訴え／川崎』と題して、神奈川新聞（2012年1月16日）にも取り上げられました。

また、2012年9月には川崎市宮前区青少年指導員・PTA地域巡回パトロール活動方法交換会の研修会において、“地域や家庭で万引き防止のためにできること”と題して、万引き被害に遭った際の気持ちなどを中心に体験談を話しました。

これらの取り組みに対して、参加者からは「実際にお店をやっている側の身近な話がきけたのは有意義だった。」などの意見も多く寄せられました。

万引きをこの世の中からなくすることは不可能だとしても、万引きに関わりそうになってしまったときに、「あの時、あのおばさんがあんなこと言っていたな～」と私の話が頭をよぎって、思いとどまる子どもが1人でも増えれば、それでいいと思って今後も活動を続けていきます。

子どもたちに直接語りかけたい

少年犯罪の中で最も多い万引き。

とはいえ、「たんたん大好き！」と言いながら、楽しそうに買い物をしている大半の子どもたちは、多分この先も万引きに関わることはないのだと信じています。

万引きが発覚するとしばらくは、そんな子どもたちにまで疑いの目を向けてしまうのも辛い。

だからこそ、万引きされる側の辛い気持ちを、親や先生とも違う近所のおばさんの“斜めの関係の大人”として、子どもたちに直接語りかけていく方法を模索中です。

夏休みには『たんたんたいけん』と称して、小学生向けの小さな職業体験プログラムを開催し、小売店の仕事について説明する中で、万引きについても触れたりしています。

呼ばれれば、どこにでも話に行きます。

呼ばれないならストリートミュージシャンのように路上で語るか？

それとも流行の動画サイトに投稿するか？



マミーシンガーズ Mammy Singers

赤ちゃんから おじいちゃま おばあちゃま まで
本物の「声」「歌」をお届けしたい

マミーシンガーズは、日本最大の声楽団体「公益財団法人東京二期会」の会員で構成されたグループです。「平土間からオペラを！」と、音楽ホールにとどまらず、学校の体育館や教室、乳幼児・老人福祉施設やロビー等、様々な場所で活動しています。

子供達の参加型コンサートを中心に童謡、唱歌、ミュージカルから本格的なオペラ、オリジナル音楽劇まで幅広いレパートリーで、生の音楽を通して、多くの人々に夢と感動を与えています。

メンバーの女性全員が、母親であり、子供達の健全育成を願い好演する姿勢が、好評を博し、都や各区から、多くの依頼を受けています。

母であり、歌手であるマミーならではの、世代を越えた家族で楽しんで頂けるコンサート創りを目指しています。

青少年万引き防止劇 「ダメと言える勇気をもって」

東京都より依頼を受け、近年社会問題となっている“こどもによる万引き”を取り上げたミニオペラを上演しました。

自分の気持ちを親に理解してもらえない……
つい友達の誘いで…… 悪気はなかった……
遊び感覚で……

万引きに至るまでのこどもの心の中を探り、まわりの大人たちの子供に対する愛情を映し出す、素晴らしい作品です。これ以降、あらゆるところから依頼があり、数回にわたり上演しております。

高齢者犯罪防止音楽劇 「絆～幸せはどこに」

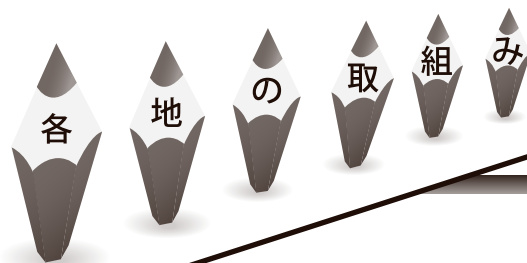
増加する高齢者による万引きにスポットをあてた作品です。あなたは、一人ではないんだ。

あなたを必要としている人、待っている人がいる。
家族の絆、地域の絆、社会の絆を大切に みんなで
支えあって生きて行こうと歌いあげています。

万引き追放音楽劇 「光あふれる道へ」

万引きされた側の複雑な思いにスポットをあてた作品です。地域みんなで、子供達を見守り、まっすぐ育てよう。力をあわせてもっと安全・安心な街にしていこうと歌います。





地域の万引犯罪防止対策についてのアンケート調査結果

北海道

警察本部

- ①生活安全企画課
- ②北海道万引防止ウィーブネットワーク
(平成19年3月頃)
- ③万引全件届出宣言の実施、万引防止ポスター・アクションプログラムの作成、会議・セミナーの開催等

④なし

⑤0団体

⑥(1)万引防止ポスターの製作

北海道万引防止ウィーブネットワークと道警察は、今まで「万引被害防止」や「万引全件届出宣言」、「マイバックの利用マナー向上」などの啓発ポスターを製作し、加盟店舗等に掲示している。

今年度は、プロ野球球団の「北海道日本ハムファイターズ」の選手を起用し、幅広い年代層が注目する万引防止ポスターを製作中である。

(2)万引防止川柳の公募

北海道万引防止ウィーブネットワークの平成24年度事業として、万引防止に関する川柳を募集し、優秀作品を選考して表彰式を開催した。

また、優秀作品3点を掲載した万引防止ポスターを製作し、店舗等に掲示した。

(3)万引防止セミナーの開催

北海道万引防止ウィーブネットワークの加盟団体関係者を対象に、「万引全件届出宣言」や「万引きしない、させない店づくり」等の万引防止対策の重要性について呼びかける万引防止セミナーを毎年度開催している。

⑦北海道万引防止ウィーブネットワークは設立から6年が経過し、最近では、一部の店舗において、全件届出が守られていないほか、警察に届出はしたものの捜査手続への協力を拒否するというケースが散見される状況であり、「万引全件届出宣言」の再徹底が必要と認識している。

⑧生活安全企画課 TEL.011-251-0110

教育委員会

①学校教育局参事(生徒指導・学校安全)

②なし

③スーパーマーケット協会などの団体・企業が参加している「北海道万引防止ウィーブネットワーク」に北海道警察本部、知事部局と共に、顧問(幹事会幹事)として参加している。

④把握していない

⑤把握していない

⑧学校教育局 TEL.011-231-4111(内線35-656)

青森

警察本部

①生活安全企画課

②なし

③○万引き被害防止啓発指導者「マンボウマイスター」の委嘱、研修会の開催

○万引等防止協力会の開催、万引き防止標語の募集、表彰等

○万引き多発店舗対策(警戒のぼり旗、ムービングサインの掲示、店内パトロール)

⑤227団体

万引き防止街頭キャンペーン、多発店舗における警察との合同パトロール

⑥(1)万引き防止キャラクターを作成し、広報啓発活動に活用(マスコットを作成して、キャンペーン時に配布等)

(2)万引防止協力会の活動として、万引き防止標語を募集し、優秀作品を表彰のうえ店舗に掲示し、広報啓発活動に活用

⑦スタッフの高齢化、後継者不足、資金不足

⑧生活安全企画課 TEL.017-723-4211

教育委員会

①学校教育課

②なし

③○合同サポートチーム:県警察本部との協力で学校からの依頼に基づく講話

○県生徒指導担当指導主事会議:万引きの現状と対策に関する協議

○生徒指導連絡協議会、地区健全育成協議会等の開催

④把握していない。

⑤把握していない。

⑥県警察本部と県教育委員会の協力により、児童生徒による防犯活動組織「リトルJUMPチーム」(小学校)及び「JUMPチーム」(中・高等学校)を結成している。県内全ての中・高等学校、及び小学校の9割以上で組織されており「万引きしま宣言」や街頭での呼びかけ等の活動を実施している。

⑦上記の活動に関しては特になし。その他の団体の活動に関しては、把握していない。

⑧教育庁学校教育課 TEL.017-734-9895

岩手

県庁

①県警察本部 生活安全部 生活安全企画課

③関係機関と連携した万引防止活動、店舗に対する防犯指導

④なし

⑤把握していない。

⑧環境生活部 県民くらしの安全課 TEL.019-629-5331

警察本部

①生活安全企画課

- ① 万引対策の担当部署はありますか？
 ② 専門組織はありますか？(その結成時期は?)
 ③ 万引対策の具体的な業務内容
 ④ 万引対策の部署・組織のある市町村名、部門名、活動内容
 ⑤ 万引防止活動に関係するボランティア団体数と主な活動
 ⑥ 万引防止協議会や万引防止ボランティア活動の参考事例
 ⑦ 万引防止協議会や万引防止ボランティア活動の現在の課題
 ⑧ アンケート回答者

② 岩手県万引防止対策協議会（平成22年3月頃）

③ (1)「万引防止の手引き」活用の推進

- (2) 行政や学校への万引き犯罪防止の啓発活動
 (3) 万引き犯罪情報共有システムの構築
 (4) 機関紙「まんぼうかわら版」の発行
 (5) 万引き防止啓発ツールの制作
 (6) 万引き防止啓発の寸劇づくり
 (7) 万引き防止対策セミナーの実施

④ 花巻市万引き防止対策協議会

市内の中学校に万引き防止ポスターを募集し、応募のあった作品の中から審査して選ばれたポスターを、市内の店舗・学校等へ配布している。

⑤ 万引き対策専門の団体は把握していないものの、各地区の防犯ボランティア団体、青少年健全育成団体、更生保護団体等が市町村、警察と万引き防止啓発チラシやグッズの配布を行ったり、コンビニ、スーパーマーケット、書店等の立寄り警戒を実施している。

そのため団体数については活動の幅が広く、把握は困難である。

⑥ (1)「万引き防止の手引き」を制作

店の立場からの内容とし、店の責任者や防犯担当者が従業員の啓発に活用できるように制作したもの。

(2)「万引きのないまちづくり宣言」

人間は弱いもの。雑な売場、店は「罪づくり」との考えから、「地域連携」「万引きされない店づくり」「全件警察への通報」等の店の責任を宣言

⑦ 少年よりも高齢者の万引きが多く、増加している現状から、高齢者対策が重要な課題となっている。

その中で活動する防犯ボランティア等も高齢化が進み、若手の後継者確保が難しい現状にある。
 また、沿岸の一部団体では震災の影響で資金源が途絶えたため、ボランティアの会費で運営している。

⑧ 生活安全企画課 TEL.019-653-0110（内線3053）

教育委員会

① 教育委員会事務局 学校教育室 生徒指導担当

- ② なし
 ④ 承知しておりません
 ⑤ 承知しておりません
 ⑥ 特になし
 ⑦ 特になし
 ⑧ 学校教育室 TEL.019-651-3111

秋田

県庁

⑧ 生活環境部県民生活課 TEL.018-860-1522

警察本部

- ① 生活安全企画課
 ② なし
 ④ 把握なし
 ⑤ 把握なし

⑥ 把握なし

⑦ 把握なし

⑧ 生活安全企画課 犯罪抑止対策係 TEL.018-863-1111

教育委員会

① 教育庁義務教育課

- ④ 把握していない
 ⑤ 把握していない
 ⑥ 特になし
 ⑧ 教育庁義務教育課 TEL.018-860-5148

宮城

県庁

① なし

② なし

③ なし

④ 〇多賀城市 総務部交通防災課

〇柴田町 まちづくり政策課まちづくり推進班

（防犯対策の一環として行い、万引きに特化したものは行っていない）

〇涌谷町 総務課防災交通室

〇名取市 防災安全課

⑤ 把握はしていない

⑧ 共同参画社会推進課 TEL.022-211-2567

警察本部

① 生活安全企画課、少年課

② 宮城県万引き防止対策協議会（平成11年6月頃）

- ③ (1) 万引き防止協議会の開催（全県下年1回、各地区1～2回）
 (2) 万引き防止対策研修会（全県下年1回）
 (3) 万引き防止モデル基準の普及・促進
 (4) 県警ホームページへの活動内容掲載

④ 一般防犯や、少年非行防止全般についての組織はあるが、万引き対策に特化した組織・部署はありません。

⑤ 25団体

(1) 万引き防止協議会の開催を通じての広報啓発、事例研究、情勢把握

(2) 店頭における声掛け、ポスターの掲示等

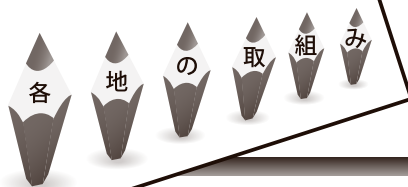
⑥ (1) ご当地万防キャラクター「マンボー」の作成と、万防ソング「マンボDEマンボー」の作成

(2) 地元出身のお笑いタレント「サンドウィッチマン」の協力による「万引きは絶対ゆるサンド!!」ポスター、チラシの作成

(3) 東映とタイアップした「仮面ライダーウィザード」のポスターを利用した万引き防止広報

⑦ 被災した沿岸地域を管轄する警察署（万引防止協議会事務局）を中心に協議会を再構築し、活動を再開したが、より効果的な取組みについて現在検討中である。

⑧ 生活安全部 生活安全企画課 犯罪抑止対策室 TEL.022-221-7171（内線3032）



地域の万引犯罪防止対策についてのアンケート調査結果

仙台市

- ①仙台市市民局地域政策部市民生活課
- ③防犯協会や警察等と連携した万引き防止啓発活動
- ④把握していません
- ⑤なし
- ⑥なし
- ⑦なし
- ⑧仙台市市民局 地域政策部 市民生活課
TEL.022-214-6148

山形

県庁

- ①環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局くらし安心課
- ⑧防犯まちづくり推進 TEL.023-630-2429

警察本部

- ①生活安全企画課、少年課
- ④○新庄市：新庄市「安全安心まちづくり」スーパーコンビニ等防犯連絡協議会
警察・自治体・事業者による意見交換会、防犯講話等を実施
- 寒河江市：寒河江市青少年育成市民会議
市生涯学習課担当課及び推進員による店舗巡回を実施
- 朝日町：朝日町青少年育成町民会議
町生涯学習課担当課及び推進員による街頭補導を実施
- 河北町：河北町青少年育成町民会議
町生涯学習課担当課及び推進員による街頭補導を実施
- 大江町：大江町青少年育成町民会議
町生涯学習課担当課及び推進員による街頭補導を実施
- 天竜市：天竜市青少年指導センター
(教育委員会生涯学習課)
大型店舗やリサイクルショップ等の巡回
- ⑤33団体
 - 地域安全運動期間中における防犯キャンペーンや街頭補導の実施
 - 大型スーパーやコンビニ等の巡回、防犯広報
- ⑥(1)警察OBによる大型スーパー等の店舗巡回
- (2)高校生サミットを開催し、万引き防止をテーマにした意見交換会を実施
- (3)「少年犯罪を考える」シンポジウムを開催し、ご当地ヒーローと高校生協働の寸劇による意識啓発活動を実施
- (4)中学生と若手ボランティアが協働し、万引き防止標語等を記載したポスターやうちわの制作活動
- (5)少年補導員等による万引き犯罪撲滅キャンペーンを実施(店内の巡回、店内放送によるメッセージ広報、広報用うちわの配布)
- (6)(事業者独自の取組)書店が独自に制作した、「万引きは犯罪」等の防犯シールを買い物袋に貼付して購入客に配り、広報活動を実施
- ⑧生活安全企画課 TEL.023-626-0110

教育委員会

- ①教育庁義務教育課
- ②なし
- ④万引き対策の部署、組織については把握していません。
- ⑤把握していません。
- ⑥特にありません。
- ⑦特にありません。
- ⑧教育庁義務教育課 TEL.023-630-3054

福島

県庁

- 当県の万引き対策は県警で行っていますので、県警からの回答を参考にいただければと思います。県警本部にも確認しましたが、各行政部門で万引き対策を行っている部署は、確認してないとのこと。
- ⑧青少年・男女共生課 TEL.024-521-7187

警察本部

- ①生活安全企画課
- ⑤(1)21警察署5分庁舎で委嘱した「万引き防止アドバイザー」727名
- (2)本県警察では、増加傾向にある高齢者による万引きの対策として、本年4月1日から、21警察署5分庁舎で、町内会、更生保護女性会、防犯ボランティア団体等で活動している高齢者等を「万引き防止アドバイザー」に委嘱している。また、各警察署において、管内の万引きの発生件数が多い店舗や利用客の多い店舗等を「万引き防止モデル店」に指定し、店舗出入口等に「万引き追放宣言の店」のステッカーの掲示を依頼している。万引きされにくい店舗づくりを図るために、防犯指導を行うなどして、店舗管理者等と連携した被害防止対策を強化している。万引きアドバイザーの活動としては、「万引き防止アドバイザー」と明記した腕章を着装の上
- 「万引き防止モデル店」等の店舗内の巡回パトロール
- チラシ等の配布、声掛けによる広報活動
- 日常生活を通じた口コミによる広報啓発
- 地域で開催される防犯座談会等における防犯指導を実施している。
- ⑥警察署で委嘱している「万引き防止アドバイザー」が、町内会や老人クラブ等の会合で、万引きの発生実態やなりすまし詐欺被害防止等について、防犯講話を実施。
- ⑧生活安全企画課 TEL.024-522-2151

教育委員会

- ①義務教育課、高校教育課
- ②なし
- ④承知していません。
- ⑤承知していません。
- ⑥警察が街頭でパンフレットを配布する時に、生徒と一緒に取り組む万引防止を呼びかける等の取組みがありました。
- ⑦承知していません。
- ⑧義務教育課 TEL.024-521-7774

①万引対策の担当部署はありますか？

②専門組織はありますか？(その結成時期は？)

③万引対策の具体的な業務内容

④万引対策の部署・組織のある市町村名、部門名、活動内容

⑤万引防止活動に関係するボランティア団体数と主な活動

⑥万引防止協議会や万引防止ボランティア活動の参考事例

⑦万引防止協議会や万引防止ボランティア活動の現在の課題

⑧アンケート回答者

茨城

県庁

①生活環境部 生活文化課 安全なまちづくり推進室

②なし

③茨城県安全なまちづくり推進会議（会長知事）が主唱する茨城県安全なまちづくり県民運動において、「万引きの撲滅」を運動の重点に掲げ取り組んでいる。

⑥(1)ご当地ヒーロー「イバライガー」と県警等が協力して作成した「万引き防止ポスター」の配布

(2)日立市青少年育成推進会議が作成した「万引き防止ポスター」を、日立市青少年相談員が市内の店舗、施設、学校などに訪問して配布

(3)日立市更生保護女性会が手作りの「万引防止紙芝居」を制作し、市内の児童クラブで上演

⑧知事公室女性青少年課 TEL.029-301-2183

警察本部

①生活安全総務課

③○毎月10日を「万引きゼロの日」に指定して抑止対策を実施
○各警察署ごとに「万引き防止モデル店」を選定して抑止対策を実施

⑤1団体

警察官OBによる店内巡回活動

⑥(1)水戸市警察OB「万引き防止隊」による店内巡回活動

(2)ご当地ヒーロー「イバライガー」を主催する茨城元気計画による「万引き防止ポスター」の自主制作、配布活動

(3)各署ごとに万引き抑止モデル店を設定し、万引き被害防止に向けた各種取組を実施

⑧生活安全総務課 安全・安心まちづくり推進室
TEL.029-301-0110（内線3021）

栃木

警察本部

①生活安全企画課、少年課

②なし

③警察署ごとの万引き防止会議の開催、立寄り警戒活動

⑤商店街や商業施設において、万引き防止パトロールを実施しているボランティア団体はある(例：毎週末、大型商業施設における警察官との合同パトロールを実施している高萩町防犯パトロール隊)が、数としては把握していない。

⑥(1)万引き防止重点対策店舗の指定

(2)万引防止啓発指導者を警察署長から委嘱

(3)万引防止マニュアル、バッジ、腕章の配布

⑦特になし

⑧生活安全企画課 TEL.028-621-0110

教育委員会

①学校教育課

④把握しておりません。

⑤把握しておりません。

⑥特にありません。

⑦特にありません。

⑧学校教育課児童生徒指導推進室 TEL.028-623-3359

群馬

県庁

①生活文化スポーツ部 県民生活課 県民防犯推進室

②なし

⑧生活文化スポーツ部 県民生活課 県民防犯推進室
TEL.027-226-2355

警察本部

①生活安全企画課

②なし

⑤0団体

⑥○警察と合同による、万引き防止パトロール（大型店舗中心、店舗責任者の許可を得て実施している。）

○警察と合同による、万引き防止キャンペーン、各種イベント会場で実施（“万引は犯罪です”等の万引きをさせない意識を持たせるチラシ配布）

⑧生活安全部 生活安全企画課 安全安心まちづくり係
TEL.027-243-0110（内線3433）

埼玉

県庁

①県民生活部 防犯・交通安全課ほか関係各課

③万引防止にかかる啓発等

④さいたま市市民生活部交通防犯課ほか関係各課（万引防止にかかる啓発等）

⑤把握していない。

⑥県警察・行政・事業者・関係団体で構成される埼玉県万引防止官民合同会議を開催。県内における万引の発生状況や抑止対策について周知するとともに、警察・行政・事業者の万引防止対策取組事例の発表、情報交換等を実施。また、万引防止撲滅週間を設定し、キャンペーン等の啓発活動を実施。

⑧防犯・交通安全課 TEL.048-830-2940

警察本部

①生活安全企画課犯罪抑止対策室

②埼玉県万引き防止官民合同会議（平成23年2月頃）

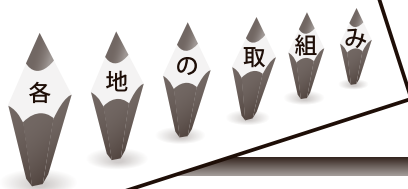
③埼玉県万引き防止官民合同会議総会、部会等の開催、事業者連絡会議の開催、万引き撲滅週間の実施、機関紙（万防ニュース）の配信等

④埼玉県万引き防止官民合同会議における関係所属として、埼玉県(防犯・交通安全課など)、さいたま市(交通防犯課など)

⑤14団体

埼玉県万引き防止官民合同会議総会への参加

⑥(1)県警独自で万引き撲滅週間を設定し、県警と行政及び官民合同会議賛同事業者が一体となり、集中的に対策に取組み、県民へ広く“万引きは犯罪である”ことを啓発している



地域の万引犯罪防止対策についてのアンケート調査結果

(2)万引き撲滅週間において、キャンペーン開催店舗において、賛同事業者が希望を募り、他事業者同士が合同による館内の官民合同パトロールを実施

⑦賛同事業者でも、万引き対策への取組みの温度差があり、協力的な事業者と、そうでない事業者とが、分かれている

⑧生活安全企画課 TEL.048-832-0110（内線3473）

千葉県 教育委員会

①なし（児童・生徒の非行防止に関しては生徒指導課）

⑥①警察職員等による学校における非行防止教室の実施

②警察本部、知事部局、事業者、非行防止ボランティアと連携し、ショッピングモールにおいて万引き防止キャンペーン、パトロール活動を実施。

⑧教育局県立学校部生徒指導課 TEL.048-830-6744

千葉

千葉県 県庁

①環境生活部生活・交通安全課

②千葉県安全安心まちづくり推進協議会 万引き防止対策部会（平成18年12月頃）

③〇万引き防止対策部会の開催

〇万引防止対策ガイドラインの作成（平成24年度～25年度）

④把握していません。

⑤把握していません。

⑥特にありません。

⑦特にありません。

⑧環境生活部生活・交通安全課生活安全室

TEL.043-223-2333

千葉県 警察本部

①生活安全総務課

③〇県警の万引き防止対策の企画・推進

〇千葉県安全安心まちづくり推進協議会万引防止対策部会事務局

⑤12団体

県警が推進する万引き防止モデル店を指定した万引き防止対策において、店内巡回、各種キャンペーン活動を警察署、モデル店、と協働して実施している。

⑧生活安全総務課 TEL.043-201-0110（内線3028）

千葉県 教育委員会

①教育振興部 指導課 生徒指導室

②ありません

③長期休業日における留意点の中に万引き防止に関する事項を記載し、全公立高校及び市町村教育委員会に送付している。

④県教育委員会として把握していません

⑤0団体

県教育委員会として把握していません

⑧教育庁 教育振興部 指導課 TEL.043-223-4054

千葉県 千葉市教育委員会

①千葉市教育委員会 学校教育部 指導課

②なし

⑤0団体

⑥(1)千葉市教育委員会と千葉県警察本部が、平成17年3月に「児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度の協定書」を締結し、警察署と連携を密にし、児童生徒の非行防止等を図っている。

(2)千葉県警察本部生活安全部少年課が「スクール・サポーターによる学校訪問活動」を実施している。県警嘱託職員2名が本市の全中学校を訪問し、少年の非行防止等について推進している。

⑧千葉市教育委員会 学校教育部 指導課

TEL.043-245-5935

千葉県 千葉市

※全ての質問に関し、該当ありません。

⑧市民局市民自治推進部市民サービス課

TEL.043-245-5264

東京

東京都 警視庁

①生活安全総務課

②生活安全対策第二係（平成21年8月頃）

③(1)万引き防止対策全般業務

〇万引き防止のためのアクションプログラムの作成・実施

〇万引きさせないTOKYOキャンペーンの実施

〇万引き被疑者に対する調査及び検証

〇万引き全件届出制度確立のための調査と検証

〇万引き防止連絡会の取りまとめ

〇万引きに関する統計データの調査と検証

(2)東京万引き防止官民合同会議に関する業務

〇会議・委員会に関する業務

〇万引きさせないSUMMERキャンペーン

〇万引き防止のための防犯責任者養成講座の実施

〇万引き防止ガイドラインの作成

〇万引き防止シンポジウムの実施

〇モデル店舗認定制度

〇万引き防止パトロールマニュアルの作成

〇東京ルールに関する業務

〇リーフレット、ポスターの作成

④【新宿区】

万引きさせない社会づくり

万引き防止グッズ作成

横断幕作成

イベントの共催 ほか

⑤255団体（万引き防止連絡会）

万引き防止連絡会が万引き防止活動の主体となっているが、その他にも多数の防犯協会・母の会等の防犯団体やボランティア団体（ピーポーズ等）による万引き防止等、防犯活動の協力を受けている。

主な活動としては、

- ①万引対策の担当部署はありますか？
 ②専門組織はありますか？(その結成時期は?)
 ③万引対策の具体的な業務内容
 ④万引対策の部署・組織のある市町村名、部門名、活動内容

- ⑤万引防止活動に関係するボランティア団体数と主な活動
 ⑥万引防止協議会や万引防止ボランティア活動の参考事例
 ⑦万引防止協議会や万引防止ボランティア活動の現在の課題
 ⑧アンケート回答者の所属と電話番号

- 「万引きゼロの日(毎月20日を設定)」におけるキャンペーン、店舗警戒、合同パトロール等の実施
- 万引き防止連絡会において、各店舗による万引き防止についての取組発表
- 万引きさせない店づくりのための店舗に対する防犯診断の実施
- 万引き被害の全件届出に向けた協力要請・依頼の実施
- 万引き防止連絡会独自の防犯グッズ、広報啓発グッズの作成と配布
- 情報広報誌の作成、発行
- 小中学生による万引き防止標語・ポスターの募集・掲示
- ⑥(1)万引き防止連絡会と協働した管下一斉キャンペーンの実施(万引きさせないTOKYOキャンペーン)
 警視庁管内の全警察署が万引き防止連絡会と連携・協働して、同一日、同一時間帯に管下一斉キャンペーンを実施したもの。
 キャンペーンは、著名人の招致や吹奏楽演奏、パレード等、多様なアトラクションを実施し、集客効果や広報効果を高め、より効果的な広報啓発活動を実施した。
- (2)万引き追放SUMMERキャンペーンを開催
 (東京万引き防止官民合同会議)
 各署の万引き防止連絡会等から参加者を募り、約1500名を動員
- 万引き防止公開講座～当庁少年育成課
 「万引きについて考えよう」
- 万引き防止音楽劇～二期会 マミーシンガーズ
 「光あふれる道へ」
- アトラクション～当庁音楽隊 音楽隊カラーガード
 「吹奏楽演奏&演技」
- 万引き追放ソング～二期会 マミーシンガーズ
 「未来に向かって」
- (3)生徒による万引き防止連絡会主催のキャンペーン活動参加
 少年に対する万引き防止活動の一環として、万引き防止の取組に興味を持たせるため、高校生を万防総会のパネルディスカッションに参加させた。
 その後、参加した生徒達が、万引き防止の取組に興味を抱き、他の生徒達とともに万引きの現状について警察官を交えた討論会を実施し、さらに万引きに対する問題意識を高め、共有することで少年に対する「規範意識の向上」に努めた。
 後日、生徒たちから自主的に万引き防止のための活動に参加したいとの申出があり、万引き防止連絡会が主催するキャンペーン活動に多数の生徒が参加したもの。
- 参加人数／万引き防止連絡会 12名
 生徒 27名 警察 2名
- (4)万引き被害防止環境講座
- 参加者／万引き防止連絡会加盟店 40名
 物販店管理会社 8名 百貨店関係 6名
- 生活安全総務課による講義
 「万引き防止対策の現状と万引き防止対策「モデル店舗」について」
- 販売形態の異なる3店舗による防犯対策の取組発表
- 自治体による行政の取組発表

- (5)実践型万引き防止講話
- 参加者／万引き防止連絡会加盟店 25名
 警察署員 5名
- 署員による講義 「万引き防止防犯講話」
- 署員による演技式万引き防止訓練
- (6)商店街の街路灯放送設備を活用した万引き防止広報
- 当庁にておいて作成した、広報案文を21箇所の商店街施設において放送したもの。
- 【広報案文例】
 「万引きは 重大な犯罪です。」
 「警視庁は商店街と万引きの全件届出を推進していきます。」
- (7)商店街における万引き防止連絡会活動
 万引き防止連絡会と商店街・警察・区役所の担当者が月に一度、商店街における合同パトロールを実施している。
 パトロール実施後、連絡会議を開催し、商店街における万引き防止対策について、それぞれの立場における取組について協力要請をしている。
- ⑦○万引き防止連絡会の活動について、個々の店への協力は得やすいが、チェーン店等へ、会議・イベントの参加要請を実施しても、多忙等の理由で協力を得られない場合が多い。
- 万引き防止連絡会会員の高齢化に伴い、若者中心の新たな連絡会の立ち上げ等の検討が必要である
- ⑧生活安全対策第二係 TEL.03-3581-4321(内線30261)

神奈川県

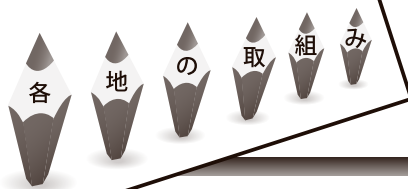
県庁

現在万引き防止対策の取り組みはございません。

- ⑧県民局 次世代育成部 青少年課 地域環境グループ
 TEL.045-210-1111(内線3850)

警察本部

- ①生活安全総務課、少年育生課
- ②なし
- ③○防犯設備士の資格を持った警察官による店舗防犯診断、万引き防止ガイドラインの作成
- 防犯設備の設置及び性能向上等の普及活動
 (防犯カメラ、万引き防止タグ等)
- 少年の非行防止を目的とした万引き防止教室等の開催、被害防止サミットの開催
- ④なし
- ⑤3団体
- 神奈川県万引防止対策協議会
 (加入業者4,280、協力団体147)
 少年の健全育成を目的とした、万引防止対策推進のための協議、会員の万引防止に関する知識等の向上、少年に関係を有する機関・団体との連絡協調
- 神奈川県大規模小売店舗防犯対策連絡会(32社)
 防犯意識の普及高揚活動の推進(店舗対象強盗、万引き等)



地域の万引犯罪防止対策についてのアンケート調査結果

○神奈川県コンビニエンスストア防犯対策協議会
(12社3,571店舗)

犯罪防止に必要な情報交換・調査研究、傘下店舗に対する防犯指導及び防犯思想の普及高揚

⑥(1)少年の健全育成を目的とした、各警察署の万引防止対策協議会による活動

(店内パトロール、万引防止ポスターの貼付等)

(2)行政及び職域団体が協力した「万引き防止ガイドライン」の作成(神奈川県安全防災局安全・安心まちづくり推進課、神奈川県万引防止対策協議会、神奈川県大規模小売店舗防犯対策連絡会、神奈川県コンビニエンスストア防犯対策協議会の協力)

(3)企業による防犯CSR活動

(ホームページに高齢者の万引防止に関する啓発記事を掲載)

⑦神奈川県万引防止対策協議会は、少年の健全育成に寄与することが目的とされているが、年々万引被疑者の年齢層が高くなっており、高齢者対策が喫緊の課題である。

⑧生活安全総務課 生活安全対策室

TEL.045-211-1212 (内線3053)

教育委員会

①子ども教育支援課 小中学校生徒指導グループ(小中の生徒指導担当部署)、学校支援課 県立学校生徒指導グループ(県立学校の生徒指導担当部署)

②なし

④把握していない

⑤把握していない

⑥高校生による非行防止教室

警察本部で作成した非行防止の紙芝居を高校生が近隣の小学校・中学校等を訪問して「考えよう やっていい事 悪い事」と題して、異校種の児童生徒とコミュニケーションを図りながら一緒に考え、学びながら指導している

⑧子ども教育支援課 TEL.045-210-8292

川崎市教育委員会

①川崎市教育委員会 学校教育部 指導課

⑦現在、教育委員会としては、万引防止協議会やボランティア活動等について十分把握しておりませんが、児童・生徒の問題行動の未然防止として、各学校において家庭・地域・関係機関との連携・協力を密にし、地域ぐるみの防止体制の確立を進めております。

⑧学校教育部 指導課 TEL.044-200-3247

横浜市

①市民局 市民協働推進部 地域防犯支援課

②ありません

③県警察と連携してキャンペーン等を実施しています。

④把握していません。

⑤0団体

把握していません。

⑥報道機関の協力があれば啓発活動も効果があがるのではないのでしょうか。

⑦把握していません。

⑧市民局 市民協働推進部 地域防犯支援課

TEL.045-671-2602

相模原市

①なし

②なし

⑥※万引き防止に限定した事例は無いため、非行防止(深夜外出・飲酒・タバコ・万引き・たむろ等)に関わる事例です。

(1)自治会や青少年健全育成協議会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会等が協力し、非行防止を目的とした夜間パトロールを実施し、声かけ等を行っている。

(2)青少年補導員協議会や高校生が小・中学生に対して紙芝居等を利用し、非行防止教室を実施している。

(3)社会を明るくする運動として、非行防止・更生保護を目的とした啓発キャンペーンを実施。加盟団体による大型商業施設での講演や、街頭・駅等で啓発物品等の配布。

⑦なし

⑧生活安全課 TEL.042-769-8229

川崎市

①地域安全推進課(防犯対策を行っている)

②なし

⑤把握していない

⑥把握していない

⑦特になし

⑧市民・こども局地域安全推進課(防犯対策)

TEL.044-200-2512

山梨

警察本部

①生活安全部 生活安全企画課

③県下12署で設立した万引き防止協議会への支援(講演講師の派遣、資料の提供等)

④無し

⑤12団体

県内警察署管内ごとに設立されており、各協議会では、管内の小売店舗が協議会に加盟し警察署ごとに年1~2回程度、研修会を開催するなどして、相互の情報共有を図っている。また、各種防犯団体の支援を受けて、啓発物品の購入、配布などを行っている協議会もある。

⑥なし

⑦各協議会共に景気が低迷している折であることから、会費を集めるなどした活動費の確保が困難であること。

⑧生活安全企画課 TEL.055-221-0110

①万引対策の担当部署はありますか？

②専門組織はありますか？(その結成時期は？)

③万引対策の具体的な業務内容

④万引対策の部署・組織のある市町村名、部門名、活動内容

⑤万引防止活動に関係するボランティア団体数と主な活動

⑥万引防止協議会や万引防止ボランティア活動の参考事例

⑦万引防止協議会や万引防止ボランティア活動の現在の課題

⑧アンケート回答者の所属と電話番号

長野

県庁

長野県では、県独自の部署・組織はありません。対策については、警察本部との連携となりますので、回答内容については、長野県警察本部少年課の回答と同様になります。

⑧企画部 次世代サポート課 TEL.026-235-7207

警察本部

①少年課

②長野県万引防止対策協議会連合会（昭和58年6月2日）

③○総会及び意見交換会等開催状況

- ・長野県万引防止対策協議会連合会常任理事会及び理事会概ね年1回

- ・地区万引防止対策協議会による総会及び意見交換会等概ね年1回

○事業内容

- ・万引防止に関する地域活動の促進及び啓発
- ・万引防止に関する調査及び研究
- ・少年の非行防止に関する活動の連絡及び調整
- ・関係機関及び団体との連携

④該当なし

⑤地区万引防止対策協議会 20団体（うち1団体は休会中）

○少年の規範意識の醸成施策の推進

- 小学生向けの万引防止啓発小冊子の作成・配布。

○万引発生時の通報強化

- ・積極的な店舗巡回パトロールの実施
- ・「その少年の将来のために通報する」、「通報が抑止の第1歩」という意識改革を図り、全件通報を促進する。

○万引防止対策協議会の拡充

- 大型店、コンビニエンスストア、ドラッグストア等万引の発生が多い店舗への働きかけと加入を促進。

○学校等との連携強化

- 小・中・高校教員、PTA等学校関係者との連絡体制の確立、関係者を協議会に招へいする等連携の強化を図り、教育の現場に万引き防止を働きかけていく。

○広報啓発活動

- 万引防止ステッカー、リーフレット等の作成配布やポスター等の掲示、各種イベント、会合における万引き防止啓発活動等を通じて、県民の万引防止意識の高揚を促す。

⑥①万引き防止紙芝居の制作・上演

- 地区万引防止対策協議会と地区少年警察ボランティア協会との協働により、小学生向けの万引き防止紙芝居を制作し、各小学校において上演。

②学校関係者と地区万引防止対策協議会員等との意見交換会

- 小・中・高校教員、万引防止対策協議会員（店舗）及び警察等の関係機関により、万引きの検挙・補導状況、万引きを犯した少年に対する学校の処遇、万引き被害防止のための防犯対策の助言、それぞれの立場における意見・要望等の聴取等の意見交換を実施。

⑦万引防止対策協議会組織の拡充

万引防止対策協議会への加入者は個人経営店舗が大半を占め、多くの万引き被害が予想されるデパート、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ディスカウントショップの退会・未加入が多い実情から、今後の組織拡充への取組が課題。

⑧生活安全部 少年課 TEL.026-233-0110（内線3073）

教育委員会

①教学指導課 心の支援室

②なし

④把握していない

⑤把握していない

⑧教学指導課 心の支援室 TEL.026-235-7436

静岡

警察本部

①生活安全企画課、少年課（未成年者の非行防止）

③○万引き防止に向けた合同対策会議、万引き防止連絡会の開催

- 県警ホームページへの万引きに関する防犯対策の掲載

⑤382団体／地域安全推進員（団体：連絡協議会）による店内巡回、パトロール活動

- 防犯ボランティアが単独、あるいは警察官と合同で万引き多発店舗の店内巡回や青色回転灯車両による駐車場等のパトロールを実施

⑥発生状況の分析及び情報の提供

- 「万引き防止に向けた合同対策会議」において、平成24年中の本県の万引き発生状況を分析した結果について小売業者の防犯責任者に提供し、店舗側の予防対策を求めた

⑧生活安全部生活安全企画課

- TEL.054-271-0110（内線711-3042）

教育委員会

①なし

②なし

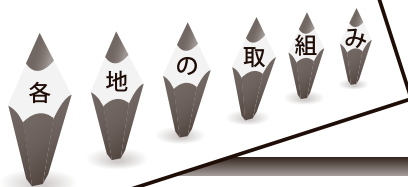
③○特に専門的な部署ではないが、学校教育課において「きまりを守るこども育成協議会」を立ち上げ、問題行動（万引き等）について対策を検討している。

- 前記協議会を受け、「きまりを守る10の提言具現化委員会」を開催し、問題行動（万引き等）防止にかかる具体策を検討している。

- 同部会で検討した内容を協議会に報告し、助言や指導を受けている。

④○万引きに特化した専門的な部署や組織を有する市町はない。

- ただし、問題行動に対する防止対策を検討する協議会を開催している自治体は多数ある。その一環として、警察や大型店舗、コンビニエンスストアの店主を協議会の委員に指定し、万引き防止等に取組む自治体もある。



地域の万引犯罪防止対策についてのアンケート調査結果

また、定期的に店舗等を見回り、柵や防犯ミラーの的確な位置を確認し、窃盗（万引き等）をさせない取組を検討している自治体もある。

⑤特になし

⑥(1)「きまり、守れるよね教室」を開催し、希望する学校に店主や警察職員を招き、万引き等を含めた規範意識の向上に関する講話を行っている。

(2)警察が取組む「非行・被害防止すくすくスクラム」により、サポートセンター職員や警察職員を入学式等に招致し、保護者や児童に対して非行や犯罪被害に至る前の未然防止対策についての講座を依頼している。

⑦特になし

⑧社会教育課 TEL.054-221-3313

静岡県

①なし

②なし

⑤48団体

各地域ごとに青少年健全育成会（青少年育成推進委員会）を組織し、青少年を取り巻く地域の環境浄化（立入調査）や非行防止（地域補導班によるコンビニ店等への啓発活動）、健全育成活動に取り組んでいる。

⑥(1)

「地域ふれあい♥あいさつ運動」方針

静岡市青少年育成会議

1 基本理念

今、多くの青少年は、自分の夢を見つけその実現を目指して努力するとともに、スポーツやボランティア活動などをはじめ様々な場面で活躍しています。

その一方で、青少年を取り巻く環境は多様化する生活様式や日進月歩する科学・情報技術の進展などにより大きく変化しており、少年犯罪の低年齢化や凶悪化、携帯電話やインターネットを利用した犯罪の増加、有害情報の氾濫など、さまざまな問題が生じています。

このような中、次代を担う青少年を心豊かにたくましく育成していくことはすべての大人の責務です。

静岡市青少年育成会議は、「地域の子どもは地域で守り育てる」を実践する活動の一環として、青少年が地域の大人に見守られているという安心感のもと、健全に成長していくよう「地域ふれあい♥あいさつ運動」を推進します。

2 活動方針

(1)あいさつを大切に、非行や犯罪のない明るく安全・安心な地域社会の実現を目指します。

(2)地域ぐるみで子どもを見守り、登下校をはじめ様々な機会に「おはよう」、「いってらっしゃい」、「お帰りなさい」など温かい声かけを推進します。

(3)「地域ふれあい♥あいさつ運動」をさらに推進するため、一人でも多くの住民に協力を求め、青少

年の健全育成、被害防止に関わる意識の高揚を図ります。

(4)地域の子どもと大人が互いにふれあい、理解しあうため、企画の段階から子どもと大人が共に活動できるような機会の提供に努めます。

(5)運動の推進にあたっては、各地域の自主的な取り組みを尊重します。

(2)「青少年の非行、被害防止強調月間」街頭キャンペーン

○中学生も参加し、啓発品の配布

○地元キャラクターの参加

⑦一部、スタッフの高齢化

⑧青少年育生課 TEL.054-221-1474

浜松市

①なし

④なし

⑤なし

⑥なし

⑧浜松市市民部市民生活課 TEL.053-457-2231

新潟

県庁

①県民生活・環境部 県民生活課

②なし

③万引き防止の啓発用チラシの作成

⑧県民生活・環境部 県民生活課 TEL.025-280-5249

警察本部

①少年課

②新潟県万引防止連絡協議会（平成3年11月頃）

③○新潟県万引防止連絡協議会・地区協議会等の開催

○地区青少年育成協議会員や中学生・高校生等を対象とした万引き防止講座

○万引き防止キャンペーンの開催

○万引き防止のぼり旗や防犯標語募集の入賞標語のぼり旗の配布

○店舗内における万引き防止巡回活動

○小学生・中学生を対象とした万引き防止等非行防止啓発ポスターの募集

○各学校での万引き防止教室の実施、等

⑤28団体

上記「質問③」記載内容について、各地区の警察署と万引防止協議会とが連携した活動を実施している。

⑥(1)地区万引防止対策協議会会長による小・中学校における万引き防止教室

県義務教育課及び市教育委員会の協力を得て、店主である地区万引防止対策協議会会長が、小・中学校において万引き被害実態等について講義し、全校生徒が真剣に聞き入る等、同地区では大変な反響効果があった。

(2)TT（チームティーチング）方式による万引き防止教室

- ①万引対策の担当部署はありますか？
 ②専門組織はありますか？(その結成時期は?)
 ③万引対策の具体的な業務内容
 ④万引対策の部署・組織のある市町村名、部門名、活動内容
 ⑤万引防止活動に関係するボランティア団体数と主な活動
 ⑥万引防止協議会や万引防止ボランティア活動の参考事例
 ⑦万引防止協議会や万引防止ボランティア活動の現在の課題
 ⑧アンケート回答者の所属と電話番号

警察職員と教師が2人1組で、クラスごとに実施し、

○万引きが犯罪であることを認識させ、悪い点を考えさせ、話し合い、発表をさせる。

○万引きをしようと誘われたらどうするか考えさせ、プリントに記入させ、発表をさせる。

○自分が万引きをしなくても、万引きした物をもらう、見張りをする、依頼したり、命令する等の行為も犯罪であることを認識させる。等、生徒自身に考えさせ、発表させる形式で意識付けを図っている。

(3)万引き等非行防止パトロール活動

学校、家庭、地域が連携して「地域とともに見守る目」運動と題して月に一度、大型量販店、コンビニエンスストア、ファーストフード店等への自主パトロール活動を実施。

同地区を管轄する警察署員と合同のパトロール活動を実施し、少年への声掛け等を行い、少年による万引き等の非行防止活動に取り組んでいる。

⑦青少年の健全育成を重点として万引防止連絡協議会を行ってきたが、少年による割合は減少し、大人・高齢者による割合が大きくなっている現状であること等から、事務局が少年課のままとなるのか、別な部署が事務局となるのか、どのようにしていけば良いのか等、検討中である。

⑧生活安全部少年課 TEL.025-285-0110

教育委員会

- ①義務教育課 指導第2係
 ②新潟県万引防止連絡協議会(平成3年11月頃) 警察本部生活安全部少年課(事務局)
 ③県万引防止連絡協議会の開催、万引防止講座、キャンペーン開催のぼり旗配布、巡回活動、ポスター募集、防止教室の実施、広報活動
 ⑤28団体(地区万引防止対策協議会)
 巡回活動、店内放送の活用、従業員による声かけの励行、商品陳列方法の改善、ステッカー看板等の掲出、防止資器材の整備、発生の際の通報
 ⑥(1)○中学校区の小中学校での商店主による講話
 ○万引防止ポスター公募とポスター展
 (2)紙芝居を用いた非行防止教室(少年サポートセンター指導員)
 (3)教員と警察署員によるチームティーチング方式による非行防止教室
 ⑦大型店と地域店との対応格差
 ⑧義務教育課指導第2係 TEL.025-280-5605

富山

県庁

- ①警察本部 生活安全部 少年課・生活安全企画
 ②富山県万引防止対策協議会(以下、県警少年課回答参照)
 ③夏の青少年の非行・被害防止全国強調月間にあわせ、「万引き防止について」掲載のリーフレットを作成
 ⑧厚生部 児童青年家庭課 TEL.076-444-3136

警察本部

- ①少年課、生活安全企画課
 ③○万引きポスターの募集(小学校4~6年、中学校対象)及び展示会
 ○万引き防止啓発用リーフレットの作成
 ⑤12団体
 少年警察ボランティアによる
 ○小学5・6年生対象の万引き防止教室
 ○中学校への万引き防止広報用ポケットティッシュの配布
 ○万引き防止ポスターの作成と店舗への配布
 ⑥万引き防止のポスターを県内の小学生(4~6年)と中学生を対象に募集し、小学生の部と中学生の部の最優秀作品となったポスターを原画にして、翌年の万引き防止啓発用リーフレットを作成する
 リーフレットは県内の小学6年生全員と中学生全員に配布する
 ⑦協力企業の減少のため資金不足となっている
 ⑧少年課 TEL.076-441-2211(内線3074)

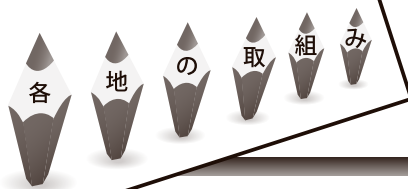
石川

県庁

- ①県警察本部 生活安全部 生活安全企画課
 ②石川県万引等防止連絡協議会
 (石川県は警察本部が万引防止対策の主管となっており、石川県警察本部生活安全企画課の回答を参考にしてください。)
 ⑧少子化対策監室 子ども政策課 TEL.076-225-1422

警察本部

- ①生活安全部 生活安全企画課 犯罪抑止対策係
 ②石川県万引等防止連絡協議会(平成15年10月頃)
 ③○石川県万引等防止連絡協議会総会の開催
 ○万引き防止広報啓発ポスター・チラシ等の作成
 ○万引き発見時の補導措置マニュアルの作成
 ○万引き防止モデル基準の作成
 ④なし
 ⑤1団体
 石川県万引等防止連絡協議会
 主な活動は③に同じ
 ⑥(警察署の取り組みですが)
 (1)H22金沢西警察「万引きチェッカーズ」
 金沢西警察署では、子ども達が赤・青・緑色の揃いのチェック柄ベストを着用し、万引き防止を訴える「万引きチェッカーズ」を結成した。
 チェッカーズは管内の小学生が随時入れ替わりメンバーとなり、様々な場所で万引き防止キャンペーン等を実施し万引き防止を訴える。
 (2)万引き防止啓発ポスターの作成
 オリンピック金メダリスト松本薫選手の協力で万引き防止啓発ポスターを作成
 ⑦協力企業の減少(会員の減少)
 ⑧生活安全企画課 TEL.076-225-0110



地域の万引犯罪防止対策についてのアンケート調査結果

福井

県庁

- ①県警察本部 生活安全部 生活安全企画課
⑧県民安全課 TEL.0776-20-0745

警察本部

- ①生活安全企画課 犯罪抑止対策室
②なし
④特になし
⑤0団体
⑥（公社）福井県防犯協会が貴機構より講師を招聘し、福井県内の小売店舗の関係者を対象に「万引き防止セミナー」を開催しました。（H24.2.10、H25.2.15開催）
⑧生活安全企画課 TEL.0776-22-2880

愛知

警察本部

- ①下記要綱（案）のとおり
県民生活部 社会活動推進課 他7部署
②愛知県万引防止対策協議会（平成19年2月14日）
③下記要綱（案）のとおり

愛知県万引防止対策協議会設置要綱（案）

（目的）

第1条 少年をはじめ多発する万引きを防止するため、健全育成、犯罪抑止対策等に関わる愛知県、名古屋市、学校、小売業者、警察等が一体となり愛知県万引防止対策協議会（以下「対策協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 対策協議会は、次に掲げる事項を協議して、万引防止対策に関する活動を推進するものとする。

- (1)万引きを一掃するための教育及びキャンペーンの推進
- (2)万引きしにくい店舗づくり
- (3)万引き発見時における届出と適切な措置
- (4)盗品の処分先対策
- (5)関係機関の連携
- (6)その他本会の目的を達するために必要な事項

（組織）

第3条 対策協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 対策協議会に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、会員の互選により定める。（会長及び副会長の職務）

第4条 会長は、対策協議会の会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 対策協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。（事務局）

第6条 対策協議会に関する事務局は、少年課に置く。（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で協議し定める。

附則

この要綱は、平成19年2月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年7月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年1月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年2月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年2月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年8月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月28日から施行する。

別表

愛知県県民生活部	社会活動推進課長 地域安全課長
愛知県教育委員会 学習教育部	生涯学習課長 義務教育課長 高等学校教育課長
愛知県警察本部 生活安全部	生活安全総務課長 少年課長 捜査第三課調査官
刑事部	
名古屋市子ども青少年局	
青少年家庭部	青少年家庭課長
名古屋市教育委員会 学校教育部	指導室指導主事
愛知県商工会連合会	事務局長
愛知県私学協会	事務局長
愛知県私立中学高等学校 保護者会連合会	会長
愛知県小中学校PTA連絡協議会	会長
名古屋市立小中学校PTA協議会	副会長
愛知県公立高等学校PTA連合会	事務局長
名古屋市立高等学校PTA協議会	会長
愛知県少年補導委員会連合会	会長
公益社団法人愛知県防犯協会連合会	専務理事
愛知県書店商業組合	理事長
日本チェーンストア協会中部支部	事務局長
愛知県コンビニエンスストア 防犯対策協議会	事務局長
中部百貨店協会	事務局長
愛知県商店街振興組合連合会	専務理事

①万引対策の担当部署はありますか？

②専門組織はありますか？(その結成時期は？)

③万引対策の具体的な業務内容

④万引対策の部署・組織のある市町村名、部門名、活動内容

⑤万引防止活動に関係するボランティア団体数と主な活動

⑥万引防止協議会や万引防止ボランティア活動の参考事例

⑦万引防止協議会や万引防止ボランティア活動の現在の課題

⑧アンケート回答者の所属と電話番号

株式会社ジップ・ドラッグ	業務部長
一般社団法人愛知県警備業協会	専務理事
愛知県セルフガード協会	理事代理
株式会社 スギヤマ薬品	取締役参与
株式会社 カーマ	参与
株式会社 ゲオ	エリアマネージャー
日本スーパーマーケット協会	会長
自動車用品小売業協会	事務局長
一般社団法人新日本スーパーマーケット協会	
東海地区スーパーマーケット協会連合会	会長
スギホールディングス株式会社	総務部長

④万引き対策のみを専門に実施している部署・組織を持っている市町村について、現在はない。

但し、様々な活動や対策を実施する中において、万引き防止を呼びかけるなどの万引き防止対策を実施している市町村はある。

⑤万引き防止活動のみを専門に活動するボランティア団体については、存在しない。

但し、様々な活動や対策を実施する中において、万引き防止を呼びかけるなどの万引き防止対策を実施している団体はある。

⑥(1)万引き防止マニュアルの作成・配布

民間企業と連携し、業界向けの万引き防止マニュアルを作成・配布した。

(2)万引き防止ステッカーの作成・配布

デザイン専門学校生が作成した万引き防止ステッカーデザインをもとに万引き防止ステッカーを作成・配布した。

(3)ドン・キホーテへの少年補導委員の立ち寄り

管内の大型商業施設であるドン・キホーテに少年警察ボランティアである少年補導委員が立ち寄り、万引き防止の呼びかけを行った。

(4)店舗責任者等による万引防止教室の実施

企業の店舗責任者等が学校に赴き、児童や生徒等を対象に万引防止教室を行った。

(5)広報啓発活動の実施

一日警察官や「あいち戦国姫隊」による万引き防止キャンペーンを行った。

(6)外部講師による万引き防止対策のための講話

大学の准教授を講師に迎えて、万引き防止対策のための講演を行った。

⑦会費や資金の協賛企業もまったくないため、運営資金が課題である。

⑧少年課少年育成係 TEL.052-951-1611

名古屋市

①名古屋市 市民経済局 地域振興部 地域安全推進課

②なし

③大規模小売店舗地域貢献ガイドラインによる自主的な地域貢献の促進

⑧名古屋市 市民経済局 地域振興部 地域安全推進課
TEL.052-972-3128

岐阜

県庁

①環境生活部、商工労働部、教育委員会、警察本部

②なし

⑧TEL.058-272-8238

警察本部

①生活安全部 生活安全総務課 犯罪抑止対策係

③○情勢に応じて万引き防止対策連絡会議の開催
(数年に1回の開催)

○万引き防止マニュアル(店舗用)の作成と防犯診断
(随時)

○万引き防止に向けた広報啓発活動
(随時)

⑤県内で活動するボランティア団体に万引き防止啓発活動に協力していただいておりますが、万引き防止活動に特化して活動する団体は把握していません。

⑥県内で活動する大学生ボランティア「めぐる」の協力を得て、万引き防止を啓発するドラマ形式の広報番組を作成し、岐阜放送(テレビ)で放映(平成22年12月)同番組をDVDにし、各警察署や関係機関等において、万引き防止講話等に活用している(継続中)

⑧生活安全部 生活安全総務課 犯罪抑止対策係
TEL.058-271-2424(内線3044)

三重

県庁

①県警察本部 生活安全部 生活安全企画課及び少年課

②なし

③未把握

④未把握

⑤未把握

⑥未把握

⑦未把握

⑧環境生活部 交通安全・消費生活課 TEL.059-224-2664

警察本部

①生活安全企画課

②なし

③○万引き防止ネットワークの構築

(平成22年12月7日構築)ー23事業所

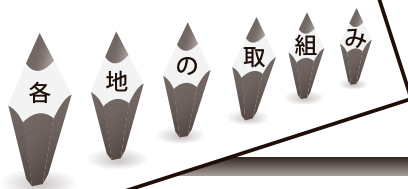
○年に一度、万引き防止対策会議の開催

(平成24年7月26日開催)

⑤0団体

⑥(1)青少年サポートセンター、各地区育成会等との合同パトロールを実施し、大型スーパー、コンビニ等への立ち寄りを行い、万引きの発生防止に努めている。

(2)警察本部少年課において、低年齢の少年を対象とした非行防止教室の開催。低年齢少年の規範意識の醸成を図り、非行少年を生まない社会づくりを推進している。



地域の万引犯罪防止対策についてのアンケート調査結果

(3)夏祭り会場のブースにて万引き等防犯啓発広報活動を実施

⑧生活安全企画課 TEL.059-222-0110 (内線3027)

滋賀

警察本部

①万引き抑止対策の面から言えば生活安全企画課

②なし

⑤3団体

滋賀県大型小売店舗防犯・暴力等排除対策協議会

年2回の定例会議を開催し、参画事業者による取組報告の情報共有を図っている他、春季、夏季、冬季に万引き防止キャンペーンを実施している。

⑥(1)滋賀県では、各警察署単位に高校生、中学生の防犯ボランティア団体を組織しているところ、当該ヤングボランティアが作成した万引き防止啓発ポスターを製本印刷し、これを県内の量販店に掲示して万引き防止の啓発を図っている。

(2)県内警察署では、管内出身のボクシング世界王者に協力を願い、同人をモデルにした万引き防止ポスターを作成し、これを管内の量販店に掲示して万引き防止の啓発を図っている。

⑦当県では、刑法犯認知件数が増加傾向にある中、量販店協議会の活発な活動により万引きの認知件数は減少している。

⑧生活安全企画課 TEL.077-522-1231

和歌山

県庁

①県民生活課

②特になし

③○万引き防止実践セミナーの開催等(平成23年度)

○警察本部との連携

④特にありません

⑤特にありません

⑥特にありません

⑦特にありません

⑧県民生活課 TEL.073-441-2350

警察本部

①生活安全企画課

②和歌山県万引き防止対策協議会(平成22年7月頃)

③和歌山県万引き防止対策協議会の開催
万引き防止ガイドラインの策定

④把握なし

⑤11団体

万引き多発店舗等における啓発活動

⑥(1)当県出身の日本を代表する体操選手を万引き防止啓発大使として招致し、和歌山市内の高校バトン部、中学校プラスバンド部、防犯ボランティア団体等と共に、和歌山市内の商店街等において、万引き防止啓発パレ

ードを行うなどの啓発活動を実施した。

(2)各地域の万引き多発店舗を中心に、防犯ボランティア団体と連携し、万引き防止啓発ティッシュを配布するなどの啓発活動を継続して実施している。

(3)防犯ボランティア団体の協力を得て、警察官が万引き犯人を捕まえている等身大の写真を使用した自立看板(通称：スタンドポリス)を作成し、万引き多発店舗に設置した。

⑦啓発活動を行っている防犯ボランティア団体会員の高齢化

⑧生活安全企画課 TEL.073-423-0110

教育委員会

①和歌山県教育庁 学校教育局 学校指導課

③県生徒指導研究協議会の開催、青少年センター・警察等関係機関との連携会議への出席、啓発ポスターの配布

⑧学校指導課 TEL.073-441-3661

奈良

警察本部

①生活安全企画課

②奈良県ゲートウェイ犯罪対策協議会(平成23年3月頃)

③協議会の開催、万引き防止ポスターの作成

④なし

⑤なし

⑥(1)奈良県ではゲートウェイ犯罪対策の1つの柱として、万引き対策をとっており、H23年以降、毎年協議会を開催している。協議会の活動の一環として万引き対策のポスターと腕章を作成、加盟各企業に配布している。

(2)県警として、企業における「あいさつ・声かけ」運動を推奨しており、万引き未然防止を目的とした店員による積極的な声かけを呼びかけている。

(3)県警で万引き防止マニュアル(防犯環境の向上と声かけの実践が主たる内容)を策定し各署を通じて、小売店等へ配布している。

⑧生活安全企画課 TEL.0742-33-0110 (内線3036)

教育委員会

①奈良県教育委員会 事務局 生徒指導支援室

②なし

⑤把握していない。

⑧奈良県教育委員会 事務局 生徒指導支援室
TEL.0742-22-1101 (代表)

京都

府庁

①安心・安全まちづくり推進課(防犯全般を所管)

②なし

⑤なし

※万引きに特化したボランティア団体は把握していない。

⑧府民生活部安心・安全まちづくり推進課
TEL.075-414-5076

- ①万引対策の担当部署はありますか？
 ②専門組織はありますか？(その結成時期は?)
 ③万引対策の具体的な業務内容
 ④万引対策の部署・組織のある市町村名、部門名、活動内容
 ⑤万引防止活動に関係するボランティア団体数と主な活動
 ⑥万引防止協議会や万引防止ボランティア活動の参考事例
 ⑦万引防止協議会や万引防止ボランティア活動の現在の課題
 ⑧アンケート回答者の所属と電話番号

警察本部

- ①生活安全企画課
 ②京都府万引き防止対策推進協議会（平成24年6月頃）
 ③万引き防止協議会の開催及び万引き撲滅キャンペーンの実施
 ⑤2団体
 少年補導委員、防犯推進委員と共に万引き多発店舗に対する店内巡回、万引き防止チラシ等の街頭広報啓発を実施
 ⑥(1)万引き撲滅リレー・キャンペーンの実施
 (2)舞子をモデルにした万引き防止ポスターの製作
 (3)学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」による万引き防止寸劇の実施
 ⑧生活安全企画課 TEL.075-451-9111（内線3039）

京都市教育委員会

- ①生徒指導課(※ただし、児童生徒の万引き防止に関して)
 ②なし
 ③児童生徒を対象とした非行防止教室の実施
 ⑤把握していない
 ⑧生徒指導課 TEL.075-213-5622

京都市

- ①無
 ②無
 ④無
 ⑤無
 ⑥無
 ⑦無
 ⑧文化市民局 市民生活部 暮らし安全推進課
 TEL.075-222-3190

大阪

府庁

- ①青少年・地域安全室
 ②該当なし
 ③○小学校高学年に対する非行防止教室の実施
 本府では警察本部と連携し、非行防止対策の一環として少年の規範意識の醸成に向け、万引きを主とした「非行防止・犯罪被害防止教室」を府内全域で小学校5年生を対象に実施している。
 ④特に把握していない。
 ⑤特に把握していない。
 ⑧青少年・地域安全室 TEL.06-6944-6512

警察本部

- ①府民安全対策課
 ③万引き防止に関する広報啓発、万引き防止マニュアルの作成
 ⑥(1)官民合同による万引き防止キャンペーンの実施
 府下最大の電気店街である大阪市浪速区の日本橋商店街（でんでんタウン）において、地元警察署、事業者、商業団体、ボランティア団体及び区役所が一体と

なった「万引き防止キャンペーン」を実施し、万引き防止に向けた気運の醸成を図った。また、商店街各店舗への広報ポスターの掲示と来店客へのチラシ配布を行い、万引きの防止を呼び掛けた。



(2)万引き防止授業の実施

豊中市内の中学校では、総合学習授業の一環として当府警察情報提供サイト「安まちアーカイブ」を活用した万引き防止授業が行われた。授業では、教師が説明する事例をもとに「万引きをしなくなったら」「万引きに誘われたら」「友達が万引きをしていることを知ったら」等についてグループ検討を行い、「万引きは犯罪」といった規範意識の高揚が図られた。

(3)万引き防止標語の募集

門真市内の小中学生10,630人を対象に、万引き犯罪撲滅標語の募集を通じて規範意識の醸成を図った。また、優秀作品を市民大会で表彰した。

◇優秀作品

【小学生の部】盗っちゃダメ 悪の心に 負けないで

【中学生の部】気にしよう 回りの目より 心の芽

- ⑧府民安全対策課 TEL.06-6943-1234

大阪市

- ①地域活動課（地域防犯対策全般）
 ②該当なし
 ④特に把握していない。
 ⑤特に把握していない。
 ⑧市民局 TEL.06-6208-7317

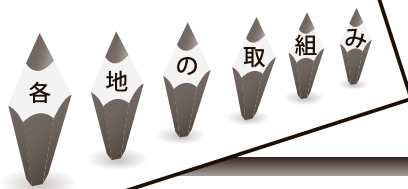
兵庫

県庁

- ①万引に関する部署は無し（一般の地域防犯活動については地域安全課）
 ⑤万引防止活動を実施しているボランティア団体数については不明。
 ※地域の防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り活動などを行っている「まちづくり防犯グループ」は県内に2,362団体有り。
 ⑧企画県民部 県民文化局 地域安全課
 TEL.078-341-7711（内線2814）

警察本部

- ①生活安全企画課、少年育成課
 ②なし
 ③○警察と関係事業所の防犯担当者等による「万引き防止ネットワーク会議」の開催
 ○「兵庫県青少年を守る店連絡協議会」（万引き防止協力団体）との連携
 ○万引き防止マニュアルの作成・配布
 ○ポスター、防犯ニュースの作成・配布



地域の万引犯罪防止対策についてのアンケート調査結果

- 非行防止教室や研修会等における防犯講話
- 現場防犯指導による万引きをさせない環境づくり

- ④1 西宮市：青少年補導課
関係機関等による会議の開催
- 2 西脇市：西脇市青少年センター(西脇市青少年補導委員会)
万引き防止キャンペーンの実施
- 3 多可町：多可町青少年育成センター（多可町青少年補導委員会）
万引き防止キャンペーンの実施
- 4 姫路市：姫路市立総合教育センター育成支援課
(1)警察、事業者、学校との会議の開催
(2)「量販店等補導員」の腕章着用による量販店等の巡回
- 5 神崎郡（神河町、福崎町、市川町）：神崎郡青少年補導センター
(1)補導委員による量販店の巡回
(2)小・中学校に対する万引き防止ポスターの募集、優秀作品に対する表彰、同ポスターの掲示
- 6 南あわじ市：市民生活部生活環境課
青少年補導委員による量販店等の巡回
- ⑤9団体
- 1 量販店やドラッグストア等の巡回
尼崎市少年補導委員、尼崎東警察署地域ふれあいの会、姫路市量販店等補導員、神崎郡青少年補導委員、南あわじ市青少年補導委員、姫路市勝原地区連合自治会防犯グループ、南あわじ市保護司会
- 2 万引き防止キャンペーン
西脇市青少年補導委員、多可町青少年補導委員
- ⑥1 警察及び百貨店の防犯担当者による「神戸防犯連絡部会」の結成（平成16年9月1日）と、連絡部会における情報交換
- 2 万引き等の防止対策推進を目的とした「尼崎東警察署管内量販店防犯会」を設立（平成24年4月17日）し、3箇月ごとに会議を開催するとともに、少年補導委員及び地域ふれあいの会会員が、同防犯会に参加している量販店を巡回する。
- ⑦1 保険請求のために被害申告は行うが、防止対策には積極的でない業者（店舗）の協議会への参加促進
- 2 小学生や中学生による犯行の場合、110番通報しても親が被害弁済すれば被害申告しない業者の存在
- 3 コンビニを対象とした防犯対策会議等を企画するも人員不足を理由に参加しない店舗が多く、また、個別指導に赴いても、来客対応等で時間がなく、効率的な防犯指導ができない。
- 4 ボランティアの高齢化、後継者（若手）の不足
- ⑧生活安全企画課 犯罪抑止対策室
TEL.078-341-7441（内線3042）

神戸市

- ①なし
②なし
④なし
⑧神戸市危機管理室 TEL.078-322-6238

岡山

県庁

- ①なし
②なし
⑤1団体
(1)岡山県万引き防止ネットワーク（警察本部が所管）
(2)万引き全件通報の実施、万引き多発店舗に対する防犯アンケート調査の実施
⑧県民生活部 くらし安全安心課 TEL.086-226-7259

警察本部

- ①生活安全企画課
②岡山県万引き防止ネットワーク（平成22年10月頃）
③「万引き全件通報宣言」を実施
④なし
⑤50団体
(1.コンビニエンスストア 2.スーパーマーケット 3.ドラッグストア 4.ホームセンター 5.百貨店)
外国人窃盗団等の万引きを認知した際には、メールによる情報発信を行っているが、近頃は発生がないため発信は行っていない。
⑥万引き全件通報宣言と、万引き多発店舗に対する防犯アンケート調査の実施
⑦なし
⑧生活安全企画課 TEL.086-234-0110

岡山市教育委員会

- ①岡山市教育委員会 事務局 指導課
②なし
③生徒指導の中で規範意識の醸成等と共に実施している。
万引き対策に特化した業務はなく、警察の実施する万引き防止教室等を促すなどしている。
④岡山市において、万引き対策に特化した部署については把握していない。
⑤0団体
⑧指導課 教育支援室 TEL.086-803-1592（直通）

広島

県庁

- ①無
②無
④無
⑤把握していない
⑥無
⑦無
⑧県民活動課 TEL.082-513-2740

警察本部

- ①生活安全部 安全安心推進課
⑥(1)地元のプロスポーツ選手を起用した万引き防止ポスターの作成（広島東洋カープ前田健太、サンフレッチェ

- ①万引対策の担当部署はありますか？
 ②専門組織はありますか？(その結成時期は?)
 ③万引対策の具体的な業務内容
 ④万引対策の部署・組織のある市町村名、部門名、活動内容
 ⑤万引防止活動に関係するボランティア団体数と主な活動
 ⑥万引防止協議会や万引防止ボランティア活動の参考事例
 ⑦万引防止協議会や万引防止ボランティア活動の現在の課題
 ⑧アンケート回答者の所属と電話番号

広島佐藤寿人)

- (2)学生ボランティアによる小学校での万引き防止の紙芝居の上演
 (3)警察署長委嘱によるボランティアが買い物時に万引き防止を訴えるグッズを身につけるもの

- ⑦万引き対策のマンネリ化
 ⑧安全安心推進課 TEL.082-228-0110 (内線705-307)

広島市

- ①なし
 ②なし
 ③なし(本市は、安全なまちづくりの推進事業の中で、犯罪防止活動を行っておりますが、万引き防止に特化した事業は行っておりません。)
 ④なし
 ⑤0団体
 なし
 ⑥市政出前講座での犯罪防止教室(小中学校、老人会等)
 ⑦なし
 ⑧市民局 市民安全推進課 TEL.082-504-2714

鳥取

警察本部

- ①生活安全企画課
 ②なし
 ④2団体
 ○万引き防止作戦協力隊
 鳥取警察署管内7高校の生徒による万引き防止啓発活動
 ○非行防止高校生ボランティア
 倉吉警察署管内高校生による自転車盗・万引き防止啓発活動、清掃活動等
 ⑧生活安全企画課 TEL.0857-23-0110 (内線3046)

教育委員会

- ①特に設置していません
 ②ありません
 ④把握していません
 ⑤把握していません
 ⑧教育委員会 小中学校課 TEL.0857-26-7935

島根

警察本部

- ①(1)生活安全企画課安全まちづくり推進室
 (2)少年女性対策課
 ⑤1団体(青少年健全育成協力店協議会)
 大型スーパーや商店などの商業施設で構成し、万引き防止に向けた諸対策について協議し、実行している。
 本協議会は、各警察署ごとに設置されているが、年に1回、県単位の全体会議を開催している。
 ⑥(1)ドラッグストア安全安心ネットワークの構築
 ドラッグストアにおいて、大量・組織的万引きが発生

した場合、警察本部よりメールで県内のドラッグストアに注意喚起等を行うネットワークを構築した。

(2)BOOK STORE安全安心ネットワークの構築

書店において、大量・組織的万引きが発生した場合、警察本部よりメールで県内の書店に注意喚起等を行うネットワークを構築

- ⑦万引き防止の取組については、商店等の協力が不可欠であるが、協議会への参加や諸対策の実施に関して、一部、理解と協力が得られない場合がある。
 ⑧生活安全企画課 TEL.0852-26-0110

教育委員会

- ①島根県教育庁 義務教育課 子ども安全支援室
 ②なし
 ③○生徒指導主事研修等での問題行動対策の周知
 ○高校生徒指導協議会との連携
 ⑧島根県教育庁 義務教育課 子ども安全支援室
 TEL.0852-22-6856

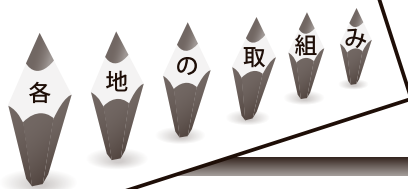
山口

県庁

- ①環境生活部 地域安心・安全推進室(犯罪抑止、交通安全担当部署)
 ②無
 ④○宇部市「青少年問題協議会」
 ○「青少年の万引きゼロ宣言」、「万引き防止取組強調月間の指定」、「万引き防止宣言の店ステッカーの作成・貼付」など
 ⑤万引き防止活動を重点的におこなうボランティアの把握はないが、犯罪抑止を目的とした防犯ボランティア団体が量販店への巡回を推進している。
 ⑧地域安心・安全推進室 TEL.083-933-2619

警察本部

- ①生活安全企画課、少年課
 ※本回答は、各警察署や自治体等に調査をかけたものではなく、山口県警察本部生活安全企画課で把握している事項により作成しております。
 ③○山口県ゲートウェイ犯罪対策会議(平成22年10月開催)
 刑法犯認知件数は減少傾向にあったが、「万引き」や「自転車盗」等といった犯罪(ゲートウェイ犯罪)は高原状態で推移していたため、関係機関・団体、業界の代表者が集まり、同犯罪の現状について相互理解を図り、防犯対策について協議したもの。【30の関係機関等が出席】
 ○山口県万引き防止官民合同会議の開催(平成23年2月開催)
 平成22年中の「万引き」が前年比で140件増加するなど、万引きが増加傾向にあったため、関係機関、業界の責任者等が集まり、官民一体となった取組の推進等について協議したもの。【44の関係機関等が出席】
 ○山口県デパート・スーパー等防犯協議会定例会の開催(毎年開催)



地域の万引犯罪防止対策についてのアンケート調査結果

県民の万引防止意識の高揚を図るとともに、関係機関・団体等の連携調整を図り、万引防止活動を強化促進するもの。【16地区の協議会長が出席】

- 「万引き防止モデル店」制度（上記協議会との連携事業）各地区において、1～2店舗を指定

※優良店舗を表彰

- 山口県コンビニエンスストア等防犯連絡協議会の開催（毎年開催）

会員相互の連絡体制を確立し、山口県警察との緊密な連携のもとに、深夜営業コンビニエンスストア等における、「万引き」や「強盗」等の犯罪の防止に必要な防犯対策を協議、推進するもの。【8業者が出席：午後10時から午前7時までの間に営業するコンビニエンスストア等】

④ 万引き対策の部署・組織

山口県宇部市の附属機関「宇部市青少年問題協議会」（会長は市長）

- 活動内容（青少年の万引きゼロ宣言）

平成24年7月1日、宇部市青少年ふれあい推進大会で「青少年の万引きゼロ宣言」を行った。同宣言を受け、宇部市では

- ・目標数値の設定(2年後に万引きの検挙、補導人員を半減)
- ・7月及び8月を「万引き防止取組強調月間」と指定し、警察や学校、地域と連携した街頭補導活動の強化
- ・「万引き防止宣言の店ステッカー」等の作成配布
- ・万引き防止キャラバン隊の発隊式等を実施することとしている。

※その他の市町についても、それぞれの警察署単位に地区防犯対策協議会（会長：市長等）が警察と連携を図りながら、地域の実情に応じた万引き防止対策を推進している。

- ⑤ ※団体数については、県内のボランティアが平成25年5月末で440団体有り、詳細の把握が困難であることから回答は差し控えさせていただきます。

○防犯ボランティア団体がスーパーマーケット等への定期的な立ち寄りや巡回等を行っており、万引き防止を図っている。

○防犯ボランティア団体の女性隊員が買い物をする際には、常に帽子と腕章などを装着し、万引き防止を図っている。

- ⑥ (1)上記質問④記載の「青少年の万引きゼロ宣言」により、自治体と警察、関係機関等との連携がより一層強化され、効果的な万引き防止対策の推進が可能となった。

(2)少年リーダーズによる「C・C作戦」

少年リーダーズが、スーパーマーケット等の店内を巡回し、商品の陳列方法や防犯設備等を点検後、意見交換を行い、改善すべき点は店側の協力を得て改善し、同ボランティアと店側が協力の上、万引きをさせない環境づくりに貢献するというもの。

※少年リーダーズ：非行防止活動等を推進する中・高・大学生の有志

※C・C作戦：チェック(点検)&チェック(抑止)の略称

- ⑧生活安全企画課 TEL.083-933-0110

参考：各警察署が関係機関等と連携して作成した万引き防止広報物品の一例

【万引き防止懸垂幕】 【万引き防止のぼり旗】



【万引き防止ステッカー（店内貼付用）】



教育委員会

- ①学校安全・体育課

- ②なし

- ⑧教育庁 学校安全・体育課 TEL.083-933-4680

香川

県庁

- ①危機管理総局 暮らし安全安心課

- ③安全・安心まちづくり担当課として、防犯性の向上に配慮した環境の整備を推進し、県警察が主催する香川県万引き防止協議会にも参加しているが、万引きに特化した施策は実施していない。

- ⑤2団体

(1)香川県少年警察補導員連絡協議会

街頭補導活動、万引き防止キャンペーン

(2)かがわマナーアップリーダーズ(中学生ボランティア)

万引き防止キャンペーン、ポスター・チラシ等の作成

- ⑥県警察が社会のマナーアップに関する啓発活動を行う中学生を「マナーアップリーダーズ」として登録し、登録された中学生が自発的に企画し、万引き防止キャンペーンやチラシ・ポスターの作成等を行っている。

- ⑧暮らし安全安心課 TEL.087-832-3232

警察本部

- ①生活安全企画課

- ②なし

- ③○香川大学との協働による調査・分析

○香川県万引き防止対策協議会の開催

○香川県万引き防止啓発指導者研修会の開催

○店舗用マニュアルの作成

○万引き防止プログラムの作成 等

- ④未把握

①万引対策の担当部署はありますか？

②専門組織はありますか？(その結成時期は？)

③万引対策の具体的な業務内容

④万引対策の部署・組織のある市町村名、部門名、活動内容

⑤万引防止活動に関係するボランティア団体数と主な活動

⑥万引防止協議会や万引防止ボランティア活動の参考事例

⑦万引防止協議会や万引防止ボランティア活動の現在の課題

⑧アンケート回答者の所属と電話番号

⑤1団体

地域の自主防犯ボランティア団体が、店舗側の協力を得て、買い物にあわせて防犯ベストを着用し、店内巡回及び声かけを実施

※その他万引き防止キャンペーンに参加 協力していただける団体は多数あるが、特色のある取組みは上記団体

⑥(1)店舗用マニュアルの作成

万引きされにくい店づくりをテーマとして、万引きの手口、客の動きやレイアウトで注意すべき点をまとめたもの。店員の教育用として活用されている。

(2)テキストを活用した万引き防止プログラム

調査・分析に基づき地域全体で万引き防止対策について考えるため世代ごとの万引き防止プログラムを作成。

⑦大型量販店での万引き対策

⑧生活安全企画課 TEL.087-833-0110

教育委員会

①なし

②なし

④なし

⑤不明

⑥(1)中学生による万引き防止DVDの企画、出演

(中学生が自主的にマナー規範意識を高めていこうというマナーアップリーダーズ活動の一環)

(2)警察と連携した、小学生対象の非行防止教室

⑧義務教育課 TEL.087-832-3730

愛媛

県庁

①県警察本部 生活安全企画課

⑧男女参画・県民協働課 TEL.089-912-2415

警察本部

①生活安全企画課

②犯罪抑止対策係(平成23年4月頃)

③○県内における万引き発生状況の分析と、署への情報提供

○非行防止協議会・高齢者団体の会合等における万引き防止の講話

○大型スーパー等における「万引き防止キャンペーン」の実施

○万引き防止等に関する条項を含めた企業との協定締結

○異業種間における意見交換会の実施

○万引き防止ガイドラインの作成及び配布

④把握していない

⑤3団体

○少年の非行防止を目的とした街頭店舗における巡回活動

○万引き防止ポスター作成等の啓発活動

○学生ボランティアによる地域小売店における巡回(計画)

⑥(1)万引き防止モデル店を選定し、防犯腕章、啓発ポスター等防犯グッズの活用、店員による声かけの励行等による万引きをさせない環境作りによる検証(結果は

ホームページに掲載)

(2)大学との協働研究による万引き意識調査(結果はホームページに掲載)(少年・高齢者別、被疑者・一般人別のアンケートの実施(分析中))

(3)学生ボランティア、地区公民館単位による小売店の防犯パトロール(計画中)

⑦○高齢者による万引きの増加が顕著であり、学校等に対して一括で行える少年対策と異なり、行政との関わりが重要となってきた。

○地区のボランティア、民生委員、社会福祉協議会内の地域生活定着支援センター等関係機関との連携が不十分である。

⑧犯罪抑止対策 TEL.089-934-0110(内線3037)

徳島

県庁

①県民環境部県民環境政策課(青少年育成担当)

②無し

③万引防止専門組織はないが、青少年の非行防止に向けた取り組みの1つとして日本フランチャイズチェーン協会との間で、コンビニ店舗での青少年の万引き防止対策について協議を実施。

④青少年の非行防止を主たる目的として、市町村や一部事務組合により、県内に14の青少年補導センターが設置されている。万引き防止対策を専門としているわけではなく、対象も青少年に限られるが、青少年の非行防止・健全育成の一環として防犯活動も行っている。

⑤当課では把握していないが、万引き防止対策は主に県警察で行っている。

⑧県民環境部 県民環境政策課 TEL.088-621-2176

警察本部

①生活安全企画課

②なし

③○年1回万引き防止官民合同会議を開催

○万引き防止マニュアルの作成

④なし

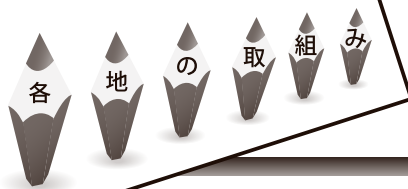
⑤なし

⑥(1)万引き防止官民合同会議において、各事業所が店舗で行っている万引き防止施策の取組を説明。(防犯カメラの設置等)

(2)各事業所にアンケート調査を実施し、調査結果を会議時にフィードバックしている。(店舗において効果がある対策や、万引き認知時に警察に通報する・しない等の判断基準等)

⑦長引く不景気により、企業等が倒産、撤退する等し、協力企業が減少している。

⑧生活安全企画課 TEL.088-622-3101(内線3032)



地域の万引犯罪防止対策についてのアンケート調査結果

高知

県庁

- ①なし
- ②なし
- ③県として把握しているものはございません。
- ⑧文化生活部 県民生活・男女共同参画課
TEL.088-823-9319

警察本部

- ①生活安全企画課 少年課
- ②なし
- ③業務としては無し。取組（被害防止）の一罪種として指定している。
- ④特に把握なし
- ⑤ボランティアの団体としては301団体を把握しているが、万引防止に関係するボランティア団体としての把握なし
- ⑥特に無し
- ⑦ボランティア全体の問題として、構成員の高齢化、新しいメンバーの参加が低調である。
- ⑧生活安全企画課 TEL.088-826-0110（3043）

教育委員会

- ①人権教育課
- ④把握していない
- ⑤万引防止活動に関係するボランティア団体については把握していない。なお、高知市少年補導センターが、高知市内の事業者と各学校の生徒指導担当教員が一堂に会し、万引防止連絡協議会を年間1回開催している。
- ⑧人権教育課 TEL.088-821-4765

福岡

県庁

- ①なし（※ただし、犯罪全般の防犯対策としては、生活安全課で取り扱っている）
- ②なし
- ④把握していない
- ⑤把握していない
- ⑧新社会推進部 生活安全課 TEL.092-643-3124

警察本部

- ①生活安全部 生活安全総務課
- ②福岡県万引防止連絡協議会（以下「万防連」という）（昭和62年11月頃）
- ③万防連と協働した取組（総会、キャンペーン、研修会、ポスター・腕章製作）
- ④把握なし
- ⑤5団体
地域防犯ボランティアが、「万引き防止」の腕章をつけ、スーパー、ドラッグストア、ビデオ店及びコンビニエンスストアの店舗内でパトロールと併せて買い物を行い、店側は、キャッシュバック・ポイント加算等の支援

を行う活動。（糸島警察署）

- ⑥(1)万防連は、万引きと疑わしき行為へのけん制を目的に、店舗内で声掛けする代表的事例を日本語、英語、中国語、韓国語で表示したポスターを製作し会員の店舗で掲示している。
- (2)万防連は、会員及び県内商業施設の防犯責任者を対象に部外講師（大学准教授、税理士、中小企業診断士等）を招へいして万引き防止研修会を開催している。
- (3)万防連は、今後の防止対策を講じる材料とするため、会員から万引き被害の状況と傾向、防止対策及び犯人発見後の処理についてアンケートを求め、大学と協働した研究を行い、研究結果を本年11月の万引き防止研修会時に発表する予定となっている。
- ⑦店員による声掛け等、犯人検挙だけでなく未然防止に重点を置いた取組を浸透させていく必要がある。
- ⑧生活安全総務課 TEL.092-641-4141（3023）

教育委員会

- ①教育庁 教育振興部 義務教育課（※本課は、「福岡県万引防止連絡協議会」における役員として協力している。）
本件については、「福岡県万引防止連絡協議会」を主管している「福岡県警察本部生活安全総務課地域安全対策係」からの回答をもって対応させていただきます。了承

福岡市教育委員会

- ②なし
- ③規範教育として、小学校3～6年を対象に、初発型非行防止として、万引き防止に関する教育を行っている。
- ④存じ上げません。
- ⑤把握しておりません。
- ⑧学校指導課 TEL.092-711-4639

北九州市

- ①なし
- ②なし
- ④特になし
- ⑤0団体
- ⑥なし
- ⑦なし
- ⑧北九州市 市民文化スポーツ局 安全・安心推進課
TEL.093-582-2911

佐賀

警察本部

- ①生活安全企画
- ②特になし
- ③万引き防止対策連絡会議の開催
- ④なし
- ⑤0団体
- ⑥万引き防止対策連絡会議の中で、防犯設備士の資格を有する防犯アドバイザーによる「万引きをさせない店舗づくり」についての講話を実施。

- ①万引対策の担当部署はありますか？
 ②専門組織はありますか？(その結成時期は?)
 ③万引対策の具体的な業務内容
 ④万引対策の部署・組織のある市町村名、部門名、活動内容
 ⑤万引防止活動に関係するボランティア団体数と主な活動
 ⑥万引防止協議会や万引防止ボランティア活動の参考事例
 ⑦万引防止協議会や万引防止ボランティア活動の現在の課題
 ⑧アンケート回答者の所属と電話番号

⑦店舗の中には、規範意識の向上について認識しているものの利益を優先する企業が散見される。

⑧生活安全企画課 TEL.0952-24-1111 (内線3053)

教育委員会

- ①教育庁 学校教育課
 ②なし
 ④特に把握していない。
 ⑤特に把握していない。
 ⑥把握していない。
 ⑦特になし
 ⑧学校教育課 TEL.0952-25-7363

長崎

県庁

- ①県民生活部 交通・地域安全課
 ②なし
 ④把握していません。
 ⑤467団体(防犯ボランティア団体数)
 防犯キャンペーン等において、万引き防止啓発チラシ、グッズの配布による広報啓発活動
 ⑧県民生活部 交通・地域安全課 TEL.095-895-2316

警察本部

- ①生活安全企画課
 ②長崎県万引き防止官民合同協議会事務局(平成23年2月頃)
 ③万引き防止官民合同協議会の開催、万引き防止マニュアルの作成等
 ④市町村に、万引き対策に特化した部署や組織は無いが、各警察署単位で万引き防止協議会、スーパー・コンビニ防犯対策会議を開催している。また、安全・安心まちづくり条例が平成17年4月1日に施行され、同条例の第19条第1項の規定に基づき、犯罪の防止に配慮した大規模商業施設の構造、設備等に関する指針を定めることにより、大規模商業施設における犯罪の防止(万引き防止)を図ることとしている。
 ⑤0団体
 防犯ボランティア団体、学生ボランティアと警察が合同でパトロールを実施して店舗の防犯診断を行ったりすることもあるが、万引き防止活動に特化した防犯ボランティア団体はなし。
 ⑥(1)万引き防止官民合同協議会の中で
 ○万引き防止に向けた取組み
 ○保安警備の現場から見た万引き(高齢者万引き)の実態等について事例発表
 (2)地元の中・高校生が録音したCDを店内放送として活用した万引き未然防止対策
 ⑦資金不足等
 ⑧生活安全企画課 TEL.095-820-0110 (内線3423)

大分

県庁

- ①県民生活・男女共同参画課
 ②なし
 ③県主催の業務なし
 ④なし
 ⑤0団体/なし
 ⑥なし
 ⑦なし
 ⑧県民生活・男女共同参画課 TEL.097-534-2038

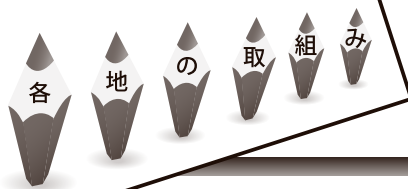
警察本部

- ①生活安全企画課 安全安心まちづくり推進室
 ③○万引き被害防止対策会議の開催
 ○万引き防止ガイドラインの作成
 ○万引き対応マニュアルの作成
 ○万引き被害(特異な例)情報の発信等
 ⑤3団体
 ○大型スーパーの店内パトロールの実施
 ○大型ドラッグストアへの立ち寄り
 ⑥○警察OBによる店舗巡回
 警友会大分東支部防犯パトロール隊による大型スーパーや大型ドラッグストアに対する店舗の巡回を実施
 ⑦○連絡体制の確立
 県内には各種の大型店舗の支店が多いが、本部が県外にあるため、県毎にブロック別、エリア別に統括された部署がなく、連絡に支障をきたすもの。(一括して情報提供できる担当者の不在)
 ⑧生活安全企画課 安全安心まちづくり推進室
 TEL.097-536-2131 (内線3034)

熊本

警察本部

- ①生活安全企画課
 ②なし
 ③平成24年10月、警察本部において「くまもと万引き防止セミナー」を開催
 ④なし
 ⑤0団体
 ⑥(1)県の緊急雇用対策の一環で雇用しているセーフティパトロール隊による万引き多発店舗の店内巡回
 (2)「くまもと万引きをさせない社会づくり共同宣言の店50店舗を警察本部に招致して、万引き防止セミナーを開催
 (3)県警マスコットキャラクター「ゆっぴー」と警察犬を掲載して万引き防止を呼びかけるオリジナルポスターの製作
 ⑦万引き防止のためのパトロールに対して、難色を示す店舗が散見されることから、いかに協力を得ていくかが課題
 ⑧生活安全企画課 TEL.096-381-0110



地域の万引犯罪防止対策についてのアンケート調査結果

教育委員会

- ①教育庁 教育指導局 義務教育課 教育振興班（義務教育関係のみ）
- ②該当なし
- ③万引きを含めた問題行動の未然防止や対策のため、市町村教育委員会を通して小中学校への指導や支援を行う。
- ④把握していない
- ⑤把握していない
- ⑥5教育事務所に警察OBの学校支援アドバイザーを配置し、万引防止も含めた問題行動の未然防止や対応について、学校を支援できる体制を整えている。
- ⑦特記事項なし
- ⑧教育庁 教育指導局 義務教育課 TEL.096-333-2690

熊本市

- ①熊本市役所 企画振興局 市民協働課
- ②無
- ④無
- ⑤把握していない
- ⑥無
- ⑧市民協働課 TEL.096-328-2036

宮崎

県庁

- ①県警察本部 生活安全部 生活安全企画課、少年課
- ②なし
- ③なし
- ④なし
- ⑤万引きに特化した活動団体はありません。
当県のボランティア団体333団体のうち、店舗内の巡回を行っている団体もありますが、具体的には把握していません。
- ⑦県内のボランティア団体の会員のほとんどが高齢者で、いわゆる現役世代が少ない。
- ⑧総合政策部 生活・協働・男女参画課
TEL.0985-26-7054

警察本部

- ①少年課、生活安全企画課
- ④なし
- ⑤万引きに特化した活動団体はありません。当県の総ボランティア団体333団体のうち約90団体（27%）が防犯指導診断を行っている。店内の巡回を行っている団体もありますが、具体的には把握しておりません。
- ⑧生活安全企画課 TEL.0985-31-0110（3023）

鹿児島

県庁

- ①なし
- ②なし
- ③なし

- ④把握していない。
- ⑤把握していない。
- ⑦特になし。
- ⑧生活・文化課 TEL.099-286-2523

鹿児島県では、「万引き防止対策」に特化した部署はありません。ただ、平成20年度から、「県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、年度毎に「県民の総力をあげて犯罪をなくす県民運動実施要綱」を策定し、実施要項中の「運動の重点及び対策」の1つとして、平成23年度から「『万引きは犯罪である』運動の推進」を掲げております。

警察本部

- ①生活安全企画課
- ③〇万引き防止協議会の開催
〇万引き対策マニュアルの作成
- ④なし
- ⑤0団体
万引きに特化したものはなし
- ⑥万引き防止ソングの作成
シンガーソングライターによる万引き防止ソングの作詞・作曲
- ⑦企業によって、万引き防止に対する認識の違いや万引き防止に対する温度差がある
- ⑧生活安全企画課 TEL.099-206-0110（内線3052）

沖縄

県庁

- ①なし
- ②県警
- ⑧青少年・児童家庭課 TEL.098-866-2174

警察本部

- ①生活安全企画課、安全なまちづくり推進課
- ②沖縄県店舗対象犯罪防止連絡協議会（平成23年7月頃）
- ③〇沖縄県店舗対象犯罪防止連絡協議会の開催
〇万引き防止啓発活動（ポスターの制作等）
- ⑤10団体
〇大型店舗等において、腕章や活動用チョッキを着用しての店内防犯パトロール
〇大型店舗等や周辺においてたむろしている少年等への声かけ
- ⑥〇「万引き防止PR大使」の委嘱
社会全体の規範に数居の低下による万引き軽視の風潮は正と官民一体となった万引き防止対策を推進することを目的に、「沖縄県店舗対象犯罪防止連絡協議会」と県警察の連名で、県内で活躍中のミュージシャンを「万引き防止PR大使」として委嘱し、万引きを許さない社会気運の醸成を図った。
また、同大使を起用した「万引き防止ポスター」を制作し、県内の各事業所等に配布して掲示中。
- ⑧生活安全企画課 TEL.098-862-0110（内3022）

地域の万引犯罪防止対策活動調査報告書

万引きを許さない地域環境づくりのための26事例

- 監 修：瀧川 哲夫（北海道大学名誉教授・心理学）
- 調 査：特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構
- 協 力：警察庁
日本小売業協会
- 発 行：平成25年11月

事 務 局 よ り

■ 寄付のお願い

日本の規範を取り戻すためにあなたの寄付が必要です。

万引犯罪防止のための社会システムの構築が広く推進されていくためには、地域社会の生活者ひとりひとりの自覚とともに、広い社会からの支援の輪が必要です。つきましては、財政的支援のご意思をお持ちになる篤志家の方々に広範なご協力を衷心よりお願い申し上げます。

■ 会 員 募 集

皆様の会費が万引犯罪を撲滅することを通じて社会貢献に役立ちます。

会員の特典や入会手続きはHPをご参照ください。皆様のご参加をお待ちしております。

会 費

- 1.正 会 員(個人) 5,000円、正 会 員(団体) 50,000円
- 2.賛助会員(個人) 5,000円、賛助会員(団体) 50,000円

■ 委員・講師派遣について

普及推進活動の一環として、地方公共団体依頼のセミナー、小売業団体からの万引防止講座、学校・PTA主催のセーフティー教室やフォーラムへの委員派遣、家庭裁判所や拘置所での講話を行っております。最近ではモデル店舗認定の審査員やTV・ラジオへの出演など、活躍のフィールドを広げております。その中で皆様との対話を強化していく所存です。

■ ボランティアスタッフ募集

平日2日から3日程度、事務局業務をサポートしていただけるボランティアを募集しています。ワード、エクセルが使える方で、万引犯罪防止に関する社会貢献に寄与したいと考えている方が対象になります。

詳しくは事務局までお問い合わせください。

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2-8

TEL. 03-3355-2322 FAX. 03-3355-2344

<http://www.manboukikou.jp>